

の不公平に甘んずるの義務なし差當り我輩の知る所に就て指を屈するも政府登用の輩に比して優に適當の人物を擧ぐること難からず況んや天下の廣きに求むるに於てをや社會公衆の視る所にては甚だ如何はしき人物にても只憲政黨員なるが故に之を用ひ黨員外のもの如何なる材能技藝あるも一切排斥とありては是れぞ天下の公器を弄ぶものにして黨閥の弊、寧ろ藩閥よりも甚だしきを見る可し薩長政府の如き往時に於ては傍若無人の舉動も多かりしかども近年來その勢力の減少と共に其情弊も大に減少したるは世人の認めたる所なるに其情弊を云々して取て代りたる新政府の舉動かくの如しと云ふ藩閥政府に對しても申譯ある可らず我輩が一般局外の世人と共に慥に認むるものにして斷じて許す可らざるの舉動にこそあれば今後ますます其舉動に注目して尙ほ改むるの實なきに於ては單刀直入、直に其急所を衝くに躊躇せざる可し今の政府の如き倒すも起すも甚だ容易なり我輩は一枝の筆、充分に其力あるを信じて疑はざれども今日まで敢てせざるものは恰も漂流羈客の窮狀を憐んで姑らく之を恕したるのみ眞實同情を寄せて飽くまでも彼等を保護せんとするものに非ざるなり其輩に於ても饑渴の患漸く去りて聊か其處を得たらんには速に本心に立返りて自から當局の本分を盡すことに心掛く可し若しも然らずして依然醜態を恣にするときは止むを得ずして筆誅の勞を取らざるを得ず我輩の筆鋒一たび閃くの日は即ち天下の人心全く政府を去るの時にして如何に狼狽するも最早や回復の望ある可らず當局の黨員輩は自から顧みて他に對して憚かる所のあるを忘るゝこと勿れ一言敢て豫告に及ぶものなり(明治三十一年八月十日)

黨員輩は單に黨内のみを見る可らず

今の政黨員輩が在野の當時、大言壯語あらん限りの法螺を吹立てたるは決して咎む可きに非ず世間多數の愚人を瞞著して大に黨勢を張り以て時の政府に當らんとするに法螺を外にして手段ある可らず政府には云々の情實あり云々の弊害あり内治も擧らず外交も奮はず言語道斷國事を託す可らず吾々にして取て代るときは面目を一新し大に爲す所ある可しとて人心を煽動したるは自からは是れ政治家の略にして必ずしも實行を期したるに非ず左れば一旦目的を達して政府の地位を得たる今日に至り當時の大言壯語を抵當にして其實を責めんとするが如きは局外の我輩に於ても敢てせざる所なるに當局者が一時の方便として放ちたる其大言壯語の始末に苦しみ行政改革など唱へて當座を彌縫せんとするは尙ほ可なれども末派輩の獵官熱に襲はれて之を防ぐの術なく世間の見る所にては如何はしき人物迄も何か地位を與へ、與へ又與へて今は殆んど與ふるの餘地なきに苦しみ内部に不平を醸すと同時に世間に對しては早く既に黨閥發生の感情を懐かしめんとす、都て是れ因循姑息、當局者に鐵腸なしと云はるゝも辯解に窮することならん在野當時の大言壯語は假令ひ法螺とは云ひながら其法螺に雷同して年來奔命に勞したる輩を今更に見捨るは情に於て忍ぶ可らず今日これに對して論功行賞の沙汰も自から止む可らざるのみならず實際には黨員の多數を操縦して立脚の地を固むるの必要もあらんなれども既に空論無責任の地位を去て國務料理の實に當る以上は自から眼界を大にして國民全體の利害を考へざる可らず今の政黨多數と稱するも其多數は比較の數にして決して全體の多數を占むるものに非ず然かのみならず局外には學問智識を具へて社會に有力なる士人多し是種の士人は區々たる得喪を意に介せずして政治上には冷淡なるが如くなれども若しも之を度外視して其心を失ふときは政府の維持は一日も能くす可らず單に政黨の多數を以て天下の事を自由にせんとするが如き思はざるの甚だしきものと云ふ可し當局輩の大に注意す可き所なり王政維新の

黨員輩は單に黨内のみを見る可らず

革命は所謂有志家の輩が尊王攘夷の一點張りを以て人心を煽動し其勢を假りて幕府を倒したるものに外ならず或は宋派の中には眞面目に其説を信じて王政復古など唱へ一切の制度を千百年前の古に復せしむるのみならず攘夷の如きも髓に實行を期して必死の奔走したるもの多かりしことならん否な實際に間違ひもなき事實なりしに扱ひよ、倒幕の目的を達したる其後の成行を如何と云ふに新政府の新政を見れば帝室の尊嚴は一毫も變る所なければ復古などは思ひも寄らず況んや攘夷に於てをや嘗に外國人を嫌はざるのみかます、之に親しみて所謂開國進取の方針を執り一瀉千里急行進歩の勢なりと云ふ末派の輩は恰も賣られたるの姿にして憤激せざらんと欲するも得べからず其憤激は非常にして遂に發して叛亂と爲り政府を騒がしたること一方ならず維新以來國內度々の騒動は孰れも其餘波として見る可きものなり若しも當時の當局者に決斷なく假令ひ攘夷の極端に至らざるも末派の輩の人氣を取らんとして方針を曖昧にしたらんには國內の反動を招かざると同時に今日の如き改進黨は到底見るを得ざりしことならん藩閥政府が兎に角に國務の大體を誤まらずして三十年來政權を維持したるは其決斷の機宜に適して世間有識者の同情を得たるが爲めに外ならず今の黨員輩が在野當時の大言壯語は尊王攘夷の議論に等しく只是れ一時の略にして自から責任の地位に立つときは固より行ふ可きに非ず當局者に於ても自から知る所ならん思ふに目下の時勢は舊時に殊なり政黨内閣と云へば議會に多數を制すること第一の必要なるが故に附和雷同の我利々々亡者輩も自から手なづけ置かざる可らず彼れも一時此れも一時とて斷然舉動を一變するの大變化は或は望む可らずと雖も昨今の如く只その輩の獵官熱を慰むるの一方に忙はしく恰も政府の地位を擧げて黨内の私利私慾を充すの用に供し滿天下局外の士人を度外視するに至りては餘りに甚だしと云はざるを得ず現内閣の如き薄弱の政府に大決斷の見る可き者なきは敢て咎むるに足らずと雖も若しも

此儘にします、内部の醜を恣にし局外士人の心を失ふこともあらんには百事既に去れりと覺悟せざる可らず黨員の輩にして私利私慾の外に餘念なければ致方なけれども我輩は其輩の平生に徴して然らざるを信するものなれば或は一時末派の人氣を損することあるも政治家たるの本領には背く可らずとて多少にても自家の所信を實にして聊か識者の望に答ふるの奮發を勸告せざるを得ず此際に當りて局外士人の同情を失ふときは折角端を開きたる政黨内閣も如何なる成行を見る可きや甚だ疑はし我輩の婆心自から禁ずる能はず敢て忠言する所以なり(明治三十一年八月十四日)

外務大臣問題

過日來政府の邊にて誰れと云ひ彼れと云ひ一時氣迷ひたる外務大臣の問題も相談纏まらずして昨今は泣寝入りの姿なれども内部の事情を聞けば此儘沙汰止みは覺束なく折に觸れて再發の模様ありと云へり思ふに目下我國の重大事は殆んど外交の局面に在りと云ふも可なり今更ら申す迄もなき所にして憲政黨の輩が政府を組織するに當りても外交上には必ず成算を存したることならん否な他事は兎も角も此一事に關しては豫じめ當局の人物も一定して此人ならば目下の局面に當らしめて差支なしとの自信なきを得ず大隈總理の兼任は此邊の意味に外ならざる可しと思ひの外、組織勿々早く既に外務大臣の問題を催ほして彼處此處と持廻はしたる末、一旦は江原氏とまで内定したるよし氏の如きは我輩の全く知らざる人物にして如何なる英雄豪傑なるや量る可らずと雖も聞く所に據れば當人に於ても他の地位ならば兎も角も外務の當局は其任に堪へずとて辭退に及びたりと云ふを見れば學識伎倆は別として外交上には全く無經驗

の人なるを知る可し是れに由て之を見れば外務大臣の問題は全く政黨内の折合の爲めにして其輩に於ては折合さへ付けば如何なる人物にても差支なしと認めたることならん政黨の折合は夫れにて差支なからんれども國家外交上の折合の爲めには甚だ迷惑なり斯くの如きは黨内の情實の爲めに國家の大事を弄ばんとするものにして斷じて許す可らざる所のものなり抑も外交は自から一種専門の技藝にして如何なる學問智識の人物にても決して適任と認むるを得ず多年來個中の經驗熟練を積んで腕前の確なる其上に内外に對し信用の淺からざる老練家にして始めて其任に堪ふ可きのみ我輩の所見を以てすれば今の政黨員中には殆んど其人なしと云はざるを得ず實際に間違ひもなき事實なり然らば則ち如何す可きやと云ふに外交は日本國の外交にして政黨の外交に非ず苟も日本人にして適任の人物あらんには何人にも差支ある可らず此一段に至れば我輩は眼中藩閥なく政黨なく廣く日本人中に適任者を求めんと欲するのみ故陸奥氏の如きは近來傑出の外交家にして若しも此人にして生存せんには申分なけれども今は如何ともす可らず目下の政界に於て指を屈すれば伊藤井上の二氏なれども此兩人は共に前政府の當局者にして到底今の政府に出づるを肯んずる者に非ず孰れも見込なしとして更に顧みて現政府の内を見れば先づ大隈を推さざるを得ず其伎倆の果して絶倫なるや否やは知る可らずと雖も年來の經驗も乏しからず且つ自からも大に任ずる所あるよしなれば差當り兼任の儘にて然る可しと思へども部内に於て外務云々の問題あるを見れば何か差支あることならんか果して然らば先づ當人の都合を聞亂して既に總理の重職に在る上は一身多忙、兼任の暇なしとあらんには止むを得ず適任者を求むる其人物は固より總理の指定に任じて他より云々す可きに非ず大隈の説に今の外交家中にて外務大臣の候補者なる可きものは林董加藤高明の兩人なる可しと曾て其口より洩れたることもあるよし或は然らん此二人の如きは世間に於ても其經驗伎倆を認めて

強ひて反対はなかる可し我輩も共に矚目する所なり左れば大隈にして自から兼任に差支なしと信じたらんには夫れまでにして部内に云々の説を生ずることはなき筈なるに現に其問題の起りたるを見れば實際に兼任の難きを認めて他に譲るの念を發したるか果して然らば兼てより適任と認めたる林加藤兩人の中より推舉して速に兼任を解く可きのみ若しも自から兼任の志を懐きながら之を明言するを得ずして部内の云々を醸し後任者の問題に遭へば又自から適任と認めたる人物を擧ぐる能はず恰も外務の椅子を黨内の玩弄物に供して勝手次第に持廻るの兒戲を許すが如き自から無力を示すものにして總理たるの實は毫も見ることす斯くの如きは寧ろ政府の根柢より止めにして全く他人に譲るに若かず黨内の情實の爲めに國家の重大事を弄ばるゝは國民の一日も忍ぶ可らざる所なればなり此問題にして此儘沙汰止みと爲れば差支なけれども若しも今後更に云々を生じて決せざることあらんには我輩は一を推して二三を測り今日を見て他日を卜し思切て現政府の全滅を祈るものなり(明治三十一年八月十六日)

憲政黨員に告ぐ

藩閥政府倒れて憲政々府成る天下これを稱して政黨内閣と云ふ黨員の得意想ふ可し我輩に於ても亦政治上の進歩として認むる所なれども抑も其輩が二十年來政界に奔走したるは一身の私の爲めか將た天下國家の爲めか一言敢て質問せざるを得ず彼の自由黨と云ひ進歩黨と云ひ從來聲言したる所に據れば其目的は藩閥政府の非を匡して日本國の施政を正當に歸せしむ可しと云ふに在り即ち疑ひもなく天下國家の爲めに奔走したるものにして我輩が世人と共に明に記憶する所なり然るに今回の政變に藩閥政府は全く倒れて政界の根柢より一新したりと云ふ政黨の方より見るときは年

來の目的を達したるものにして最早や此上に望む所はなき筈なれども舊政府にして既に倒るゝときは自から之に代るの政府を組織せざるを得ず實際の必要にして今や其組織の任は政黨の責に歸したることなれば其輩が自から出で、事に當るは即ち政黨内閣の實を行ふものにして寧ろ我輩の望む所なり左れば憲政々府の組織は至當の順序にして決して怪しむに足らずと雖も其政府の有様を見れば創立匆々とは云ひながら呆れ果てたる始末にして只、人をして顰蹙に堪へざらしむるのみ昨今獵官なる語は殆んど政界の通語と爲りて之を怪しむものなく黨員の輩は官職の獵狩を以て恰も自家の特權の如くに心得、公然その特權を主張して當局者に迫る其有様は蟻の甘きに就くと一般にして當局者の門前、市を成して賓客堂に滿つる其賓客は孰れも獵官者のみなりと云ふ新政府に人物の採用は固より必要なれども其採用は自から當局者の鑑識に存することなるに公然自から進んで獵官とは醜態に非ずして何ぞや今の憲政黨員は全國にて幾千人を計ふる其黨員輩が擧つて獵官とあれば中央政府は無論、各地方廳の屬官雇に至るまであらん限りの官職を悉くして其求めに應ぜんとするも實際の數に於て許す可らず況んや漫に門を開て其輩の要求を容るゝときは單に獵官を目的として憲政黨に入るもの幾萬人の多きに至る可し到底始末の付かざるは明白の數なるに自から其數を量らずして先を争ふて獵官運動に汲々たるは之を目して大馬鹿物と評するの外なし是れに由て之を見るときは黨員の輩が二十年間の苦節など稱したるは只是れ一片の法螺にして實際は立身出世の爲めに運動したるものと認めざるを得ず即ち彼等が天下國家の爲めなりとて藩閥政府を攻撃したるは全く一身の私の爲めにして其取て代る云々とは藩閥人の榮華を羨んで自から之を得んとしたるに外ならざる可し果して然らんに國民は恰も政黨員の爲めに欺かれたるものにして藩閥政府の代りに黨閥政府を見たるに過ぎず左りとは堪へ難き次第ならずや黨員の輩は自から何と考へつゝあるや知る

可らずと雖も實際の始末に徴しては如何に認めらるゝも辯解の辭なきことならん維新革命當時の談を聞くに時の有志輩は實際死生の間に出入して目的を達したる者なれども新政府の創立に際しては自から進んで地位を求めんとするの輩甚だ少なく當局者は却て之を引留むるの工風に苦心したる程なりしと云ふ蓋し當時の輩は眞實天下國家の爲めにするの目的を以て奔走したる者にして心事甚だ淡泊のみか新政府の施政にして其目的に反することもあらんには更に奮起して之を倒さんとするの勇氣に乏しからざりしが故に當局者に於ても利祿を外にして専ら其心を擲るに勞したることならん今の政黨員の始末に比して全く反對なるを見る可し維新の當時と今日とは自から時勢人情の變化も少なからざれども二十年來天下國家の爲めと唱へ藩閥政府に反對して大に運動しながら一旦目的を達したる曉には只一身の私利々慾を恣にするのみとありては天下公衆を欺きたるの罪は申す迄もなく差當り藩閥政府に對しても申譯ある可らず我輩は一々その始末を擧げて彼等を詰問するの材料に乏しからざれども之を擧ぐるときは自から紙面を汚すの醜を犯さざるを得ず敢てせざる所なれども凡そ人間には自から廉恥の心なきを得ず其輩にして苟も人間羞恥の何物たるを知らんには自から其心に問ふて聊か謹しむ所ある可し若しも然らざるに於ては我輩の言ふまでもなく世間一般の人に怒られて其醜を天下に發表せらるゝに至る可し一言敢て憲政黨員に告ぐるものなり（明治三十一年八月十八日）

自家の臺所より始末す可し

政府に冗員の多きは疑もなき事實なれども漫然これを云々するは恰も隣家の僕婢の多少を論ずると一般にして空論に涉らざるを得ず隣家の内事は隣家の主人に非ざれば知る可らず局外の謾論、事の肯綮に中るは甚だ難し容易に喩を

する所以にして又ますく増給の困難を感ずる所以なり又更に一例を云へば官吏の中に著譯等の業に従事し又は學校の教授を兼任する者あるが如き一方には執務の時間に餘裕あると同時に一方には俸給の足らざるが爲めに他に収入を求むるの事實を示すものにして兎に角に冗員の多きと俸給の足らざるとは明白なる事實にこそあれば今の官吏の數を半減して實際に差支なきの數を認めたらば早速これを實行し冗員淘汰の爲めに節し得たる經費をば勤績官吏の俸給に充て現在に二倍の割合を以て増給を行ふ可きのみ或は實際に其節し得たる金額にして二倍の増給を行ふに不足とあらんには更に國庫より支出し尙ほ不足とあらんには政府の収入を増して之に充つるも差支ある可らず果して暑中休暇を廢し執務時間を十時間とし又官吏の數を半減して世間普通の勞に役せしむることゝ爲さんには増給は固より至當の處置にして之に異議を唱ふるものある可らず我輩の實行を勸告する所なり我輩局外の眼を以てするも實際の數に徴して政府に冗員の多きを認むるに難からず況んや當局者の如き新任勿々とは云ひながら現に其局に當りて親しく目撃したらんには局外の見所よりも更に適切なるものある可し漫に大言壯語して行政の改革など世間に吹聴することを止め差當り坐前の事に著目して先づ自家の臺所より始末すること肝要なる可し(明治三十一年八月二十四日)

責任内閣の實を明にす可し

王政維新以來の政府を見れば純然たる藩閥政府にして當局者の進退は只天皇の命あるのみとて全く他を顧みざるの勢なりしに明治二十三年國會開設して藩閥の勢力大に減縮し隨て大臣の責任論を生じて所謂責任内閣の説も盛なりしかども政府人の中には大臣は君主に對して直接に責任を負ひ人民に對しては間接に責任を負ふものなりなど唱ふるも

のありて政府の責任を解剖すれば恰も君主に七八分、人民に二三分の邊に存したるものと思ひたることならん即ち大臣の進退は外より喙を容れしめずと稱しながら實際には議會の上奏の爲めに夫れとなしに黜陟を行ひたることもあるが如き自から其趣を見るに足る可し然るに過般の政變に政黨内閣の組織は民論の兼てより希望したる責任内閣の實を擧げたるものにして今度の政府は人民に對しても必ず充分の責任を負ふことならん自から政界の進歩として認む可きなれども或は政黨内閣は人民に對して充分の責任を負ふ代りに帝室に對しては全く責に任せざるものなり即ち單に民意に従て政治を行ひ帝室を度外に置いて虚器を擁せしむること責任内閣の本意なる可しなど思ふものもあらんには大なる心得違ひと云はざるを得ず抑も天皇は國の元首にして統治權を總攬し給ひながら實際には神聖犯す可らざるものとして政治上には如何なる失體あるも其責任は全く政府の當局者に負擔して苟めにも帝室を煩はし奉る可らず是れぞ即ち立憲政治の本意にして責任内閣なるものは人民に對して責任を負ふと同時に帝室に對するの責任は專制政府に比して更に幾層、大ならざるを得ず彼の袞龍の御袖の下に隠れ又は君命に口を藉りて進退を曖昧にするが如きは責任内閣に許す可らざるの舉動にして立憲大臣たるもの、最も謹しむ可き所なり凡そ今の社會には如何なる明君賢相をして如何なる善政美事を行はしむるも滿天下の人民が鼓腹擊壤、その徳に感化して一言の不平を唱へざるが如きは決して望む可らず人智進歩すれば隨て事物の複雑を致し又隨て利害の錯綜を見るの常にして政府の施政の如き一方に賛成するものあれば一方に反對するものなきを得ず政府に圓滿の人望を收むるは到底望む可らざるの望なりと知る可し例へば人民の訴訟の如き法律の明文に照らして判決せらるゝときは双方孰れかの勝敗は最初より明白なるに互に原被と爲りて法廷に争ふは双方共に自家に必勝の理由あるを信するが爲めにして敗訴の一方は必ず不平に堪へざることならん單

に一片の法律に據て決す可き訴訟の沙汰さへも實際の煩累尙ほ且つ斯くの如し況んや政府の施政は自から一定の方針ありと云ひながら滿天下幾千萬の人民を相手にして然かも其利害に直接の事を行ふものなれば種々の不平は固より覺悟の前として斷行せざる可らず蓋し政黨内閣の如きは多數の力を味方とし少數の反對を壓する窮策に外ならずして少數の方より見るときは多數の壓制に苦しめらるゝものと云ふも可なり左れば一方に得意の者あると同時に一方に不平の者あるは必然にして其不平は何れの邊に向て發す可きやと云ふに若しも政府の當局者にして其責に任ぜず袞龍の袖に隠れ又は君命に口を藉することもあらんには其成行自から帝室を煩はすに至らざるを得ず容易ならざる次第なりと云ふ可し即ち政黨内閣の是非とも責任内閣たらざる可らざる所以にして政治上の責任は一切當局者の身に引受けて苟めにも帝室に煩を及ぼし奉るの掛念あるものは斷じて之を謹しみ帝室と人民とに對し充分の責任を負ふて事に當らんには假令ひ人民の中に不平あるも其不平は單に時の政府に對するの不平にして一たび帝室を仰げば政府もなく人民もなく一視同仁たゞ其恩徳の國中に遍きを見るのみとあれば其不平も自から緩和してます帝室の尊榮を祈らざるを得ず我輩が政黨内閣に對し最も望を屬する所のは此一事にして帝室の尊榮を發揚し滿天下の人民をして平等一様永く其恩徳に浴せしむるの工風は一切の責任を當局者の一身に引受けて全く政治の煩累以外に安んじ奉るの外ある可らず今の當局者の輩に果して此邊の考あるや否や自から責任内閣など稱しながら其責任の何物たるを解せず或は其進退施設等に關し苟めにも帝室の事を云々して其庇蔭に依らんとするの舉動もあらんには假令ひ窮餘の窮策とは云へ取りも直さず政治の責任を帝室に及ぼし奉るものと云はざるを得ず斯くの如きは恰も藩閥政府の舊套を學ぶものにして責任内閣の實は毫も見ること可らず我輩の斷じて取らざる所なり尙ほ事の序に一言せんに此程當局者の一人が或る集會にて

演説したる其演説中に共和政治云々の辭ありしとて世間の物議を招きたるが如し演説の趣旨は我國の千百年後に共和政治を見る可しとの意味に非ず例へば文章に假令ひ太陽西より出で黄河逆に流るゝも云々等の句あるが如く假りに其事ありとするもとて單に譬に用ひたるのみなるは前後の論法に徴して明白なるに世間の好事者が恰も之を大不敬の言として咎むるは牽強附會に外ならざれども一書生の談論なれば兎も角も苟めにも當局者の一人として前後に關係もなく必要もなき處に共和政治云々など入らざる禁句を犯したるは當人の不注意にして畢竟老練の嗜に缺くる所あるが爲めに外ならず今後大に謹しむ可き所のものなり（明治三十一年九月四日）

貴族院議員の本分

貴衆兩院は兩々相對して互に相下らず共に議政の府として其權限を等うするものなれども實際の效用に至りては自から其趣を殊にせざるを得ず下院の議論は時として過激に涉り動もすれば政府と衝突の危険なきに非ず是時に當り政府と人民との間に立て其熱を緩和し衝突の患を避けしむるは上院の效用なりと云ふ古人も曾て説きたる所にして上院が貴族學者財産家等自から著實の人物を以て組織せられ下院に對して重きを成す所以なる可し我貴族院も議院は華族勅選議員多額納稅者等より出で、其議論も衆議院に比して割合に著實なるは畢竟自から其本色を解するものにして斯くてこそ必要な場合に貴院の效用も見ること可きなれ我輩の頼母しく思ふ所なるに聞く所に據れば近來貴院の議員には政論に熱するもの多く次期の議會には活潑なる反對説も出づることならんと云ふ抑も現政府は政黨内閣にして衆院に絶對の多數を占むる其上に年來の藩閥政府を倒したるは全く政黨の力に外ならずとて非常に得意の最中なれば或は其多

數を頼み興に乗じて如何なる熱を逞うするやも圖る可らず果して斯る成行もあらんには貴院たるものは中正の説を執て之に反對し極端の弊を戒しめて其熱を緩和せざる可らず是れぞ貴院の效用を現はすものにして我輩の飽くまでも希望する所なれども若しも事、茲に出でず單に政黨に懐からざるの一點よりして或は歳計豫算などの問題に喙を容れ以て衆院に反對せんとするが如き舉動もあらんには恰も自から政熱の中に投ずるものにして貴院の效用は全く見る可らざるのみか其結果甚だ妙ならざるものある可し我輩の斷じて取らざる所なり抑も貴衆兩院その權能は同等一様と申しながら金の一段に至れば實際衆院の知る所にして貴院は寧ろ門外漢の地位に立つものと云はざるを得ず其次第を語らんに貴院議員の中には殖産増富の事に全く無關係のみか實際は他の勞力の餘澤に依て豊に生活するもの多し即ち大名華族の如きは此種類にして何百何十萬など唱ふる財産は政府より授けられたる祿券を其儘か若しくは株券地面などにして所有するものに外ならず顧みて殖産社會の人民を見れば終日營々自から額に汗して勞役に暇なく今は政府人爲の壓制を免かれて封建時代の如く收斂苛税に苦しめらるゝの掛念はなけれども農民の如きは天然の災厄即ち風雨洪水地震蟲害等の出來事にも心膽を寒うしてろく／＼安眠も得ず本年も何卒無事にあれかしとて僅々の收穫を生命の綱として之に寄縋り生活の餘裕など到底望む可らざる境遇にてありながら納税の義務は苟めにも怠らずして然かも國費の大部分を負擔する其中に華族の輩は風雨寒暑に心を勞せざるのみか優に祿券に衣食して封建時代の大名その儘なる鷹揚の生活を爲しつゝありと云ふ元來今の華族に如何なる功勞ありて斯る優待を受くるやと其由來を尋ねれば何百年前關ヶ原の戰爭に偶然徳川に味方して戰勝の分前に與りたるものに外ならず恰も今の政黨員の輩が大隈板垣の下に奔走して藩閥政府に代り所謂獵官の目的を達し得たと同様、決して永世不朽の功勞として認む可きに非ず實を云へば維新

革命の當時、藩籍奉還と共に其功勞も終りを告げて本の無一物に立返ること當然の次第なるに然るに大名の名が華族と變りたるまでにて舊祿高に相應する祿券を授けられ今日に至るも何百何十萬の財産を有して贅澤の生活に差支なきは畢竟國民の恩恵にして其輩に於ては飽くまでも感謝す可き所のものなり左れば殖産社會より見て双露盤一片以て損得を勘定すれば大名華族は無論公卿華族も新華族も平等一様何百名の人々は實際に一錢の錢をも生ずるの力なく全く他の勞力に依頼し粒々民の辛苦に衣食する一種の厄介者にして寧ろ殖産の事を妨げつゝありと云ふも可なり喩へば彼の蟲害の如き收穫を害すること一方ならずして農民の大に怖るゝ所なれども實際に蟲害は必ずしも年々歳々の害に非ざる其上に自から撲滅の工風あるに反し華族と名くる厄介者に至りては何百年來今日に至るまで曾て自から手足を勞したることなく専ら他の勞力の結果に食むのみなりと云ふ蟲害に比して更に甚だしきものと云ふ可し左れば彼等が果して殖産界の蟲にして其毒害を放つのみならず速に之を撲滅して差支なき筈なれども社會の事は複雑限りなく一見害物の如くにして實際には自から利用の道あるもの少なからず華族の如き單に殖産上より見ればこそ右の次第なれども姑らく度量を大にして觀察するときは彼等は幾百年來社會の上流に位して自から重きを成し他に望む可らざる一種の名望榮譽を具ふるものなれば俗界の物情喧嘩沸騰して狂熱制す可らざる場合には其名望榮譽を利用して之を緩和するの效用なきに非ず即ち華族利用の道にして今後の社會には自から其必要を感じるの時ある可し決して無用視す可きものに非ざれば其輩にして果して自家の本分を守り其效用を全うするの心掛あらんには人民に於ては敢て極端の事を口にせざるのみか其名望榮譽を敬重して不平を唱ふるものはある可らず左れば今の華族たるものは大に自から戒しめ苟めにも貴院議員の權能など云々して其身柄に縁もなき國家歲計等の事に喙を容るゝを避け以て自家の本分

を全うすることを勉む可し社會の同情を得て其地位も自から堅固なるを得べし我輩の敢て望む所なれども法外の野心自から禁ずる能はず世間並に金錢上の問題などまでも論ずるの決心ならんには先づ自家の財産を國家に還付し人民同様、裸體の身と爲りて大に論ず可し若しも斯くまでに奮發すれば如何なる舉動も勝手なれども財産は既得の所有權、法律上に剝奪されざる限り自から還付は思ひ寄らずとあらんには差當り爵位を返上して自由の身と爲り衆院に出で、思ふ存分に議論を闘はず可し自から男子の事にして世間に於ても必ず之を喜ぶことならん華族の輩に果して其勇氣ありや否や我輩の聞かんと欲する所なり若しも實際に其勇氣を缺きながら貴院の權能を楯として身分にあるまじき事にもまでも立入らんとするが如きは是れぞ自家の本分を忘るゝものにして其結果は單に華族の地位を危うするのみならず貴族本來の效用をも没却するに至る可し斯くの如きは其一身は兎も角も立憲政治の精神を傷くるものにして斷じて許す可らず其輩に於て篤と勸考す可き所のものなり（明治三十一年九月二十日）

支那の改革に就て

近來支那上下の人心一變して頻りに我國に依るの傾向を呈したり彼等は日清戰爭の大敗次で歐洲強國の脅迫に遭ふて殆めて幾千年來の迷夢を覺まし立國自衛の道は西洋文明の主義を國內に入るゝに在りと認めて扱其方法を如何す可きやを考ふるに西洋の主義には自から利害長短あるを免かれざれども隣國の日本を眺むれば開國四十年の間に西洋の事物を輸入して非常の成績を收め得たり左れば日本人が毒味して無害有效を證明したる事物ならんには直に採用して差支ある可らず一切萬事日本の例に倣ふ可しとて恰も文明東道の主人と認めて之を重んじ之に依るの心を生じたるは

實際の事實にして政治上諸般の改革は申す迄もなく或は外交上の事さへも我國の意向を聞て處分せんとする程の次第にして日本人に對して恰も兄弟の交を求むるの有様なりと云ふ其人心の變化こそ非常の大變化にして我輩の驚く所なり抑も日支兩國は古來同文の國と稱し日本の文字は支那の傳來にして國の大小を問へば固より比較の限りに非ず又人口は其十分の一に過ぎず然かのみならず宗教道德學より百般の工藝技術に至るまでも其本を尋ねれば孰れも支那より輸入したるものにして支那は正しく日本の師國と認めざるを得ず支那人が我に對して倨傲なりとは日本人の從來一般に唱へたる所なれど右の關係を見るときは其倨傲も決して無理ならず若しも彼我地を易へたらんには日本人とても必ず他に對して倨傲なりしことならん現に我國と朝鮮との關係に徴しても其事情を推測するに足る可し即ち支那人の日本を視るは東海の一孤島、朝鮮の少しく大なるものとして殆んど齒牙にも掛けざりしものが遽に幾千年來の態度を改めたるのみならず然かも僅々數年前に戰ふたる其戰敗の憤をも忘れ從來の關係を全く逆にして恰も門弟子の禮を執て我に師事せんとするに至りては其變化の非常なる只驚く可きのみ即ち彼の上下一般共に年來の非を悟り誠意誠心我を信するに至りしものにして喩へば大家の息子が俠客の義心を認め身を投じて之に依ると同様の次第なれば我國人たるものは親切一偏他に接して苟めにも之を輕蔑するなどの舉動は斷じて慎まざる可らず日本の進歩著しと云ふと雖も開國以來僅々四十年の事にして支那に比すれば單に一步を先んじて西洋文明の主義を取りたるが爲めに兎に角に世界の一國として認められたるに過ぎず又彼の戰爭とても支那人の備なきに乗じたればこそ斯くの如き大捷を博したるのみ此方より見るときは恰も怪我の功名と云ふも可なり外國人等の喋々稱讚こそ實は恥入る次第にして敢て誇るに足らず只その結果が偶然にも支那人を警醒して斯る大決心を爲さしめたるは望外の僥倖にこそあれば彼等が眞實、心の底よ

り我に親しみ來て益を乞はんとするに當りては飽くまでも舊來の關係を忘れずして舊師國舊恩人を以て之を遇しあらん限りの力を盡して彼の求むる所に應じ其足らざる所を助けて幾千年來の師恩に酬い今後互に文明の事を共にして眞實兄弟國たることを期す可きのみ他の弱味に付込み之を輕蔑するが如き日本人の斷じて爲す可らざる所のものなりとして扱實際に支那の爲めに謀りて其改革法を如何す可きやと云ふに或は日本人の考にては改革の第一著手は政府の一に在り日本の改革が王政維新より始まりたるに等しく支那の改革も先づ北京政府より著手せざる可らずとて日本人が自から書下したる筆法を其儘に支那に試みんとすることもあらんには非常の間違ひと云はざるを得ず抑も彼我國情の相違は固より云ふまでもなしとして差當り形の大小に就て見るも喩へば小男の身體は輕快敏捷にして行動飛躍、自由自在なるに反し身體肥滿のものは動くにも止まるにも自から不如意なるに同じく支那の運動は日本に比して自から遲鈍ならざるを得ず更に動物に喩ふれば日本は猶ほ犬の如く支那は猶ほ象の如し犬は一言の指令の下に忽ち四肢を動かして能く走れども象に至りては自から動かんとするもいよ／＼一步を移す迄には多少の時を費さざるを得ず左れば其運動の遅々たるは自然の數にして例へば日本にては一年の間に成功したる事業も支那に於ては五七年を要するものとして氣永に其改革を期せざる可らず我四十年間の進歩を以て直に彼れに擬せんとするが如きは犬の心を以て象の運動を付度する者と云ふ可きのみ況んや更に一步を進めて其人情風俗の如何を見れば自から數千百年來の習慣を存して容易に破る可らず今回彼等の奮發は非常の大決心なりと云ふ我輩の髓に認むる所なれども實際を云へば其本心は飽くまでも忠孝仁義にして西洋文明の事物云々とは單に他の長を取て我が短を補はんとするの流に過ぎざることならん我國維新前後の事情に徴するも今の支那人の考は凡そ此邊の程度に在ることならん敢て怪むに足らざれば之に對するに

は自から對手を見て法を説くの心掛なかる可らず若しも然らず急激一偏、例へば年來草根木皮の外に會て醫藥の經驗なき病人に遽に切斷術又注射法を試みんとすることもあらんには一發他を驚かして新治術を厭はしむ可きのみ日本人は曾て一たび之を朝鮮に試みて失敗したり大に警しむ可き所のものなれば支那の治療には務めて性急の弊を避け患者の好む所、矢張り漢方流の煎藥ならんには強ひて之を禁ぜずして其所好に任せながら煎藥の中に西洋流の藥物を混じて之を與ふるなど次第に新主義の效能を知らしめて漸を以て化するの手段を執る可し遽に新奇の法を試みて患者を驚かし折角の奮發心を挫折せしむるが如きは老練家の敢てせざる所なり左れば支那の改革に就ては篤と彼の國情を察して對症の法を案じ氣永に成功を期せざる可らず第一著に北京政府の一新など突飛の改革案は我輩の斷じて取らざる所なりとして又第二には彼の留學生をして方向を誤まらしめざることに注意す可し彼の國論、一切の改革は都て日本の成績に依ると決したるに就ては先づ差當り留學生を我國に派遣することゝ爲り既に來りたるものもあり今後續々渡來して或は皇族などの中にも來遊するものあるかも知る可らずと云ふ扱その留學生は孰れも壯年血氣の輩にして改革の念を懷くものこそ多からんれば多年留學の其中にはます／＼其念を長じて政論に熱し遂に或は我國の政客輩と交を結んで過激の議論を上下し悲歌慷慨、一轉して革命などの志を發するものあるに至るやも圖る可らず従て我政客の中には一種の熱心者少なからず此輩の如き眼中に外交の大勢を見ずして單に東洋の興廢論など云々し恰も戰國の策士を氣取りて他國の壯年輩を煽動し事を起さしむるを以て能事と心得るものゝ如し若しも彼の留學生等が是種の政客輩と親しみて其説を聞き本國の改革は第一に北京政府の老物を倒すに在りなど唱へていよ／＼過激論に熱するにも至らんには事甚だ妙ならざる可し支那は朝鮮の如き半亡國と殊にして書生輩が如何なる事を企つるも政府を動かす力なきは

明白にして此一段は安心なれども彼等の政論餘り騒々しくして自然に北京當局者の耳に達するときは如何ある可きや支那政府が幾多の留學生を我國に派遣するには自から監督の者もある可しと雖も喻へば地方の人が其子弟を東京に遊學せしめて夫れ々々の學校に託しながら別に在京の朋友親戚等に依頼して其消息を探り知るが如く彼の政府に於ても留學生の舉動に關しては微細の點に至るまでも自から之を知るの便に乏しからざることならん蓋し彼の政府の故老中には今尙ほ心の底に改革を喜ばざる輩も必ず多きことならんれば若しも留學生等の舉動を探知するときは彼等が學生の身分をも顧みず日本の政客輩と交りて政論を喋々し剩さへ政府の革命を唱ふるなど、は何事ぞや日本に留學せしむるは恰も亂臣賊子の養成を託するものに異ならず危険極まる次第なれば早速止めにする可しとて學生召還の議を生ずるやも知る可らず學生の召還差支なしとするも俗に云ふ坊主が悪くければ袈裟までの喻に漏れず我國にも悪感情を及ぼす其結果は遂に文明主義までも排斥して百事都て非なるに至る可し左りとは關係する所、容易ならず決して等閑視す可きに非ざれば彼れより自から監督者の來ることならんれども我政府に於ても間接に之を監督して注意に怠らず一切政客輩などの交際を避け一意専心學問勉強に従事して眞實留學の目的を達し穩當著實の思想を懷いて歸國せしむるやう呉れ々々も勉めざる可らず今後支那の改革に就ては日本人の責任甚だ大なり我國人たるものは舊來の關係と永遠の利害とを考へ親切一偏これに對して苟めにも彼の希望を空うせしめざることに注意す可きものなり(明治三十一年九月二十二日)

軍事國防

海軍擴張の外ある可らず

我國が幾多の人命財産を犠牲に供し戰勝の結果として收め得たる遼東半島を還附したるは露獨佛三國の勸告に由るものにして其理由は支那大陸の割讓は東洋の平和に妨ありと云ふに外ならず吾々日本人の明に記憶する所なるに然るに其舌の根の未だ乾かざるに勸告の主動者たる獨逸が些細の事件を口實にして無法にも膠州灣を占領し然かも永久占領の實を成したるは取りも直さず支那の大陸を割讓せしめたるものにして正しく東洋の平和を害するの舉動と認めざるを得ず奇怪至極、斷じて許す可らざる所のものなれども翻て顧みれば今の世界の外交は國際の禮儀又は公法など云云して體面を粧へども其粧ひの皮を剥て事の真相を露出すれば紛れもなき弱肉強食の有様にして義理も人情もある可らず一旦、力の強きものが假面を脱て有りの儘の本色を現はすときは夫れまでのことにして區々たる理論の如き全く無効と知る可きのみ左れば此際他の舉動を咎めて抗議を試みるも只一言の下に反撥さるゝのみにして何の效力もなきのみか眞實これを試みんとならば心の底より確と覺悟して結局は力に訴ふるの決心なかる可らず時と場合とに由りては或は國の運命を賭しても争はざる可らざる成行もあらんかなれども今は容易に戰を云ふ可きの時に非ず輕舉暴動は我輩の斷じて取らざる所なりとして目下の急は一切他を顧みず國力の許す限り軍備を充實せしめて他に對するの力を備ふるこそ肝要なれ即ち軍備擴張と云ふ其中にも特に海軍擴張の必要なる所以にして我輩の此事を主張するや敢て今日に始まりたるに非ざれども今はまず、其急を告げて現在の計畫の如き到底満足す可きに非ず多々まず、擴張して大に備へんとするものなり或は其擴張は甚だ可なれども日本の國力を以てすれば現在の計畫さへ過大の掛念なきに

非ず況して此上の擴張は到底望む可らずとて只管退縮する者もあらんかなれども抑も論者が國力の不足を云々するは果して何の見る所あるや試に思へ明治二十四五年の頃政府當局者の説明に據れば我海軍の勢力は凡そ十二萬噸を備ふる計畫のよしにて其規模甚だ狭小なりしかども當時の世論を見れば其計畫は強ち不當に非ざるも實際の國力果して負擔に堪へべきや否やとて掛念したるもの少なからず當時の有様にては十二萬噸の擴張さへも甚だ覺束なき様子なりしに日清戦争以來遽に擴張の必要を感じて現在の計畫に據れば五七年後には凡そ二十餘萬噸の軍艦を備へ得る筈なりと云ふ若しも二十四五年の頃に二十萬噸の聲を聞きたらんには斯る過大の計畫は抑も堪ふる所に非ずいよゝ實行とあれば亡國の外なしとて反對したりしことならんに二十四五年と今日と比較して日本の國力に如何なる相違あるや我輩の認むること能はざる所なれども今や現に二十萬噸の計畫を實行しながら國力の實際に毫も困難を感じざるの事實を見れば僅々五六年前の當時に十二萬噸の計畫を過大なりとしたるは畢竟論者の杞憂に外ならざりしを知る可し左れば此上の擴張を以て國力に堪へずなど云ふの説も等しく杞憂に過ぎずして根據なきの反對と認めざるを得ず或は又現在の我海軍と列國の東洋艦隊とを比較し露佛獨三國の聯合力は凡そ日本の獨力と伯仲の間に在り彼等の聯合を以てするも甚だ恐るゝに足らざる其上に若しも東洋の利害上、英國と運動を共にするときは遂に優勢を占め得べしなど自から頼むものもあるが如しと雖も今の世界の立國に他の勢力を當てにして自から頼むとは何事ぞや本來我輩の所見を以てすれば我國の海軍力は露佛獨とも云はず又英とも云はず列國總體の東洋艦隊即ち有事の日に際し彼等が東洋に派遣し得べき其海軍力を目的として之に優るの勢力を備へしめんとするものにして現在の數字の比較の如き最初より眼中に置かざるものなり今の國交際の本色は弱肉強食に在りと覺悟して自から弱肉たるを免かれんとならば軍備縮小など

思ひも寄らず國力の許す限りを擧げて海軍擴張の一事に盡す可きのみ若しも然らず漫に頼む可らざるを頼みて苟めにも油斷することあらんには境土の分割は決して他國の事に非ず早晚支那の覆轍を履むの成行を免かれざる可し(明治三十一年一月二十日)

二億圓吝しむに足らず

今の世界に自衛自立の道は海軍擴張の外なしとして其擴張の程度は如何と云ふに聞く所に據れば我海軍の計畫は今後五七年を期して凡そ二十萬噸の軍艦を備ふる筈なりと云ふ到底満足する能はざる所にして我輩の所見を以てすれば製艦の方針、軍人養成の方法の如きは自から當局者の意見に譲りて一切これを問はず兎に角に今の計畫の倍數即ち凡そ四十萬噸の軍艦を出來得る限り速に製造せしめんと欲するものなり或は斯る大擴張は如何なる目的にして目指す敵は何れに在るやなど云ふものもあらんれども我輩の目的は決して戦争に非ず寧ろ其危険を避けんが爲めに擴張を主張するものなり試に日清戦争の當時を想ひ見るに双方の勢力は凡そ匹敵の姿にして日本人は彼の海軍は軍艦の數こそ我に比して多けれども兵器の精銳と軍人の熟練膽力とに至りては一步も敵に譲らずとて自から頼む所ありしと同時に支那人は謂らく日本の海軍如何に精銳熟練と稱するも軍艦の數は割合に多からず況んや此方には定遠鎮遠の在るあり日本敢て畏るゝに足らずとて我を侮るの心なきに非ず即ち双方共に必勝の成算なきと同時に亦必敗の覺悟なく詰り五分々の勢力にて殆んど相匹敵の姿なりしが故に銘々の最良目より銘々自國の力を過信して遂に戦争に及びたる次第なり或は當時我國に富士八嶋の二艦あらば云々とて今更ら殘念に思ふものも多けれども若しも其當時日本の海軍に右

の二艦を有したらんには最初より戦端は開けずして隨て黃海の快戦をも見るに及ばざりしことならん古來何れの戦争にても最初より必敗を覺悟して戦ひたるの例は甚だ稀れなるが如し畢竟双方共に互に五分々々の勢力を有して銘々の最眞目に互に自惚のある處より事を引起すものにして其趣は喻へば武士が自から鈍刀を帶しながら他の鈍刀を腰にするものと相接するときは互に譲らずして刃傷の間違ひを生ずるが如く又新進の商人が小金を持つときは動もすれば投機の賣買などに手を出して大に損するものあるが如し最初より無錢丸腰ならんには怪我損亡の掛念もなければなまなか鈍刀を帶し又は小金を持つこそ間違の根源なれ立國の事情も之に異ならず軍備は一切無用、四邊周圍全く開放と覺悟すれば恰も無錢丸腰同様にして自から間違を生ずるの掛念はある可らず甚だ安氣なるに似たれども今の國交際の眞相は所謂弱肉強食にして力の弱き者は詰り強者の食物たるを免かれず況んや赤身裸體にして恰も虎狼の群中に身を投ずるとあれば忽ち其牙に掛られて五體を割かるゝは眼前にして支那帝國目下の成行こそ紛れもなき適例なれ左ればいよ／＼無錢丸腰と覺悟すれば夫れまでなれども自立自衛の爲めに既に軍備の必要を感じて之を備ふる以上は寧ろ大に之を備へて武士ならば正宗村正の業物を帶し商人ならば三井三菱の如き門戸を構へて他をして到底企て及ばずとして非望を斷念せしむること肝要なりと知る可し我國の海軍は凡そ二十萬噸の計畫なりと云ふ二十萬噸とは恰も鈍刀、小金持と同等にして危険至極の邊にこそあれ我輩の所見を以てすれば更に増して二十五萬噸三十萬噸尙ほ不安心を免かれず精密の数は敢て言はされども内外四邊の事情に徴して今の計畫の倍數即ち凡そ四十萬噸もあらば差當り先づ充分なる可しと認むるものなり而して其擴張の費用を如何と云ふに一噸に付き凡そ千圓とすれば此上更に二十萬噸の製造費は二億圓、決して小額に非ざれども今、爰に更に二十萬噸の軍艦を造らんか乃至は國の安危を成行次第に一任せん

かとの一段に至れば苟も日本國民として誰れか二億圓の金を吝しむものある可けんや況んや目下の國力を以てすれば其費用を辨するが如き甚だ容易のみ我輩は専心一意海軍擴張を主張して其目的を達せざれば敢て止まざるものなり
(明治三十一年一月二十一日)

海軍擴張止む可らず

我輩が海軍擴張を主張するは自國自衛の爲めのみ即ち戦争の危険を避け國の安全を維持するの目的にして毫も他志あるに非ざるなり既に他志なくして單に自衛の爲めとあれば現在の計畫にて差支なかる可し此上更に二十萬噸を増して四十萬噸の力を備ふるの必要は何くに在るやなど云ふものもあらんなれども我輩の所見を以てすれば現在の計畫は假想の對手國に對して優勢を占むるを得ず恰も匹敵の姿を成して正に危険の度に位するものと云はざるを得ず抑も戦後に於ける我國の軍備擴張は世界に明白の事實にして陸軍は五十萬の常備兵を養ふて一旦有事の場合には海外に向て二三十萬の兵を出すこと容易なりと云ふ凡そ蘇西以東に斯る強國は見る可らず假りに歐洲二三の強大國が其全力を擧げて來り攻むることありとするも陸上に敵の一兵をも揚げしめざるは斷じて保證する所にして東洋新強國の實果して空しからずと云ふ可し吾々國民の自から願みて自から心強く思ふ所なれども翻て海軍の計畫を見れば今後五七年を期して漸く二十萬噸を備ふるに過ぎずと云ふ二十萬噸の海軍力果して他に對して國の安全を保證し戦争の危険を免かれ得べきや否や甚だ掛念に堪へざる所なり我輩の目的は固より戦争に非ず否な其危険を避けんとするに外ならざれども軍備の事を述ぶるには自から對手を假想して彼我の勢力を比較するの必要あるが故に言、不祥に涉りながら假りに戦

争の場合を想像して之を論ぜんに目下の形勢に徴すれば彼の露獨佛三國の進退運動は自から聯合の姿を成して互に結託する所のあるに似たり而して其三國の東洋に於ける海軍の勢力を見れば我國の力と伯仲して殆んど匹敵の勢を成すものゝ如し彼等の間に果して聯合の實あるや否やは知る可らずと雖も假りに其實を認めたる所にて双方共に現在の勢力を以て相對せんには必ずしも深く恐る可きに非ず此方より見れば恐るゝに足らざるも彼れより見れば亦同様ならざるを得ず畢竟互の最眞目にして互に自から恃む所ある其趣は日清の兩國が互に自國の海軍を頼みにして戦争を開きたるに等しく恰も危険の度を同うするものと云ふ可し膠州灣事件の如きは尙ほ優しくして未だ我國人の感情を激發せしむるに足らざれども若しも今後何等かの行違よりしていよゝゝ黙視する能はざる場合に立至りしと假定せんか恰も我海軍は既定の計畫粗ぼ成を告げて一層の勢力を加へますゝ他の恐る可らざるを見て士氣自から奮起の折柄、或は彼の三國の聯合力を引受けて戦を決するなどの成行も圖る可らず勝敗の數は豫め期す可らずと雖も戦、幸に我に利にして敵の艦隊を破砕殲滅し黃海の大勝を再びする如きこともあらんには日本帝國萬々歳、誠に愉快なる次第なれども爰に大に考ふ可きは其敵は支那に非ずして歐洲の強國なり支那の海軍は一戦に亡びたれども彼等の原力は容易に破滅す可らず堂々たる世界の大國然かも三國の聯合を以て東洋の一小國に屈せられたりとありては其面目に於て斷じて黙するを得ず更に第二の艦隊を派遣し來る其艦隊は實際に幾許の力を擧げ得べきや知らざれども兎に角に我海軍は第一戦の爲めに非常の損害を蒙りて戦鬪力の過半を失ひ未だ回復に遑あらざる其處に彼等の再擧とあれば其結果は云はずして自ら知る可きのみ左れば眼前に匹敵の力を持つて彼等の強國と戦ふが如き其無謀なるは申す迄もなく事實に於ては萬々望む可らざる談なれども假りに其再擧の艦隊をも撃破し去るときは夫れにて安心なる可きやと云ふに決して

然らず爰に更に大に恐る可きの危険ありと云ふは外ならず即ち英國の海軍力なり今日こそ日英同盟云々などの説もあれども其説は畢竟他の三國同盟に對する權衡の點より割出したるものにして目下の形勢に於ては自から同盟の利を認むるものもある可しと雖も若しも前の想像の如く我國の獨力、三國の聯合艦隊を殲滅して隻影を留めしめず東洋の權力全く日本の手に歸せんとするの場合にも至らば英國たるものは果して今の態度を以て我に接す可きや否や他國の意向は料る可らずと雖も假りに吾々をして地を易へて英人の局に當らしめなば日本が歐洲の強國を屈せしめ其勢に乗じて東洋の事を專にするは決して英國の利益に非ず兩雄並び立たず遂に衝突を免かれざるは明白の成行とすれば纔に戦局を收めて瘡痍の未だ癒えざる其機會に投じ一撃之を懲らして他日の増長を防ぐの手段に出でざるを得ず思ふに英人が永遠の利害を見るに鋭敏なる決して此機會を看過して後の患を遺すの愚は爲さざることならん斯くの如きは恰も前門に狼を防ぎ後門に虎を進むるものにして前狼後虎事亦難と云はざるを得ず右は單に一場の假想にして目下の實際には露獨佛と云ひ又英國と云ひ孰れも我親善の友邦にして其間に一點の纖介もある可らず交情の濃なるは兄弟の如くにして斯る不祥の事なきは萬々期する所なれども海軍論の一段に至りて其計畫を云々するには喩へば演習に假想の敵を設けて攻守の方略を試みるに等しく他の地位勢力を想像して事を論ぜざるを得ず全く便宜の爲めにこそあれば敢て讀者の諒察を乞ふのみとして畢竟我國現在の海軍は恰も他と匹敵して危険の度に在るが故に彼我相對して事を論ずるにも自から斯る場合も想像し得らることなれ若しも大に擴張して陸軍と同様、蘇西運河以東に雄を争ふものなきに至るときは最初より事を生ずるの掛念なきが故に斯る無益の想像に耽りて自から勞するに及ばざることなり即ち我輩が海軍の擴張を主張し他の列國の聯合力に對して優勢を占めざる可らずと論ずる所以にして世人に於ても恐らくは異論

なき所ならん或は斯くまでに大勢力を備へながら單に自國自衛の爲めなりとは野心を飾る口實に過ぎざる可しなど疑ふものもあらんかなれども凡そ今の世界に自から富強の實を備ふる國にして漫に事を好むものはある可らず英國が世界無比の海軍力を有しながら容易に之を用ひざるを見ても其然るを知る可し古の語に武は戈を止むるの謂なりと云へり海軍の武力を張るは即ち干戈の危険を避けんとするが爲めにして區々たる野心に驅られて武を漬すが如き吾々日本國民が自から自國の利害に顧みて敢て爲さざる所なり左れば差當り四十萬噸の數を我海軍擴張の程度として更に二十萬噸を備ふるには二億圓の製艦費と年々六千萬圓の維持費とを要す可しと云ふ其金額敢て小ならずと雖も今爰に二十萬噸の軍艦と立國の危険とを双方に掛け並べて孰れを取り孰れを捨るかと云はゞ何億の金を投じても國家の安全を希望せざるものはある可らず海軍擴張の止む可らざる所以なり（明治三十一年一月三十日）

空論の時に非ず

列國對支那の成行を見るに獨逸の膠州灣借受期限は九十九年間露國の旅順大連灣は二十五年間にして條約の文面は一時借用の名義なれども實際の事實は永久占領と認めて差支なきのみか其占領地は今後次第に區域を廣むるとも縮小することはなかる可し英の威海衛と云ひ佛の廣州灣と云ひ孰れも同様にして取りも直さず日本の面前、支那沿海一帯の地方に歐洲諸強國の新領土を現出したるものなり實際の成行果して然りとすれば我國人が之に對して如何なる態度を取る可きや其一事は外國に於ても一般に注目する所にして當局の日本人たるものは自から大に覺悟する所なかる可らず從來我國人の考にては東洋と西洋と相對して強弱貧富は比較の限りに非ざれども亦自から恃む所のものなきに非

ず歐洲の強國、海陸の軍備も甚だ盛にして軍艦何百隻陸兵何百萬と云へば聞て怖る可きが如しと雖も一旦絶東に事を生じ兵を動かさんとして何分にも不如意なるは輸送の困難なり軍艦は派遣に難からざれども其數は自から限りあるものとして陸兵に至りては假令ひ全力を擧るも何萬以上の兵を送るを得ず計算上に明白なる事實にして彼等の富強を以てするも如何ともす可らざる所なり或は海路の困難は斯くの如しとしても彼の西伯里鐵道全通の曉に至らば如何との説もあれども何千哩一條の鐵路に依て幾千萬の大兵を輸送するが如き到底能はざる所にして是れ亦深く怖るゝに足らず海陸孰れの方面を眺むるも東西の距離を接近せしむるの工風なき限りは天然の地理上に自から恃む所のものありとて實際他に對する百般の用意も此邊の計算より割出したることなりしに然るに今や形勢一變、支那地方一帯に諸強國の新領土を見るに至りしと云ふ恰も天然の距離を縮小し歐洲の中原を日本の對岸に引寄せたるものにして從來の計算は全く齟齬せざるを得ず我國人の大に考へざる可らざる所のものなり抑も彼の諸國が既に支那の土地を占領して其新領地の施設に民政を敷き警察の仕組を設くる等要するに文明自由の政治を行ふは無論にして其成績は如何と云ふに人民の身と爲れば第一に生命の安全は勿論、財産の保護も甚だ確にして支那政府の舊に比すれば其幸不幸、同日の談に非ずと云ふ歸服せざらんと欲するも得べからず或は支那人が外國人を夷狄視して之を嫌ふは殆ど先天の性質とも云ふ可し果して容易に歸服す可きや否やなど疑ふ者もあらんなれども此點より云へば今の滿清政府の如き本來北方の夷狄にして支那を征服したるものなれども年月の間には全く心服して恰も神政府として之を仰ぎつゝあるに非ずや畢竟夷狄云々は一時の感情にして忘るゝに容易なるのみか實際の政治を見れば舊政府の壓制に比して恰も樂園に遊ぶの相違ありと云ふ最初の間は止むを得ずして威服せしめらるゝのみならんなれども五年六年の其中には眞實心服するや疑を

容れざる所なり果して然るときは其人民を以て西洋流の兵隊を組織すること亦決して難からず或は支那人は兵隊に適せざる人民なりとの説なきに非されども是れは單に今の支那兵を見て速了したるの説に過ぎず本來兵卒の強弱は士官の如何に由るものにして如何なる兵卒にても士官に其人を得れば戰鬪に差支なしとは何人も知る所、況んや支那人は實際懦弱の民に非ず其忍耐力に富み他の命令に従順なる點より見れば自から兵卒に適する性質を具ふるものにして西洋の將校士官をして之を率ゐしむるときは立派なる軍隊を組織し得るや疑ふ可らず軍隊組織の容易なるは右の如しとして其新領地の中には石炭に富める土地も少なからざるよしなれば之を採掘して軍艦用に供するは勿論次第に種々の製造所を設けて兵器彈藥を造り或は造船所なども建築して軍艦の修繕製造をも爲すに至るときは軍隊兵器を始め諸般の軍需は一切その地に辨するを得て亦海陸の輸送を待つ必要ある可らず斯くの如きは恰も歐洲の強國を對岸の土地に移したるも同様にして從來の計算は全く一變せざるを得ずいよ／＼其實實を見るまでには自から年月を費すことならんと雖も事の成行は既に明白にして斷じて疑ふ可らざる所なれば日本人たるものは豫め其覺悟を以て今後の事を考へざる可らず時勢のいよ／＼容易ならざるを知る可し實際の形勢既に斯くの如しとすれば目下の對外問題は決して空論の場合に非ず眼前に斯る實勢を控へながら徒に喋々して自から得たりとするが如き斷じて取る可らず細に形勢の成行を考へ篤と思案を定めて事に當らんこと我輩の切に希望に堪へざる所なり(明治三十一年四月十四日)

支那兵大に用ふ可し

支那人は本來兵士たるの素質に乏しからざる人民なり彼等が忍耐力に富めるは世界一般に認められたる所なれども

殊に驚く可きは其抗病力の盛なる事實なり平素の生活を見るに粗衣惡食殆んど尋常人の堪へ難き困難を犯して平氣のみか虎列刺などの惡疫流行の際にも之に罹るものは割合に少れなりと云ふ甚だ不思議なるに似たり或は彼等の習慣として冷水を飲まず生物を食はざる一事こそ病を免かるゝ原因ならんなど云ふものあれども未だ信す可らず我輩の所見を以てすれば支那人に抗病力の盛なるは俗に云ふ病に慣れたるものにして學理上にて云へば彼等の身體はあらゆる病疫に對して免病したるものなるやも知る可らず喩へば蜜蜂を捕ふるものを見るに最初は手を螫されて苦痛に堪へざれども之に慣るゝときは蜂の巢を探て亂螫を蒙るも更に痛みを感じずと云ふ畢竟蜂の毒に對して免病したるものに外ならず又彼の土方人足鑛山の工夫などが光線空氣の不十分なる穴中に勞働し時としては殆んど裸體同様の姿にて露天の濕地に起臥しながら病に感ずることなく感冒に罹るものさへ少れなるが如き是れ亦細菌學の學理より觀察すれば彼等の身體は各種の病疫に對して免病質を成したるものと見て不可なきが如し蓋し支那人の抗病力も是種の習慣より來りしものにして其病に強き一事こそ兵卒に適するの性質と云はざるを得ず抑も戰爭の場合に最も怖る可きものは兵士の病氣にして殆んど免かる可らざるの不幸なり例へば日清戰爭に我兵士の死亡は幾千人と云ふ其中にて實際戰場に斃れたるものは割合に少なく多くは病の爲めに命を失ふたる事實に徴するも明白にして甚だ怖る可きに反して支那軍の有様は如何と云ふに詳細の事情は知らざるも衛生醫療の仕組などは殆んど皆無とも云ふ可き彼の陣中に殊に病疫流行して慘狀を呈したるの沙汰も聞かず思ふに我軍に比較して割合に病死は少なかりしことならん兎に角に彼等の抗病力は兵士たるに最も適當の資格にして此一點に於て恐らくは世界中に企て及ぶものはなかる可し或は體力の健康は事實として之を許すも其勇氣に乏しきを如何せんとの説もあらんなれども實際を見れば支那人決して臆病ならず其證據には

海賊を行ふに最も大膽に最も危険の舉動を演じ例へば相應の兵器なども備へ用心油断なき商船などに對し僅々の人数にて押入るは支那人の常にして西洋人の言に世界に支那海の海賊ほど怖る可き者はなしと云へり以て勇氣に乏しからざるを見る可し畢竟支那人を臆病視するの説は今の支那兵の舉動より推測したることならんれども彼の戦を交ふるや否や勝敗の機、未だ見えざるに忽ち遁走するが如きは平生の紀律訓練を缺くが爲めに兵卒の罪に非ず即ち將校士官その人を得ざるの缺點にこそあれば今西洋人が其人民を以て兵隊を組織し一切西洋流に訓練して自から指揮を司るときは世界有数の兵を得るや疑ふ可らず彼の長髮賊の亂に賊勢甚だ猖獗にして幾十萬の官兵、動もすれば賊の爲めに破られて連年、功を奏せず若しも支那政府の手に委したらんには或は滿清朝廷の顛覆も圖る可らざりしに彼のゴルドン將軍が支那人を以て所謂常勝軍を組織し自から之を率ゐて戦に臨むや向ふ所、敵なく忽ち討平の功を奏したるが如き西洋人の監督の下に組織したる支那兵の用ふ可きを知るに足る可し左れば西洋の諸強國が支那の土地を占領して其占領地に文明自由の政治を布き人心歸服の上、支那人を以て兵隊を組織し恰も自國同様、攻守の軍備を整ふるは決して難きに非ず例へば彼の琉球人の如き本來支那崇拜の人民にして廢藩置縣の當初は民心甚だ穩ならず頻りに不服を唱へて支那に脱走したるものなどもありしかども次第に年月の經過に従ひ新政の難有さは舊藩の政と同日の談に非ずとて今は全く心服して一點の不平もなく近年は既に徵兵令を實施して其人民は立派に兵隊の用を爲すに至れり況んや支那人の如き體質と云ひ勇氣と云ひ本來兵卒たるに適當の資格を具ふる其處に西洋人が例の手段を以て之を訓練するときは純然たる西洋流の精兵を組織し得るや疑ふ可らず吾々日本人は今後幾年の後、對岸の支那地方に歐洲強國の現出を認むること斷じて無稽の想像談に非ずと覺悟して之に對するの用心專一なりと知る可きものなり（明治三十一年

四月十五日）

澎湖島の防備を嚴にす可し

東洋の形勢危急切迫云々として頻りに心を一方に傾けつゝある其中に南洋の邊にも端なく波瀾を生じて世人の注目を惹けり今後の多事自から想ひ見る可し他國の安危存亡は我輩の毫も關せざる所なれども國內の治安は寸分たりとも他の爲めに妨げしめずとして堅く自から守らざる可らず自國自衛の必要なる所以にして我輩が臺灣の治安の爲めに對岸地點の借受を主張するも之が爲めに外ならず即ち其借受は他に對して求むる所のものなれども更に實際を顧みれば臺灣の位置は一方に東洋の要衝に當ると同時に一方には南洋に近接して我境界線の極端を占め眞に是れ南門鎖鑰の要地にして進退共に自から守るの必要は今更ら言ふを俟たざる所なるに然るに其現狀を如何と云ふに單に其周圍に繩張りて此れより内は日本の版圖なりとの目印を立てたるまでの有様にして眞實その外構を堅固にし自から守るの用意に至りては未だ完しと云ふ可らず或は現に守備隊の駐在するものありて其人數も少なからざれども是れは自から島内の治安を維持するが爲めに過ぎず若しも外國と隙を生じて他の艦隊の來襲する所とも爲らんには如何にして之を防ぐ可きや我輩の寒心に堪へざる所なり抑も臺灣の防備上、最も必要なるは澎湖島にして臺灣の安危は一に其得失如何に係ると云ふも可なり前年佛清戰爭の際に佛の艦隊は先づ同島を占領し之を根據として臺灣の攻撃に著手し又日清戰爭の時、我軍が臺灣を占領せんとするに當りても第一著に同島を陥れたるが如き其位置の甚だ必要にして之を占むる時は以て臺灣全島の死命を制するに足るの實を見る可し臺灣果して我南門の鎖鑰なりとすれば澎湖島の得失は單に臺灣のみな

澎湖島の防備を嚴にす可し

三九五

らず取りも直さず本國の安危に影響するの結果を免かれず其防備は最も大切にして片時も等閑に付す可きに非ざれば早速著手して其實を全うせざる可らず聞く處に據れば同島の砲臺は支那政府當時の儘にして其建築不完全を極の到底實際の用を爲すに堪へず今その舊物を改築し又必要の地點を卜して新に築造し以て充分防備の實を全うするには凡そ二三千萬圓の經費を要す可しと云ふ果して然らば二千萬三千萬決して吝しむに足らず直に著手して鎖鑰の實を全うす可きのみ或は其經費の出處を如何す可きやと云はんか増税を斷行して財源を求むるか然らざれば外債を募集して其費途に充つ可し僅々二三千萬圓、孰れにしても出處はある可し防備の著手片時も猶豫す可らざるなり斯くて海岸には堅固の砲臺を築いて防備を整ふると同時に常に數隻の有力なる軍艦を碇繋して時々沿海の區域を巡邏せしめ以て南門の固めを嚴にす可し他日の進退攻守は自から其時の便宜に由ることとして我輩は只自國自衛の爲めに事の急要を認めて敢て之を主張するものなり（明治三十一年五月八日）

財政經濟

大に外資を入る可し

日英同盟の説は折り／＼耳にする所にして近頃は倫敦の邊にても評判ありと云ふ外國同盟敢て不可なし我輩の寧ろ大に欲する所なれども抑も英人は片手に銃劍を握りながら片手には十露盤を執り一切萬事自國の利害より割出して苟も自から益するの見込なきときは決して動くものに非ず本來の性質にして疑ふ可らざる所にこそあれば我國の事情、

今日の如く他に對する利害の關係極めて疎なるに於ては假令此方より同盟を欲するも目的を達するの望はある可らず最初より斷念す可きものなれども抑も同盟の談は姑く擱き内外の間に利害の關係を密にするは立國の必要事にして其工風は自から種々あらんなれども大に外國の資金を内に入れ外人をして損得共に痛痒を感じるに至らしむること最も有效の方法なれ此一點より見れば自から必要なきも外國の金を入れて差支なき程の次第なるに目下我國の實際には多々ます／＼資金の入用あり實は之を得るの趣向に窮しつゝあることなれば大に外資を入るゝの道を開て公私の經營に著手す可きものなり即ち商賣工業に軍事政治に資金を要するの事業は甚だ多し本來軍事の如きは國內の租税を増徴して經營す可き筈のものなれども海軍の如き此上更に大に擴張して軍艦の新製海軍人養成の必要あるのみならず其事たる甚だ急にして片時も猶豫す可きに非ざれば増税は固より止む可らずと雖も其收入は單に海軍の維持と資本金の利息に充つるものと覺悟して大に外資を入れて擴張を謀らざる可らず其他民間の商賣工業の如き外人と共同して事を企つるも可なり又は他の資本を利用して自から營むも差支なし兎に角に外國の資本を國內に入れて凡そ日本國中に公私事業の資本を計へて過半は外國人の懐より出でたるの實を得るに至りて始めて内外關係の親密を見る可きなり試に西洋諸國の有様に徴するに互に嫉視し互に他の隙を窺ひつゝあるは國交の常態にして時として互に衝突して今にも破裂せんとすること毎度の沙汰なれども實際は容易に破裂せずして無事の纏りを見る其次第は如何と云ふに畢竟經濟上の關係次第に密著して双方共に痛痒を感じる可き一方ならざるが故にいよ／＼の場合に臨めば銘々の利害に訴へて自かと思ひ止まるものに外ならず例へば往年アラバマ事件とて英米間に非常の葛藤を生じたることあり即ち南北戦争の際、南軍より英國に注文してアラバマと號する軍艦を製造せしめたるに英の政府に於ては同艦の資格に就て審問の上之を

差押へんとしたる其前日アラバマ號は既に出帆して海上を暴れ廻り米國の商船に非常の損害を與へたる末遂に米艦の爲めに打沈められたる次第にして容易ならざる事件なれば兩國の交渉甚だ困難にして外國人は孰れも其開戦を期したるに永き間、種々に差縫れたる後、無事の結果を得たるは案外に思ひたることならんれども兩國經濟上の關係に於て當時英人の資金が如何に米國に注入されつゝありしやの事實を知るものは實際に英に戦志なきを了して最初より無事を期したりきアラバマの例は何人も知る所なれども今日に於ても英獨と云ひ又獨佛と云ひ又佛露と云ひ歐洲諸國の關係は孰れも同様にして容易に戦争の掛念なきは經濟上の利害の爲めに外ならず然かのみならず世人は知るや知らざるや我國にても維新前徳川政府にて長州征伐の擧は三百年來始めての戦争にして國中の大騒動なりしにも拘はらず外國人は何とも思はず甚だ平氣なりし其反對に維新勿々奥羽の戦争に就ては外人の心配容易ならず何とかして片時も早く平定せしめたしとて眞實頭を惱したるは實際の事實にして如何なる次第なるやと云ふに東北は一般に養蠶の土地なれば其地方の戦亂は貿易上に影響して彼等の利害に一方ならぬ關係あればなり左れば國內公私の事業に外資を要すること多くして國中の處々に内外人共同の大工場を見るが如き場合にも至らんには彼等は和戦共に日本の利害に同情を表して其關係自から親密ならざるを得ず即ち事實上、恰も外國と同盟を結ぶものにして片手には銃劍を握り片手には十露盤を執るが如き自利一偏なる外人の同情を惹かんとするには其資金を入れ彼等をして直接に利害を感じしむるの外なしと知る可きなり或は漫に外國の資本を入るゝときは其結果遂に彼等の干渉を招て獨立の實を傷くるにも至る可しなど掛念するものもあらんかなれども是れは埃及又は朝鮮の如き未開國の事のみ世界の一強國とも云ふ可き我國に於て斯る掛念は萬々ある可らず我輩の斷じて保證する所なれば單に公私の資金のみならず銀行會社の株券は云ふまで

もなく土地の如きも颯々と外人に所有せしめて實際に彼等をして利害を感じしむること大切なり是れぞ内外の關係を親密ならしむる唯一の手段にして彼等にして果して利害を感じるときは外國同盟の如き此方より望まざるも彼よりして自から來ることならん日本國人たるものは單に他の評判に喜憂せずして自から其實を勉む可きものなり(明治三十一年一月四日)

増税の程度

或は説を爲して曰く海軍擴張固より必要なりと雖も此上更に二十萬噸を増して四十萬噸の軍艦を備ふるが如き果して國力の堪へ得べき所なるや否や國力不相應の軍備は國家破産の本にして殷鑑遠からず伊太利に在り云々とて反對するものもあらんれども抑も目下我國の實際に徴して軍備擴張は國力の堪へざる所なりと云ふ其國力不足の證據は果して何くに在るや我輩に於ても其反對の證據を目前に計ふるは固より能はざる所にして證據呼はりは双方共に水掛論に終るの外なきが如くなれども論者の國力不足云々は全く無證據なるに反して我輩の所見は明細に數字の徴す可きものなきに拘はらず自から實際に認め得るの事實なきに非ず彼の物價の高低株式の昇降の如き孰れにしても一時の現象にして固より國力の消長如何を卜するに足らず事の全體に關係なきこと勿論なりとして兎に角に近年來の事實に徴すれば國力の増進は自から疑ふ可らざるの勢にして例へば從來一般の計算に日本全國の人口は三千萬、米穀の收穫高は年々三千萬石と唱へて實際に大凡そ間違ひなかりしものが近年の統計に據れば人口は四千萬、米穀は四千萬石に達して明に一千萬の數を加へたるに非ずや國の根本たる人民の數及び其食物なる米穀にして斯る増加を見たりとあれば之

と同時に其生活運動の働きも進歩するは自然の結果にして商賣工業その他諸般の事業に發達の實あるは實際に疑ふ可らず其發達進歩の事實を一括して之を數字に現はし現在の國力は云々にして云々の餘裕ありとて事細かに説明するは固より難しと雖も自から數字に徴す可きの事實も少なからずして兎に角に發達進歩の大勢は明白にてありながら人民の負擔は往時より減じたるの實はあれども曾て増したることなしと云ふ國力の増進は斷じて疑を容れざる所なり若しも今の日本の國力が此上の負擔に堪へずとの實あらんには我輩の敢て聞かんと欲する所なれども論者と雖も茲に至りては明白なる反對の證據に窮することならん左れば増進の實は實際に之を許して扱ひよ／＼増税の一段に至りて其程度は如何と云ふに凡そ租税を課するには人民の納税力に衰弱を現はさざるまでを程度と心得べきものにして其手心は恰も熱病發作の患者に解熱劑を投ずるに異ならず良藥即毒藥は藥物學の原則にして苟も病を制するに足るの藥劑ならんには孰れも有毒ならざるはなし之を用ひて效を奏するは患者の體質と病症の徴候とに應じて其分量を適度ならしむる醫者の手心如何に在るのみ喻へば間歇熱の病人にキニーネを與ふるが如き一時に多量を頓服せしむるときには忽ち暎眩を起す可きが故に其分量は人々の體質と病候如何とに由りて自から相違あれども普通の場合には十グレーン内外より始め之を試みて異狀なければ次第に量を進めて二十四乃至二十八グレーンまでは差支なきの常なり左れば心得ある醫者は最初より暎眩を起さざるを程度とし極量を用ひて直に效を收むれども庸醫の輩は其手心を知らず小心翼翼極めて少量を用ふるのみにして害を引起さざる其代りには可惜藥の效能を空うするものこそ多けれ人民より租税を取るは熱病患者にキニーネを服せしむるに等しく極度の増税は暎眩即ち納税者の衰弱を引起さしむ可し大に警しめざる可らずと雖も本來人民の私情より云へば全く無税にすること喜ぶ所にして租税の苦情は到底免かれざるものなれば立國

の必要よりして兎に角にキニーネの投劑は止む可らずと決する以上は暎眩を起さざるを程度として大に服せしむ可きのみ即ち増税の方法は先づ二十何グレーンは大丈夫なりとして尙ほ次第に歩一步を進め遂に二十八グレーンの極度に達せしむるものと覺悟して決斷す可きものなり伊太利の如きは既に其極度を超えて正に暎眩の徴候を呈したるものなれども我國の情態は全く然らず一方に國力増進の數は明白にてありながら爾來減税の實はあれども曾て増したることなし如何なる名醫をして診斷せしむるも納税力衰弱の徴候を發見することは難かる可し然るに目前に國用の急を告げながら増税の決斷を試みる能はず恰も屈強の體質なる患者に對し僅に四五グレーンの少量を服せしむるに過ぎずして只管暎眩を恐るゝが如きは取りも直さず庸醫の事にして共に談するに足らず當局者にして若しも庸醫たるに甘んぜずとならば民力衰弱の徴候を見ざるまでの程度として次第に増税を試む可し我輩は今の日本の國力に充分増税に堪へ得るの實を認めて敢て疑はざるものなり(明治三十一年一月二十一日)

納税力の餘裕

國力如何の問題に就ては双方共に明白の證據を擧ぐる可し難しとして然らば此上更に増税の負擔に堪へ得べきや否やの一段に至りて若しも今の租税が既に極度に達して最早や負擔の餘力なしとの事實果して確ならんには何れの邊にか納税力衰弱の徴候を現はさざる可らざる筈なれども目下の實際に衰弱の徴候は毫も認むること能はざるに非ずや否やに認むること能はざるのみならず一方より見れば寧ろ増進の勢を呈して自から事實に計ふ可きものも乏しからず我輩は明に其實を認めて敢て疑はざるものなれども假りに一步を譲り近年來特に國力増進の實なしとして更に我輩の

所見を以てすれば徳川封建の時代と今日とを比較し政治組織の相違よりして儘に民力に餘裕を生じたるの事實を認むるものなり先づ第一に其時代には租税の割合は五公五民と唱へ農民の收穫は之を折半し其半を政府に納むるの例なりしに維新政府が地租改正を行ふて地價百分の二個半と定めたるは非常の輕減にして其後米價騰貴の事實は別とするも民力の餘裕を告げたるは實際に疑ふ可らず又政費支出の點に就て見れば封建時代には國中に四十萬戸の士族あり一戸平均五人とすれば二百萬の數にして其二百萬人は自から勞せずして他に衣食を仰ぎたることなれば當時我國の人口三千萬と稱したる其内二千八百萬の大數は農業に商賣に自から勞して他の二百萬の遊民を養ひたるものなり然かのみならず士族の上には尙ほ二百七十餘の大小名あり其數は少なしと雖も彼等の贅澤は法外の沙汰にして想像の限りに非ず其贅澤費は孰れも人民より支出したるものなり凡そ是種の遊民は單に遊民にして他の厄介者たるに止まれば尙ほ可なれども實際には人民の世話など稱して種々の壓制法を設け入らざる所に立入りて商賣營業の妨害を爲すのみなりと云ふ驚き入たる次第にこそあれ殊に大小名の如き參勤交代とて其二百七十餘の諸侯伯が夥しき行列にて家臣を引連れ毎年國許より江戸に往復したるは年々歳々幾萬の兵士を國中に行軍せしめたると同様その行軍費のみにてても容易ならざる其上に自家の一身に奉ずる贅澤の有様を見れば例へば住居の一事にしても國許の居城の外に江戸には上屋敷中屋敷下屋敷など稱して廣大なる三四の邸宅を構へ屋内の造作庭園の花石、人工を極め珍奇を盡して錢を吝しまず今の富豪大家の輩が適まに別荘など經營して自らも其華美に誇り世間に非常の豪華なりとて持囃さるゝ其別荘も大名の屋敷に比し來れば恰も藁小屋同様に過ぎざるのみ然かのみならず其手元奥向の奢侈浪費の如き殆んど計算の外にして今人の想像に及ばざる所なり爰に一例を記さんに幕府の末年、紀州家に於て軍艦として光明丸と名くる汽船を外國より買入

れたることあり金額は記憶せざれども其代價は何れより支出したるやと云ふに封建大名の大家にては代々の主人の肌に着けたる衣服は勿論例へば机、硯箱、火鉢、茶碗、裯の類を始めとして苟も主人の身邊に在りて其手に觸れたる品物は死後に至り一切これを庫に收め再び用ひざるの習慣にして紀州家にては歴代の遺品、庫中に山を成したる其品物を此時に至り残らず賣却して右の軍艦を購ひ得たる次第なりと云ふ左れば三家は申す迄もなく他の大家大名の家も同様にして先代來の手廻道具を賣拂へば以て一隻の軍艦を買ふに足る可しとあれば若しも其家々にて紀州同様の處置に出でたらんには當時に於ても容易に幾十隻の軍艦を備へ得ることならん此一事に徴するも其浪費の非常なりしを知る可し然るに時勢一變、今日の日本を見れば四十萬戸の士族即ち二百萬人の遊民は商賣營業の妨害を爲さざるのみか自から働き自から衣食して他の厄介と爲らざるも尙ほ其上に大名の奢侈贅澤は全く雲と消えて其面影だも留めず新富豪大家の物數奇の如き昔に較ぶれば只是れ紙細工のおもちやを見るに過ぎずと云ふ即ち從來の士族と名くる遊民を養ひ又大小名をして浪費を恣にせしめたる其力は封建制度の解散と共に散じて國民の手に歸し又集りては殖産興業の資本に供せられて國の生産を助けつゝあることなれば假りに一步を譲り日本は依然たる舊日本にして爾來國力増進の實なしとするも本來固有の資力は決して消滅す可きに非ず其資力は國中何れの邊にか存して自から人民に餘裕を生じたるや斷じて疑ふ可らず故に今の日本國に幾十萬噸の軍艦を有して之を支ふるが如き封建時代の事實に徴するも敢て不相應に非ず況んや實際には國力増進の著しきものあるに於てをや我輩が海軍擴張の爲めに増税を主張して毫も躊躇せざる所以なり(明治三十一年一月二十三日)

増税の方略

國力既に増税の負擔に餘裕ありと決したる處にて抑も税を取る其方法は自から政略の事にして一概に増税を絶叫す可らず一方には細々の税目を止めにして減税の名を成し以て一般の情を慰めながら一方には増税の實を斷じて大に收むるこそ收税の方略なれ扱目下取る可きの税源は一にして足らず地租可なり宅地税可なり絹布稅會社稅亦差支なし政府當局者の考は何れの邊に在るや知る可らずと雖も我輩の所見を以てすれば凡そ是種の税源は自から他日必要の需めに應ず可き用意として一切手を付けず兼ての所論の如く大に酒税を増加して専ら此一方に取ると同時に地方苛細の税目を止めにして租税整理の實を擧げんと欲するものなり國力既に豊にして人民に負擔の餘裕ありとすれば増税固より苦情なき筈なれども實際に税を取るの困難は容易ならず即ち其困難は金錢の多少に非ずして感情より來るものなればなり例へば今の世間の實際に徴するに士族の類は古來會て税を拂ひたることなきが故に先天の習慣、性を成して自から怪しまず維新以來一般に地租を課すること、爲りたる其課税の理由は萬々承知のみか却て之を主張したる程にてありながら自から之を拂ふの場合に至れば端なく先天の感情に觸れて甚だ快からず自身の住居する宅地までも税を取るとは何事ぞやとて錢の多少は兎も角も其手数の煩しきに堪へずして之を厭ふの情なきを得ず實際の事實にして自から考へて身に覺えあるもの多かる可し之に反して百姓は勿論、町人の如きは封建の時代にも自から租税を負擔して町入費の如き銘々に支辨したるの習慣あるが故に今日に至りても租税の苦情は割合に少れなるが如し左れば増税の方法の如き今日の民力を以てすれば如何なる税源より取るも差支なきが如くなれども其處が即ち感情の問題にして細々の

税目を見出して之を取るときは忽ち苦情の百出を免かる可らず假令ひ税法を勵行して目的を達するも手数の困難は非常のみか其苦情は適ま／＼政客輩に利用せられて施政上の難儀を醸すに至らざるを得ず彼の營業税の實施こそ著しき適例にして斷じて政略の得たるものに非ざるなり故に増税の趣向は間税の性質にして其税は廣く一般の負擔に歸し納税の本人のみに痛痒を感ぜざるものを選んで大に之に取り一發以て同時に減税の目的をも達す可きのみ本來人民の私情より云へば一厘錢の租税も苦痛の種にして全く無税こそ喜ぶ所ならんれども其苦痛は實際に到底免かれしむることを得ずとあれば寧ろ一時に之を取て苦痛も亦一時に止まらしむるこそ肝要なれ喻へば棒を以て臀邊を一撃さると又は細鞭にて絶えず叩かるゝか若しくは靴の底に釘して一步ごとに足を刺さるゝと孰れか苦しきやと云へば臀邊の一撃大なりと雖も其痛みは一時にして之を忍ぶに容易なるが如し即ち我輩が清酒税の増加を主張する所以にして現行の税率一石七圓の如き驚入たる低税にして世界の物笑にこそあれば須らく其率を増して一石二十圓と爲す可し之を全國の造石額四百萬石に課すれば八千萬圓の收入は確にして目下必要の經費を差引きたる其餘りを以て所謂減税の目的を達するを得べし支出の事は自から後に譲りて兎に角に酒税の増額は一舉八千萬圓の收入ありと云ふ是れぞ即ち臀邊の一撃にして我輩の敢て望む所のものなり近來政府にも増税の計畫あるよし如何なる種類に取らんとする積りなるや知らざれども若しも増税々々と唱へながら一撃の大決斷に出づるを得ず或は從來の地租所得税の率を増し若しくは何か苛細の新税目など案出して細々取らんと試みることもあらんには恰も細鞭靴釘を以て絶えず人を苦しむるに異ならず苦情百出、收入の目的を達する能はざるは無論その結果は一般の不人望を招きて自から失敗するの外なきのみ當局者にして果して事を解するものならんには大に一方に取て收入の實を増しながら一方には苛細の税目を止めにして減税

の名を成し人民の感情に觸れずして巧に功を收むるの方略なる可らず若しも酒税以外の増税とあらば如何なる方法を以て如何なる種類に取るも我輩に於ては一切これに反対せんとするものなり（明治三十一年一月二十五日）

専ら酒税に取る可し

我輩は他の増税には一切反対なりとして酒税増加の止む可らざる次第を述べんに抑も我國の政法は一切萬事、西洋文明の新に倣ふて舊風を一洗し殊に税法の如き大に面目を改めながら獨り酒税の一事のみ文明諸國の實を距ること甚だ遠く税率の割合は到底比較の限りに非ずと云ふ此一點よりして改正の必要は無論なれども税法の論は兎も角も今の物價を見れば世界共通の勢を成して如何なる品物にても獨立の價を保つ者はある可らず例へば金銀の如き往昔鎖國の時代には自から外國と價を殊にして開國匆々の際は内外相場の相違よりして外國人に奇利を占められたるの奇談もありしかども全く一時の事にして今は斯る奇談を聞かず又米穀の如きも國內豐作にして食料に餘りあるときは颯々と外に輸出し不足の場合には外より輸入して差支を見ず内外相場の平均を示すものにして其他各種の物價孰れも然らざるはなし然るに獨り清酒のみは他と異にして世界に見る可らざる低價なりと云ふ畢竟外國に輸出せざるが故に格外の相場に安んずるものなれども世間の品物を見れば何一つとして世界共通の價を保たざるはなく又その價に近づきつゝある今日の實際に事の平均を失して不都合至極にこそあれば今、假りに日本酒を外國に輸出するものとして其價をば彼のセリー葡萄酒の類と凡そ同等の割合まで高めしむるは決して不當の處置に非ざる可し又實際に就て見れば我國に於て酒の價の廉なるは實に法外の沙汰にして世界何れの國にも斯る例はある可らず例へば西洋諸國にて宴會の費用は

酒の代を第一として料理の代は第二に置くの常なる中にも酒の贅澤は上々極りなく上等の者に至りては一壺何十弗の價も珍しからず富豪の輩が宴席の豪華を競ふには互に酒の高價に誇るの風なるに反して日本の宴會を見れば費用の第一は先づ藝者の價なる可し次は料理、次は即ち酒にして酒の代は座上を照す蠟燭の代と孰れか多少、共に宴會費の極小部分にして計ふるにも足らざる程なりとは東西比較して只驚く可きのみ日本人が客を馳走するに粗酒一獻差上げたく云々の案内は決して謙遜の辭に非ず眞實の實を白狀するものにして或は外國の來賓などを招て大に日本料理を饗せんとするに酒は例の粗酒、料理の獻立は自から限りあり何分にも客相應の饗應を盡す能はずとて其趣向に窮するものあるは毎度聞く所なり左れば直に西洋風の豪華は望む可らずとするも兎に角に宴會の費用を算して酒の代と料理の代と凡そ平均同等の割合を見るまでに至らしむるは差當りの必要として今の造石税七圓は文明諸國に例なき非常の低税にして他に比すれば或は無税と云ふも可なる程の次第なれば結局は日本酒の價を西洋のセリー葡萄酒と同額ならしむるを目的として次第に増税の歩を進む可きものなり今、清酒製造の原價を一石十圓とすれば差當り其二倍の税を課するは實際差支なき所にして即ち四百萬石の製造總額に於て八千萬圓の收入を得べし爰に八千萬圓の金あれば地方の細税目を廢止する其上に更に擴張せんとする新海軍の維持費に充て、當分差支はなかる可し國中を眺むれば自から種種の税源に乏しからざれども我輩は其税源をば他日必要の場合に取る可きものとして一切手を付けず専ら酒税の一方に取らんとするものなり或は國民一般に負擔す可き國費を單に一種の營業者に課するは不公平の處置なりと云ふものあらんかなれども抑も酒税は間接の性質にして取りも直さず一般の需用者に課するものなれば營業者に於て決して苦しまざるは明白のみか實際彼等の話を聞くに收税の方法を改良して監督に注意すると同時に實際の便宜さへ與へらる

るに於ては増税は甘んじて負擔する所なりと云ふ即ち第一は密造の取締を嚴にすることなり目下密造の行はるゝは實際の事實にして其名は敢て言はされども現に關西地方の或る酒造家の如き年々密造の爲めに何萬圓の利を私しつゝあるは我輩の確に聞きたる所にして密造の流行は單に酒税の收入を減ずるのみならず正直なる酒造家に損害を蒙らしめ其業を衰頽せしむるの原因にこそあれば之を防ぐの工風を按じて或は同業者をして互に監督せしめ又は密造の事實を發見して告發する者には其密造額の幾割を與ふるの法を設くる等大に取締を嚴重にす可し又今の酒造家の中には多年收税の事に慣れたる熟練家を雇ひ置き萬事收税吏の先を制して無經驗の輩などは却て教へらるゝ程の次第なりと云ふ畢竟收税吏に人を得ざるが爲めなれば給料を豊にして立派なる人物を使用し常に酒業家に接して親しく其事情を察せしめ他に欺かれざると同時に敢て無理を言はず當業者をして得心して税を納めしむるときは双方の便宜一方ならずして容易に收入の目的を達す可し又納税期を改正して當業者に資本運轉の餘地を與ふるが如き甚だ必要の處置と云はざるを得ず凡そ是種の方法に就ては既に屢ば記したる所も少なからざれば尙ほ他日に詳にすることゝして要するに我輩の所見に於ては差當り他の税源をば一切眼中に置かずして専ら酒税増加の一事を主張するものなり（明治三十一年一月二十六日）

何故に酒税増加を斷ぜざるか

酒税は間接税にして凡そ租税の中にて之より取り易きものはある可らず西洋文明の諸國に於ても特に重税を課する所以なるに我國の當局者が獨り決斷に躊躇するは畢竟習慣の奴隸たるを免かれざるが故なり本來租税の苦情を見れば

錢の多少よりは寧ろ感情に發するもの多し習慣決して輕蔑す可らず成る可く之に觸れずして目的を達すること智者の事にして其次第は我輩の前に述べたる所なれども抑も當局者が明治初年に當り聊かながら酒税を課したるは當時既に其習慣を破りたるものにして今日は最早や反對に課税の習慣を成したるに非ずや本來無税の酒に始めて二圓の税を課して數百年來の習慣を破りたることなれば若しも酒税に堪ふ可らざるの苦痛あらんには其當時に於てこそ非常の反對を見る可き筈なるに實際には如何なる苦情もなく通過して次で四圓に増し又次で七圓に増したれども更に苦情を訴ふるものを見ず否な納税者の實際を聞けば收税の方法さへ宜しきを失はざれば増税は甘んじて負擔す可しと云ふ畢竟酒税は間接税にして其増税は一般の需用者に負擔せしめて納税者には毫も痛痒を感じざるものなればなり左れば大數に就て云へば當初無税のものに二圓を課し又その二圓を凡そ三倍して七圓を取るも更に難儀を感じずとあれば今その七圓を三倍して二十圓にしたりとて實際に如何なる差支ある可きや我輩に於ては毫も認むる能はざれども若しも是れ是れの差支ありとの反對あらんには明白に其箇條を示す可し我輩の敢て聞かんと欲する所なり既に納税者に苦情なしとして需用者は如何と云ふに買ふも買はざるも自家の自由こそあれば固より反對の理由はある可らず只爰に残る所の問題は下等社會の貧民にして若しも一石二十圓など云ふ高税を課して酒の價を騰貴せしむるときは彼等は自家の生命とも頼む所の酒を飲む能はざるに至る可し酒税増加は取りも直さず貧民を苦しむるものなりとの説こそ反對論の最も重きを置く所ならんれども此一事に就ては此方の用意は充分にして其始末甚だ易し即ち我輩の曾て述べたる如く清酒税を重くすると同時に一方には濁酒の税を極めて軽くして製造を容易にし到る處の店頭に之を賣らしめて下等貧民の需用に供す可きのみ本來下等民の酒を飲むは終日營々の勞餘、只一醉を貪るが爲めにして之を飲んで醉を取れば能

事終るのみ今日の實際に濁酒の賣行下等社會に盛なるは即ち單に一醉の慾を充さんとするもの多きが爲めにして其慾を充すには濁酒にて充分なれば其税は極めて軽くして又これを買ふにも極めて容易ならしむるときは彼等は之に満足して其他を望むものに非ず酒價騰貴の爲めに貧民を苦しむる云々とは世間に濁酒と名くる飲料あるを知らざる輩の席上論と認めざるを得ず或は又清酒の價著しく騰貴するに至れば世間の飲酒家は次第に濁酒に移り爲めに清酒の需用を減じ隨て税の收入をも減す可しなど掛念するものもあらんれども是れ亦實際に通ぜざるの杞憂にして取るに足らず論より證據は其杞憂の本人に向ひ清酒の價が今に何倍するに至らば從來何合の晚酌を止めにして幾杯の濁酒に換へ得るや否やと尋ねたらんには其本人こそ第一に首を振ることならん飲酒の嗜好は煙草と同様に一たび上等のものを嗜むの習慣を成すときは決して下等に移るを得ず晚酌何合の酒の價が今日に何倍したりとて其錢の爲めに濁酒に換ふるものなき萬々保證する所なれば之が爲めに需用減少の掛念は斷じて無用と知る可きのみ左れば酒税の増加は實際に如何なる差支も見ずして直に八千萬圓の收入は確なりと云ふ斯る大税源を目前に控へながら動もすれば地租々々と唱へ増税の負擔を單に農民に嫁せんとするが如きは畢竟封建時代に御年貢と云へば百姓の納むるものと心得たる其習慣を脱せざるが爲めにして果して習慣の奴隷たる本色を現はしたるものと云ふ可し或は今の百姓の生活は甚だ贅澤なり増税を負擔せしむるも差支なしなど放言して憚からざるものあれども其當人をして如何なる生活を爲し如何なる贅澤を極めつゝあるやを自から白狀せしめたらんには斯る放言は斷じて許す可らざる所なれども其邊の詮索は兎も角もとして抑も我國農民の生活を見れば非常に哀れなる有様にして僻遠の田舎地方などには或は糠の實、稗粟又は海草などを食して麥さへ六々口に入らず自から米を作りながら曾て米を食したることさへなきものあり況んや衣服の如き古

著の襤褸を綴合せて纔に肌を蔽ひ大小屋同様の家に起臥して只管御年貢を納むるに忙はしかりしものが近年來世間一般に潤澤の餘影として漸くに生氣を催はし從來木の實、艸の根を食したるものが麥に有付き適まには米を炊ぐこともあり又娘の衣服に赤き切端などを飾ることゝ爲りて隨て其以上の輩は其割合に生活の度を進めて時としては手造りの濁酒の代りに本物の晚酌を傾くることなどもある可し實際の事實に相違なけれども之を目して贅澤と認む可きや否や贅澤とは比較の辭にして往時の哀れ慕なき生活に比して贅澤と云はゞ贅澤と云ふも可ならんれども若しも之を都人士なる所謂紳士紳商輩の贅澤に較べたらば如何、我輩は只彼等が漸く淺ましき境界を脱し始めて人間らしき生活を爲し得るに至りしものと認むるのみ假りに一步を譲り百姓が白き飯を食し赤き衣服を著て酒を飲むが如き身分不相應の贅澤なりとするも其贅澤こそ國の爲めに望む所なれば彼等が大に贅澤して大に酒を飲むに至るときは世間に酒の需用を増して酒税の收入も隨て増さざるを得ず即ち彼等を苦しめて米より取るも之を喜ばしめて酒より取るも其結果は同様なりとすれば大に喜ばしめて大に取るこそ收税上の得策なればなり昔しは鼓腹擊壤とて百姓の輩が善政の澤に霑ひ坦腹便々腹を鼓し地を撃ちて太平を誦ひたるの談あれども我輩は彼等の贅澤を放任して大に酒を飲ましめ傾酒擊壤の聲中に國の富強を樂しまんとするものなり(明治三十一年一月二十七日)

増税と減税

酒税の増加を斷行して一石に付き二十圓を取るときは八千萬圓の收入を得べし差當り新海軍の維持費その他に充るに差支なしとして我輩の所見に於ては他の税源は自から他日の必要の爲めに保存して一切これを取らざるのみか同時

に地方税中の苛細なる税目を止めにして減税の實を行はんとするものなり租税を取るには資力の豊なる有産家に課して無力の細民に軽くす可しとは世人の常に説く所にして珍らしからざれども容易に行はれずして實際には貧民も亦負擔を免かれず畢竟貧富云々の如き其標準の漠然たるが爲めなれば凡そ如何なる種類の人民にても苟も自身の労働に衣食するものには一錢の税も課す可らずとして労働者に對しては一切課税を免除することに定むるときは其標準甚だ明白にして細民に累を及ぼすの掛念を免かる可し抑も一國の租税は軍備、法律、警察を始めとして國民全體の生命財産を保護するの入費にこそあれば平等一様に負擔せしむ可しと云ふ中にも其保護の恩に浴するの割合は貧富孰れの種類に多きやと云へば其お蔭を蒙るものは富者に多くして労働者の如き貧民に於ては財産の保護など殆んど必要を感じざる次第なれども斯る理屈論は別として兎に角に今の國力を計ふれば自から餘裕あるに拘はらず國を支へて體面を張らんとする其費用を労働社會その日暮らしの細民にまで負擔せしむるとは慘酷至極、如何にも堪へ難き次第なれば我輩は一切これを免除せんとするものなり即ち大工左官を始めとして人力車又は車力小舟の運送營業より田舎地方の掛茶屋などにて駄菓子團子の類を賣るが如き孰れも其日暮らしの生活を爲すものに外ならず又各種の藝人役者の輩の如きも等しく労働の種類に屬す可き者にこそあれば凡そ是種の労働に課するの税は其名目の如何を問はず一切廢止して彼等の肩を休めしむ可し即ち我輩の所謂減税にして其減額は甚だ多からざれども下等社會の歡びは非常にして一般の歡迎疑ふ可らず實際に少しく減じて大に減税の名を成す收税略の得たるものと云ふ可し而して是種の税目を見れば孰れも地方税にして其施政費に充るものなれば減税の結果として地方費の不足は免かる可らずと雖も其不足は須らく中央の國税より補助す可し其金額の詳細は知らざれども凡そ一千萬圓以上二千萬圓もあらば充分なる可しとして其支出の

法は酒税八千萬圓の中、六千萬圓は海軍費として其殘の二千萬圓を地方の補助に充つ可きのみ即ち一方に増て一方に減じ増税減税並び行ふて租税整理の實を擧ぐ可しとは此事なり或は曰く所謂労働税の廢止甚だ可なれども同時に釐澤税を課して富豪者を取る更に尙ほ可ならずや例へば會社税の如き最も此目的に適するものにして増税必ずしも酒税のみに限る可らずなどの説もあらんなれども抑も釐澤税を課す可しと云ふ其釐澤税は何を標準として取る可きや例へば會社事業の如き其収益を見れば頗る豊にして又その會社の役員之輩には釐澤を課するものなきに非ず重税を課して差支なきが如くなれども實際に會社は役員之輩の私有に非ず多數の株主中には孤兒寡婦の類にして僅々の株を所有して漸く其配當益に衣食する者多し即ち會社税の如きは取りも直さず是種の孤兒寡婦に重税を課するものにして我輩の斷じて取らざる所なるに反して彼の紳士紳商と稱する都人士輩が近來頻りに豪奢の風を催ほし一夕の豪遊に何百圓を散ずるが如き法外の沙汰にして是等の輩こそ遊蕩税を課して差支なきものなり遊蕩税の標準甚だ定め難きが如しと雖も幸なるは爰に酒と名くる品物あり恰も其標準として見る可しと云ふ凡そ遊蕩に酒の伴はざる場合は絶無にして其輩に對しては酒税即ち遊蕩税と見て差支なければ思ひ切て酒に取る其中にも豪遊放蕩は最も都人士の間に盛なるの常なるが故に都下に輸入する酒には特に入市税を課して其價を高からしむるも自から一法なる可しとして又百姓にても労働者にて自から進んで清酒を飲むものは實際遊蕩の仲間入りしたるものにこそあれば之を取るも苦情はなき筈なり斯くて一方に遊蕩税を取て一方に労働税を廢す其區別甚だ明白にして惑ふものはある可らず我輩の増減並行を主張する所以なり(明治三十一年一月二十八日)

如何にして二億圓を得べきや

前篇來我輩が増税の必要を論じて酒税に八千萬圓を取る可しと主張したるは第一に記したる海軍擴張の計畫を實にするの目的に外ならず即ち今正に著手進行中なる二十餘萬噸の計畫の上に更に二十萬噸に達せしめんとするものにして其擴張計畫は製艦費のみにも差當り二億圓を要す可し然るに今、酒税増加の豫算は八千萬圓にして其内より凡そ二千萬圓をば地方の細税目廢止の結果として支出するときは差引き六千萬圓を餘すのみ僅々六千萬圓の金を以て更に二十萬噸の軍艦を備へんとす數に於て許さざる所なれども我輩の所見に於ては六千萬圓は新擴張の維持費に供するのみにして其製艦二億圓の費用は外債に依て之を辨せんとするものなり近時製艦の技術大に進歩して一等戰艦と稱する甲鐵艦の如きも凡そ十八箇月にして竣功に難からずと云ふ二十萬噸の軍艦少なからずと雖も一時に外國各地の製造所に注文して工を急ぐときは如何様にも速成の工風ある可し製艦の一事は甚だ容易なれども其軍艦に乗組む可き幾千の士官水兵を養成して實地の熟練を得せしむるの一段に至れば時間の問題にして自から若干の歳月を要せざるを得ず左れば擴張の計畫を目下の急と認めて其速成を望むも軍艦と乗組員と兩々相待て事を全うするには早急の中にも自から時日の餘裕を存することなれば二億圓の製艦費は必ずしも一時に入用を告ぐるものに非ず之を國中に募るも敢て難きに非ざれども我輩に於ては自から見る所あるが故に更に外債に依るの利益なるを認むるものなり扱その二億圓は外國に募るものとして之を募るに容易なるは斷じて保證する所なれども或は目下國內の事情を見て左なきだに戦後の經濟社會は通貨膨脹、物價騰貴隨て貿易上に輸入超過の病候を呈して今後の經過甚だ容易ならざる其處に莫大の外資を

内に入れて軍事の一方に消費さるゝこともあらんには更にますゝ病勢を激成して經濟界を攪亂するに至る可しとて外債二億の聲を聞いて大に驚くものもあることならん風聲鶴唳その驚きも無理ならざれども先づ心を靜にして我輩の言を聞く可し若しも外に募りたる二億の金を内に入れて大に費さんには斯る掛念もあらんなれども殘念ながら今の日本の有様にては二十萬噸の軍艦中、國內にて造り得るものは一二隻に過ぎざる可し其他は悉皆外國に注文せざるを得ずして即ち製艦の入費は一切外國に募りて又外國に散するの外なければ其集散は一毫も内の經濟に影響を及ぼさざること請合にして然かのみならず其金額は敢て一時に要するものに非ず若干の歳月中に自から彼の金融市場の景況如何を見て時に隨て募るも差支なきことなれば其間に利する所も自から少なからざる可し左れば製艦費は外債と決して六千萬圓の収入は一方に外債の利息を拂ひ一方には更に二十萬噸の海軍を維持するの費用に供せんとするものなり喩へば軍艦を所有するは馬を養ふに異ならず馬の買入代は一時に止まるが如くなれども飼料の入費は終始絶えざるのみならず幾年の間には自から新陳更代の必要なきを得ず軍艦に於ても乗組員の給料修繕維持の費用は無論として永く二十萬噸の勢力を持続せんとするには同じく新陳更代の必要もある可し我輩は凡そ此邊の費用を概算して六千萬圓の収入あらんには先づ差支なかる可しと認むるものなり抑も我輩が海軍擴張を主張して其程度を先づ四十萬噸と定めたるは漫に誇大の言を爲すに非ず東洋に於ける列國の海軍力を算して之に對して優勢を占めんとするには凡そ其程度の力を備ふるに非ざれば不可なりと認め敢て此言を爲したる次第にして先づ其力を備へんには差當り自國の安全を保つに差支なしと信ずるものなれども形勢の變化は豫め知る可らず今後の成行に由りては或は更に擴張の必要を見ることもあらん果して其時に至れば地租も取る可し會社税も取る可し多々ますゝ取て多々ますゝ擴張す可きのみ日本國民たる

ものゝ今より覺悟す可き所のものなり（明治三十一年一月二十九日）

増税の斷行に躊躇す可らず

政府は償金皆済後その一部を割て公債を買入れ銀行を始め一般の事業家に資金を融通する他の一方には勸業銀行債券の募集に應じて確實なる工業會社に低利の資金を供給するに決したりと云ふ果して斯る策を施して經濟社會目下の困難を救済するを得るや否やは容易に知り難き所なれども差當り如何にして財政整理の實を收むるの考なりや從來の計畫に據れば軍備擴張并に其他の新事業は償金の繰入と公債の募集とに依て完成し擴張後の事業を維持するに必要な一般行政費の増加は新税の増收を以て之に應ぜしむるの豫定なりと云ふ此計畫にして故障なく實施せらるゝときは償金の如き一時皆済の爲めに利子を免除するも尙ほ七千四百萬餘圓の殘餘を生じ財政上に餘裕を見るを得れども今日までの實際を云へば右の計畫は當局者が豫想したる如き好結果を收むる能はず先づ第一に新税實施の成行を見るに酒税を除けば他の収入は孰れも當初の豫定額に達するものなく現に三十一年度の豫算案に據れば營業稅并に登録稅はおのゝ百七十萬圓内外の減少を示し葉煙草專賣法の如き今後大に改良を加ふるに非ざれば到底豫定の増收を見る能はざるは明白の事實なり新税の收入にして斯く不足を生ずるに於ては假令ひ一方に酒稅の收入が豫定額より多少増加の傾ありとするも財政上に破綻を生ずるは必然の成行にして當局者は如何にして善後の處置を施さんとするや大に一般行政費を削減するが如き其法には相違なけれども元來擴張後の軍備并に新事業を維持するに當て行政費の増加は免かれ難きの數なるのみならず從來の如く在外の償金を回收して事業の進行を謀るに於ては内國の通貨は常に膨脹して

物價騰貴の餘勢は容易に跡を收めざることならんれば行政費削減の如きは到底企て及ぶ所に非ざる可し或は事業の進むに從て國內に通貨の膨脹を招くと同時に公債を募集して其回收を謀れば物價騰貴の患なしとは財政當局者が當初固く信じたる所にして屢ば斯る意見を明言したる由なれども今日の實際に就て見れば通貨の膨脹は直に物價の騰貴を招きて金融を逼迫せしめ結局新に公債を募集するの餘裕なきを以て已むを得ず償金を流用して豫定の募集額に充つるが如き不始末を見るに至れり當局者の豫想が實際に反したる一例にして經濟社會が常態に復して金融逼迫の勢を緩めざる以上は當初の計畫通り公債募集に就て好結果を收むる能はざるものと覺悟せざる可らず當局者は追加豫算を編成するに當て歲計に四千六百萬圓を削減したる由なれども要するに公債の募集額を減少して目下の困難を免かれんとするに外ならず實際を云へば毫も事業縮小の結果に非ずして單に年度割を變更したるに過ぎざれば豫定の時期までに事業を完成せんには適當の財源を求めて必要に應ぜざる可らず從來當局者は軍備擴張其他の事業を以て臨時のものとして考へ從て公債を以て財源に充てたることならんれども本來軍備の擴張は立國の目的を全うする所以にして他日更に擴張の必要を見るは勿論、其他の諸事業もまた〳〵改良擴張の急を促す可きを以て其費用は經常の性質なきに非ず從て其財源は公債の如き臨時の收入に依頼せずして寧ろ他に確實のものを求めて之に充つるの適當なるを見る可し即ち増税の必要なる所以にして之を除て他に財政整理の道は求む可らず或は増税は世間の喜ばざる所にして政府が斷行に躊躇するも畢竟議會の反對を恐るゝが爲めならんれども既に財政整理の爲めに増税の必要は右の如くなりとすれば區區たる反對は顧みるに及ばず早速今度の臨時議會に増稅案を提出して其即決を謀る可きのみ若しも議會の反對盛にして通過の見込なきに於て即座に之を解散し飽くまでも増税の一事を斷行して財政整理の實を擧ぐ可し我輩の切に勸告

増税の斷行に躊躇す可らず

する所なり（明治三十一年五月五日）

所得税は斷じて増す可らず

一國の租税は軍備を始めとして國の安全を保ち社會の公益を擧ぐる爲めの費用に供するものなれば苟も負擔に堪ふる限りは多きを辭す可らず政府が速に増税の一事を斷行し財政の基礎を鞏固にするは目下の急務にして世間に異論を見ざる所なれどもいよ／＼之を斷行するに當て税源は何れに求む可きや政府は今度の臨時議會へ提出する増税案に於て所得税法を改正し課税の制限を引下げて其區域を廣くする他の一方には税率を増して収入の増加を謀る由なれども我輩の所見を以てすれば當局者が既に増税の必要を認めたる以上は斯る些細の税には手を加へずして増收の見込最も確實なる酒税を取るこそ適當の處置なりと考ふるものなり元來所得税は中等以上の人民の負擔と爲るものなれば多少税率を重くするも一向差支なきのみか増率の割合に収入の増加を呈す可しとは從來當局者の唱ふる所なれども徵收の實際を見るに甚だ不公平にして例へば公債證書の利子株券の配當官私の俸給年金恩給金等を受くる者は所得の調査甚だ容易なるを以て相當の税を負擔すれども其反對に商賣營業より生ずる所得に至ては収入の全額より製造販賣中の費用を差引て課税額を算出するの定めなれば脱税の弊、極度に達し當局者に於ても殆んど當惑の有様なりと云ふ畢竟收入の微々たるも全く斯る事情の爲めにして政府が如何に苦辛して改正を施すも今日の如く所得を隱蔽するの風、盛なるに於ては其結果知る可きのみ或は現行の所得調査法を改めて大に嚴密にするときは面目を一新するを得べしとの説あり政府に於て税率を増す場合には結局かゝる手段に出づることならんれども財産を祕密にして勉めて他人に知ら

しめざるは日本人古來の習慣にして容易に脱す可きものに非ず調査を嚴重にするは取りも直さず此邊の祕密を發かんとするものなれば實行の曉に政府と納税者との間に種々の衝突を免かれざるは營業税の徵收と同様にして其結果は正直の者に負擔を重くして不正直の輩を利するに過ぎざる可し斯くては如何に改正を施しても實際に何の效能もなければ寧ろ全廢の方針に出づること最も望ましき所なるに却て税率を増加するは愚の極と云ふの外なかる可し或は他に確實の財源なければ如何なる困難をも忍びて所得税の増徴をも斷行す可きなれども目下の實際に於て酒税増徴の餘裕あるは明白の事實にして關稅定率法の實施後は政府に於て酒精の輸入税を増加するなり時宜に由りては國庫の專賣に移すなり或は自家用酒の製造を禁止するなり孰れにしても酒造家の營業を保護するときは酒税の増加は決して彼等の辭する所に非ざれば篤と此邊の事情を察し大に酒税に依頼して増税の目的を完うす可し斯る好財源を差し置て妄に苛細の税を増すは財政上策の得たるものに非ざるのみか却て世間の不人望を招きて自から失敗に終るの外なかる可きのみ當局者にして眞實財政を整理せんとならば大に一方に取て収入の實を増しながら一方には苛細の税目を止めにして減税の名を成し人民の感情に觸れずして巧に功を收むるの方略に出づ可し若しも酒税以外の増税とあらば如何なる方法を以て如何なる種類に取るも我輩は一切これに反對せんとするものなり（明治三十一年五月二十日）

増税案の廢棄

政府は地租酒税所得税三税案を提出せんとす其決斷甚だ可なり目下の財政經營に増税の止む可らざるは我輩の飽くまでも主張したる所にして今度の提案は大に賛成す可き筈なれども實際に其方法を聞くに兼ての素論に反して何分に

所得税は斷じて増す可らず 増税案の廢棄

も同意を表すること能はざるを如何せん所得税は前號に述べたる如く斷じて増す可らずとして然らば地租は如何と云ふに我輩は其増率を人民の負擔に堪へずと認むるものに非ず否な今の米價の割合を以てすれば二分五厘の率を倍して五分と爲すも決して不當に非ず農民に増税負擔の餘裕あるは斷じて疑を容れざる所なれば之を取るも敢て差支なしと雖も爰に眼前に酒税と名くる一大税源の在るあり其收入甚だ確にして一發以て歳入増加の目的を達す可しと云ふ政府は何を苦んで大に酒税増加の決斷に出でず細々此れに増し彼れに取り小刀細工の小策を執らんとするか我輩の解せざる所なり抑も租税は如何なる種類にても實際には自ら間税の性質を帯ぶるものなり今大に地租を増すときは其負擔は差當り農民に歸するが如くなれども實際には租税の増したる割合に米の價を騰貴せしめて一般の需用者に負擔を分つる結果を見る可し左れば増税の結果は詰り國中一般に平均して止むものなれば如何なる種類に取るも差支なしとは云ひながら政治家の地位に身を置いて考ふるときは租税を取るの方法も亦自から政略の事にして自から人氣の如何を察せざる可らず所得税と云ひ地租と云ひ其増加は孰れも世間の人氣を損じて政府に不人望を招かざるを得ず果して策の得たるものなるや否や所得税法を改正し其調査を嚴密にして豫算の收入を得んとするときは苦情百出彼の營業税と同様の始末を見るは無論、又地租増加の如きも政黨員の輩は必ず種々の口實を設けて反對することならん苟も實際必要の場合とあらば苦情反對は顧みるに足らず斷じて排斥す可きものなれども今や強ひて其苦情反對を冒さずして別に穩に取る可きの税源ありと云ふ人氣商賣の政府にして殊更らに斯る拙策を執り自から不人望を招くとは何事ぞや我輩は敢て今の政府に望を屬するものに非ず自から人氣を損じて自から倒るゝは差支なければも國の利益の爲めに謀れば政府の更迭頻繁にして當局の席温なるの違なく政務滯滞國の進歩を妨ぐるは甚だ好む所に非ず我輩は國の爲めに政府の永

續を望むの情よりして其舉動の拙なるを惜しむのみ酒税増加の必要は毎度述べたる所なれども凡そ今の租税の中にて酒税の如く取易きものはある可らず喻へば饗宴に客を招くに二三十人の小人数なれば其接待方も容易なれども百人二百人の大客と爲れば混雜一方ならず器皿の毀缺、疊建具の破損など主人の迷惑は無論、時としては取締の爲めに巡查に依頼するなどの場合もある可し細々の税金を多數の人民より集むるは大客を招くの大騒動なるに反して酒の納税者は人数甚だ少なく且つ其區域も自から一定の限りあり收税の便利は此上ある可らず又如何なる租税にても之を取るに苦情多くして種々の手数を免かれざるは其納税者が多くは無智の細民にして事理を辨へざるが爲めに外ならず然るに造酒の營業者は孰れも相應の身代を具へて智識の程度も自から低からず概して社會の中流以上に位するの人物なれば漫に分らぬ苦情など云ふものはある可らず是れ亦收税の便宜と云はざるを得ず況んや營業者の説を聞けば既に増税を覺悟して敢て不平を唱へざるのみか其方法にして宜しきを得るときは現在に二倍三倍の増税も甘んじて負擔す可しと云ふ實際の實情かくの如くにして酒税増加の決斷甚だ容易なるに今回の提案には僅々三圓の率を高むるのみにして收入の税源を他の所得税地租に求め殊更らに世間の人氣を損ずるの拙策に出でたる所以のものは畢竟當局者の輩が世間の人に接すること狭くして實際の事情に通ぜざるが爲め自から知らずして斯る失策に陥りたることならん氣の毒の次第とは云ひながら此儘にては折角の増税案も通過の望なきは申す迄もなく或は辛うじて通過するもます／＼一般の人氣を損じて自から倒るゝの期を早むるの外ある可らず孰れにしても我輩の取らざる所なれば開會匆々未だ税案を提出せざる中に政府自から之を廢棄し所得税と地租とは他日必要の場合に遣し置き收入の増加は専ら酒税に取るの計畫を定め更に成案を具して再び提出す可し其方法は別に述ぶることとして我輩は差當り政府に向て即坐の決斷を促すもの

なり(明治三十一年五月二十四日)

外資輸入の道

近來外資輸入の説おひ／＼盛にして其方法に就ても自から種々の議論あるが如くなれども既に外資の輸入を必要と認めたらば何は兎もあれ先づ其輸入の道を開く可し彼我相對して外國は資本の供給豊にして投資の場所を求むるに忙はしき其反對に我國の資本は甚だ薄くして眼前に多望有利の事業を控へながら著手の力なしと云ふ一方に有餘の資本を移して他の需用に應ずるは經濟上自然の融通法にして苟も人爲の手段以て其融通法を妨ぐるに非ざれば外國の資本は自から國內に入り來らざるを得ず簡單至極の道理なるに然るに今日の實際を見れば一方には外資輸入の必要を告げながら一方にはあらゆる手段を盡して其輸入の道を塞ぎつゝありと云ふ恰も門を鎖して客を招かんとするに異ならず其招きに應ぜんと欲するも得べからざるなり第一に外人の土地所有を禁ずるを始めとして銀行會社の株券の如き執れも然らざるはなく現に國會議員の中などにも殊更らに民法の規定を窮屈にして外國人に對しては特別の場合の外、私權の享有さへも禁ぜんとするの議論ある程にして國中一般の有様を外より眺めたらんには日本人は外人に對して決して同等の待遇を爲すものとは見る可らず否な實際には眞綿を以て頸をくゝると一般の筆法を以て成る可く其自由を妨ぐるものと認むることならん斯る次第にして種々の工風を盡して恰も其人を擯斥しながら只その資金のみを入れしめんとす自家撞著の事を行ふものにして目的を達するの見込はある可らず我輩の憫笑に堪へざる所なり近頃實業家の輩が熱心喋々する外資輸入の方法を聞くに政府の信用を以て外國の市場に外債を募り内債を償還せしめて民間に資本の

融通を謀らんとするものゝ如し自から一法に相違なけれども目下の場合に其輩の口より遽に斯る説を發するときは一己の利益の爲めに株券の價を騰貴せしむるの手段とのみ認められざるを得ず言ふものゝ爲めにも私利の譏を免かれず聞くものに於ても快からざる次第にこそあれば其輩にして果して外資輸入の必要を認めたらんには政府の力に依頼することを止めにして自から輸入の道を開くことに勉む可きのみ喻へば爰に貧富の兩村ありとせんに貧村の人民が開墾その他の事業に著手せんとして自から資力に乏しきが爲め隣の富村より其資金を借入れんとするの一段に至りて其方法は如何す可きや貧村貧なりと雖も其貧は只資本の一事のみ自から山林原野の不動産もあることなれば一村の拓殖を謀らんに隣村の富民に自由を與へて山野の開墾に従事せしむるなり又は銘々の不動産を抵當に他の村資を入れ自から著手するなり自から工風を運らすこそ至當の處置なる可し然るに若しも其人民が是等工風に意を用ひざるのみか隣村の富民を擯斥して不動産の所有は勿論、これを抵當に取ることをも禁じながら自村の庄屋に迫り其信用を以て隣村より金を借らしめんとしたらば庄屋たるものは果して之を承知す可きや否や我輩をして庄屋たらしめば一も二もなく村民等の不心得を叱責して其請求を拒絶す可きのみ今の實業家輩が政府に嘆願し外債を起さしめて自家の資本の融通を得んとするが如きは取りも直さず貧村の人民が庄屋に迫りて富村の金を借らしめんとするの舉動に外ならず我輩の斷じて反對する所なり

抑も資本に薄き新開國が他の富國の金を輸入して事業の發達を謀るは世界の例に珍らしからざる中にも米國の如き最も著しきものなる可し彼の獨立戰爭後の有様を見れば本來新開國の上に殊に疲弊を極めて資力の缺乏如何ともす可らず是に於てか國內の人民は大に奮發し大に外國の資本を輸入して商賣工業の發達を謀り爾來七八十年漸く其結果を

收め近年に至り始めて借用の皆済を見たる程の次第なりと云ふ左れば日本に於ても事業發達の爲めに外資に依頼す可きは勿論なるに實際には恰も其輸入の道を塞ぎながら之を開くの方法を講ぜず適ましく其事を言ふものあれば政府の信用に依頼して目的を達せんとするに過ぎずと云ふ斯る有様にては前途の見込み甚だ覺束なし外資輸入を以て果して實際の必要と認めたらんには大に奮發して其道を開放す可きのみ或は銀行會社の株券賣買を自由にして若しも外國人に買占めらるゝときは大變なりなど考ふるものもあらざらんれども實際に買占められたりして何故に大變なるや例へば日本銀行の株券が悉く外人の手に歸したりとて之を大變なりと云はんには政府の公債は如何す可きや今外國人が日本の公債を買占むるは甚だ容易にして實際に行はる可し而して其公債が悉く外人の手に歸したりとて毫も大變ならざるのみか今日の人気は寧ろ之を希望することならん政府の公債既に然りとすれば獨り日本銀行の株券に未練なるの理由はある可らず左れば銀行會社の株券の如き一切外人の所有を自由にするは勿論、土地所有權の制限の如きも宜しく廢止す可きものなり斯くて大に開放して其結果を如何と云ふに實際に外國人とても無用の土地を買入るゝ筈なく又漫に株券を買占むるの愚を演ずるものもなく詰り相當の事業に相當の資本を投ずるまでにして始めて外資輸入の實を見る可し目下の急は何は兎もあれ先づ其道を開くに在り今の外資輸入論者にして單に私利の爲めに謀らずして眞實その目的を達せんとするの考ならんには先づ此方面に運動して輸入の道に横はる障害物を排除することに盡力す可し我輩の敢て勸告する所なり(明治三十一年五月二十九日)

飽くまでも酒稅増加

増稅案に對する議會の大勢を察するに地租に就ては異說紛々反對の論多けれども酒造所得稅には甚だしき異議もなきが如し而して議員の多數は解散を厭ふの情あるが故に若しも政府が斷乎たる決心を以て飽くまでも争はんとするの意氣を示すときは必ずしも通過の望なきに非ずと云ふ政府の覺悟果して如何、現に議員の如きも銘々の私に就て其意見を聞けば數年前までは選舉區民の手に對して増稅論など苟も口外するを得ざるの有様なりしに今日は時勢一變、選舉民の如きも増稅は實際止むを得ざるの處置として内心には既に覺悟の前なれば其方法にして宜しきを得るときは賛成するも差支なしとは一般の説なるが如し増稅の機正に熟したるものなれども人間の私情に訴へて租稅は増すが好きか増さぬが好きかと云へば何人も増すを好まざるのみか全く無稅こそ望む所なれば成る可く種々の口實を設けて増稅に反對することならんれども若しも當局者が其反對を以て眞實の反對と見做さんには大なる間違なる可し事の表裡虚實を察して一發目的を達するは當局者の腕前如何に在り大に奮發す可き所なりとして扱その増稅の方法に至りては我輩に於ては政府の提案を其儘に認可するを得ず飽くまでも酒稅の一方に増し地租所得稅の如きは姑く之を貯へ置き以て他日必要の需に供せんとするものなり抑も目下清酒の醸造高は總計四百萬石と稱すれども實際日本人の口に入るの酒の量は殆んど六百萬石に上る可し間違ひもなき事實なれども假りに四百萬石として今の稅率を凡そ三倍して一石二十圓を課するときは八千萬圓の收入を得べし日本の海陸軍費を一切酒稅に負擔して綽々餘裕あり我輩本來の目的は此邊に存することなれども斯る急激の變化は實際に妙ならずとあれば姑く一步を譲り凡そ二倍の増率として十五圓を課す可し一方に大に稅源保護の手段を盡し又その徵稅法を便利にして之を取るときは六千萬圓の收入は儘にして地租所得稅など殊更らに物議を犯して區々たる手段を煩はすの必要ある可らず然るに今度の増稅は専ら酒に取らず僅々三

圓の稅率を増したるのみにして其餘の補充を他の稅源に求めたるは斷じて稅略の得たるものに非ず我輩が政府の爲めに惜しむ所なり或は若しも一石十五圓など云ふ増稅を課するときは其結果、酒の價を騰貴せしめて隨て其需用を減じ結局豫定の收入を得ること能はざるに至る可しとの説を爲すものあれども所謂一を知て二を知らざるの短見のみ彼の地租増加の理由を聞くに近年來米價騰貴その他の原因よりして農民の生活大に餘裕を生じたれば増稅に差支なしと云ふに在り實際の事實なれども之と同時に近年來清酒の需用、大に増したるも右と同一にして即ち人民の生活進歩の結果に外ならず是れ亦實際の事實にして疑ふ可らざるものなり双方共に相違なき事實なりとして酒稅の増加果して酒の需用を減ずるの結果ありとすれば地租の増加も亦同様の結果なきを得ず如何となれば今の人民の有様にして増稅の爲めに生活の費用を節して自から酒量を減ぜざるを得ざる程度のものとなれば酒に取て其價を騰貴せしむるも又は地租に取て酒を買ふの餘裕なからしむるも其結果は詰り同一なればなり左れば人民の生活に割合せて不相當の増稅とあれば孰れにしても酒の需用を減ずるの結果を免かる可らずと雖も我輩の所見に於ては今の民力に充分の餘裕あるを認めながら多々ます、其餘裕を許して大に酒を飲ましめ大に酒稅に取らんと欲するのみ或は此點よりすれば地租の如きは全廢して専ら酒稅の一方に取るも差支なからんなれども斯る突飛の決斷は他日の談として姑く擱き實際に地租の負擔は直接に納稅者に歸すれども酒稅は全く異にして其増率は納稅者に於て毫も苦痛を感じざるものなれば地租の如きは容易に動かさずして人民をしてます、酒を飲むの餘裕を生ぜしめ而して一方に於て大に酒に取るこそ稅略の得たるものなれ即ち我輩が専ら酒稅増加を主張する所以なり政府案の運命は未だ知る可らずと雖も其成行は孰れにしても今後はます、増稅の必要を告げざるを得ず明白の次第なれば我輩は飽くまでも酒稅増加を主張すると共に一方

には大に稅源保護の工風を講ぜんとするものなり（明治三十一年六月二日）

稅源保護

我輩が酒稅増加を主張するは單に財政上一時の必要に應ぜんとするが爲めに非ず本來の目的を云へば海陸の軍費の如き専ら此稅源に依らんとするものにして其收入額は如何と云ふに四百萬石の醸造高に一石二十圓の稅を課するときは八千萬圓を得べし今後の海陸軍を維持するに差支なきを信すれども現稅率の七圓より一足に二十圓の増稅は或は急激に失するの嫌もあらんなれば差當り十五圓と爲し六千萬圓を收むるの見込を以て斷行す可し實際に目的を達する甚だ容易なり或は酒造家の中には今回の増稅にも反對の運動を試みるものあるよしなれども篤と其内情を聞けば決して絶對に反對を唱ふるに非ず營業者に於ても増稅は既に覺悟の前なれども一方に稅源保護の道を講ぜずして單に増稅のみとありては何分にも服するを得ず政府の當局者にして精しく酒造業の利害を聞き取り充分保護の手段を盡さば増稅も甘んじて負擔す可しとは自から明言する所なり左れば政府たるものは細に營業者の事情を聞き其利害の在る所を悉くして一方に稅を收むると同時に一方には大に保護の方法を講ぜざる可らず納稅は人民の義務に外ならず苟も苦情を訴ふるとは不届千萬なりなど政府の威光を以て之に臨むが如きこともあらんには事は到底覺束なきのみか徵稅の實際にます、困難を感じて自から收入の目的を失ふに至らざるを得ず斷じて取らざる所なり若しも其方法にして宜しきを得ば八千萬圓の收入も決して難からず海陸軍の維持の如き専ら之に依頼して差支なしとするときは酒稅は實に國中第一の財源にして最も重きを置く可き所のものなれば飽くまでも之を保護して其發達進歩を謀る可し古來我國にては

農業を重んじて農は國の本なりなど唱へたれども今日の有様にては酒は海陸軍の本なりと云ふも差支ある可らず政府の官吏が單に机の上の調査を以て税法を工風したりとて到底名案の出づ可きに非ず從來の實驗に徴して其工風は適ま適ま以て納税者の迷惑を増すのみなれば机上の考案をば一切止めにして親しく營業者に接して其説を聞く可し大に發明して自から自家の迂闊を悟ることならん今回の改正案にて自家用酒を廢したるが如き稍や保護の一點に著目したるものなれども酒精の取締法と云ひ納税期の改正と云ひ又收税吏の任用法と云ひ税源保護の精神を以て著手す可きの簡條一にして足らず宜しく營業者と協議して適當の工風を講ず可きものなり又酒造家に於ても時勢の實際に徴して増税の止むを得ざるを認めたる上は無益の反對運動などは斷然思ひ止まり自から海陸の軍費を引受くるものと覺悟を定め此方より進んで税源保護の方法を提出して政府と相談を遂げ政府に依りていよく聞入れざるに於ては其時こそ大に反對するの決心を以て實行を促して可なり本來收税の目的は實際に確實の收入を得るに在り我輩の酒税論は海陸軍の費用を此税源に得んとして増率を主張するものなれども收税の方法宜しきを得ざる時は如何に税率を高むるも實際の收入は更に増さざるのみか其結果は徒に不正破廉恥の脱税者を利して正當の營業者を苦しむるに過ぎざるのみ是れぞ即ち國の税源を凋稿せしむるものにして容易ならざる次第なれば飽く迄も此點に注意して篤と方法を講じ政府に於ては取り易く、納税者に於ては出し易く、然かも收入の確實なる手段を取らざる可らず左れば酒税法の改正に就ては政府は大に營業者の意見を取る可きは無論、或は一步を進め官民共同の委員を設けて新案を編纂せしむるか更に一步を進むれば營業者をして専ら其事に當らしめ政府に於ては單に修正の勞を取るのみにては差支ある可らず我輩は酒税増加の爲めに第一に税源保護の必要を認むるものなり（明治三十一年六月三日）

清酒の保護

大に酒税を増さんとすれば一方には大に清酒の營業を保護して税源を養はざる可らず今の清酒の醸造高は四百萬石と稱するも實際日本人の口に入る酒の量は六百萬石なりと云ふ尙ほ精しく取調べたらば其以上にも上ることならん然るに清酒の醸造高、單に四百萬石に止まるものは畢竟種々の名目なる變則の酒類世間に行はれて世人の嗜慾を充すが爲めに外ならず苟も清酒を國家第一の税源と認めて大に之を保護せんとならば變則酒類の醸造賣買には嚴重なる制裁を與へて其跋扈を防がざる可らず今回政府が自家用酒を禁ずるの案を提出したるも此邊の精神に出でたることならんなれども清酒保護の點より見て第一に必要なは酒精の處分法なり彼の混成酒と稱する一種の酒は酒精と他の物質とを混和したるものにして或は其中にても何々葡萄酒など名を付して西洋酒を摸したるものは其販路も自から別にして清酒に影響すること割合に少なけれども酒精を以て日本酒類似の酒を造り之を發賣するに至りては清酒の營業を妨ぐるること甚だ大なり今の營業者の最も苦しむ所のものは此種の混成酒に外ならずと云ふ或は此種の酒は法律に依て清酒同様の税率を課するの規定なれば實際に差支なかる可しなど云ふものもあらんなれども右の酒類は製造の法甚だ簡易にして或は單に酒精と水とを混じたるが如きものさへもなきに非ず隨て價も甚だ廉にして自から純粹の清酒を壓倒するの勢なきを得ず近來その流行は非常のものにして單に下等社會の需用に供するのみならず東京の料理屋などにて用ふる酒の中にも多少の酒精を混せざるものは稀れなる程なりと云ふ而して殊に警しむ可きは右の酒類は製造の法極めて容易なるが故に實際密造の行はれ易き一事にして清酒の營業に取りて由々しき大敵にこそあれば税源保護の爲めに

混成酒の禁ぜざる可らざるは勿論なれども更に一步を進めて見るときは混成酒の本は酒精に在り假令ひ混成酒を禁ずるも酒精の取締法にして今日の如くなるに於ては到底目的を達す可らず現に酒精の密輸入密賣買の行はるゝは實際の事實にして其酒精は孰れも混成酒の密造に供せらるゝものに外ならず大に取締法を嚴重にして密賣を禁ずるの工風を講ず可き其中にも我輩は酒精の賣買を政府の專賣と爲すの方法を以て最も有效なる可しと信するものなり即ち外國より輸入する酒精は政府の手に一切買収して高價を以て之を賣捌くことゝす可し此方法にして行はるゝときは酒精を混じて酒の製造を謀らんとするも實際の損得に顧みて引合はざるが故に自から思ひ止まることならん甚だ妙なれども爰に大に考ふ可きは酒精即ちアルコールと名くる液體は單に密造酒の原料として用ふるのみならず工藝製造に缺く可らざる必要物にして今後ますます需用を増すの見込あるものなれば若しも政府の專賣として其價を高くするときは一方には清酒保護の目的を達すると同時に一方には工業の發達を妨ぐるの結果なきを得ず如何す可きやと云ふに此一段に至りては現に外國などにも行はるゝ例に倣ひ工業用の酒精には一種の藥品を混和せしめて實用に差支なきも人の口には一滴も入る可らざる性質のものゝ爲し普通の價にて發賣しながら若しも純精無雜の酒精を望むものには特に價を高くして賣渡すの工風なきに非ず他にも自から方法あらんれば其邊の事は實地家の工風に一任して兎に角に政府專賣の實を行ふ可きのみ扱酒精の取締法は右にて差支なしとして更に考ふ可きは外國輸入酒の競争なり純粹の外國酒は日本酒に比して價の高下如何に拘はらず自から嗜好の趣を殊にするが故に大に國內に流行して日本酒と競争するの掛念は差當り無用なれども若しも外國にて酒精の混成酒を製し内地にて更に日本酒に摸造するの目的を以て之を輸入し來るの場合には如何す可きやと云ふに斯る場合には其酒を試験して酒精の分量如何に由り之を酒精と見做して其處分法

に依るか又は大に關稅率を高めて其輸入を防ぐも差支なかる可し目下の有様に於ては未だ競争の事實を見ざるが故に稅率を動かすの必要なのみか西洋諸國の輸入酒に就ては改正條約實施の上に非ざれば之を動かすを得ざれども近來頻りに輸入する彼の支那酒の如き實際に我營業上に影響するの掛念あらんには須らく稅率を高めて正當の防禦法を取る可し以上の方法は清酒業の保護即ち稅源保護の手段として我輩の第一に主張する所のものなり(明治三十一年六月四日)

收稅吏の人選最も肝要なり

酒稅保護の點より見て現行の施設に改良す可きの簡條一にして足らざれども差當り政府の決斷を要するものは收稅吏の任用に重きを置き其待遇を厚うして氣品高尚の人物を用ふるの一事なり今日の實際を見れば検査監督に従事せしむる吏員は孰れも薄給の小吏にして智慮分別に乏しき其上に轉任更迭頻々行はれて事に慣るゝもの少なきが故に營業者の迷惑は容易に非ず酒造検査の手續は甚だ綿密にして一點の抜目なきが如くなれども分別なき小吏の輩が規則一偏、漫に之を厲行するときは種々の不都合を生じて殆んど堪へ難きと同時に若しも營業者が官吏の不慣に乗じて其目を偷まんとすれば如何なる不正の手段も行はれ難きに非ず左れば收稅吏に其人を得ざるときは實際には恰も不正の手段を助長せしめて正當の營業者を苦しむるの結果を見る可きのみ今の世間には盜賊詐欺の事を行ひ他人の財物を奪ふて自から利せんとするものさへも少なからず然るに酒造營業者にして不正の手段を敢てす可しと覺悟すれば只無智不慣なる收稅吏の目を掠むるか若しくは之に利を喰はしめて其口を留むるの手段を行ふに過ぎず別に甚だしき危險も冒さず

して坐ながら何千何萬の利を私すること容易なりと云ふ脱税密造の弊害行はれざらんと欲するも得べからざるなり抑も脱税の弊害は如何なる種類の租税に於ても其影響を見る可しと雖も酒税の如き間接税に就ては特に甚だしきものあり例へば地租所得税の納税者が不正手段を行ひ田地の反別を詐り又は其収入額を隠蔽して脱税を謀り首尾能く目的を達したるものありとして其結果は如何と云ふに脱税者が自から利したる其金額は正しく國庫の損失に歸す可きものなり即ち此場合の損害は全く此に止まるものなれども酒税の場合に至りては決して然らず若しも密造脱税の風、盛に行はるゝときは差當り國庫の收入に其脱税額を減ずるのみならず不正の營業者は脱税の利を利する割合に價を低くして不正酒を賣出す可きが故に正業者は到底競争に堪へずして續々賣倒されざるを得ず明白の成行にして茲に至りては日本酒造業を衰頽せしむると同時に國家の税源を涸渴せしむるの結果を免かる可らず酒税の脱税は其影響の容易ならざるを見る可し聞く所に據れば今の全國の酒造家は凡そ一萬三四千の數なれども其中にて造石の數も多く眞實の清酒業者と稱す可きものは何千を以て計ふるに過ぎずと云ふ或は密造脱税の工風に付ても聞き得て詳なるものあれども姑く擱き兎に角に今日の有様にては正直者は恰も馬鹿者視さるゝの姿にして國中所として密造酒の流行を見ざるなしと云ふも差支ある可らず國家第一の税源を斯る有様に陥らしめながら之を等閑に付して注意せざるは政府の怠慢に外ならざれば何は兎もあれ税源保護の緊急手段として速に收税吏の人選を決行す可きものなり即ち酒税の検査監督に従事せしむ可き吏員は俸給を厚くして氣品高尚、學問の思想に乏しからざる人物を用ひ常に營業者と直接して其事情に精通せしめ恰も醫者の病家に於けると同様、酒造の營業に關しては一切の利害痛痒を胸中に貯へて親切に監督し或は營業者が集會の場合には必ず臨席して相談を共にするは無論、更に一步を進むれば釀造法の改良、販路の擴張等に關し

ては學問上の新知識を注入し又は諸般の報告を供給して務めて營業者の爲めにするの心得を以て事に當らしむ可し凡そ此邊の趣向にして收税吏に高尚の人物を得て監督の實を全うせんとするには俸給を豊にして待遇を厚うせざる可らず即ち大に收税費の増加を要す可しと雖も之が爲めに脱税の弊風を一掃して國庫の收入に何千萬圓を増す其利益に比すれば何百萬圓の收税費は物の數にも非ず政府にして酒税増加の決心ある上は先づ第一に此點に著目し大に收税費を支出し收税吏に適當の人物を得るの一事は差當り決斷す可き緊急事として我輩の敢て勸告する所なり（明治三十一年六月五日）

増税案は死活問題に非ず

増税案の運命は議事の進行に従ひいよく切迫し來れり其成行果して如何政府の當局者は此程財政計畫の説明に際して議場に於て其身を寸斷せらるゝも敢て辭せずと云ひたるよし激昂の餘りに發したる一時の放言ならんれども亦以て其決心の如何を知るに足る可し又議員の意向を察すれば銘々の心の中には自から増税の必要を認めざるに非ずと雖も之に賛成するは從來の行掛上、何分にも許さざる所なりとて政府の決心に徴して解散の免かる可らざるを知らながら強ひて反對せんとするものゝ如し即ち増税問題は恰も死活の問題にして双方共に運命を此一事に掛けて必死に争ひつゝある危機一髪其最中に何ぞ圖らん一方を顧みて増税を負擔す可き人民の實情を聞けば増税案は自家の利害上、此議會に於て是非とも通過せしめざる可らず若し否決さるゝこともあらんには夫れこそ大變なりとて切に其通過を望むものありと云ふ即ち酒造營業者の増税案に對するの希望是れなり其説に曰く増税は素より好む所に非ざれども目下

の時勢に徴し到底免かる可らざるものと覺悟して扱營業者の利害を云へば若しも増稅案が今度の臨時議會に排斥せられながら来る十一月の例會に可決する場合には酒造業の全體に容易ならざる影響を見ざるを得ず其次第は十一月の議會に増稅案を決するときは次年度の納稅期よりして新稅實行の順序と爲る可し然るに十一月は正に清酒釀造の季節なれば一般の營業者は孰れも前途の増稅を見込んで造石の數を増し自から利せる其結果は供給過度の實を呈して發賣の時に至れば銘々に先を争ふて賣崩すこと必然にして爲めに倒産者を生ぜざるを得ず去る明治十六年酒稅増稅の場合の如き此事情の爲めに非常の影響を見たり明白の事實にして或は當時増稅實施後の兩三年に掛けて造石數の減少を呈したるは増稅の結果として世間に認めらるゝことなれども實際は右の事情にして全く一時賣崩の影響に外ならず當業者の實驗に徴して飽くまでも懲りたる所なり左れば増稅到底止むを得ずと覺悟したる以上は是非とも此議會に於て通過を望まざる可らずいよく行はれて本年十月の納稅期より新稅實行とあれば本年の釀造季に見込造りを爲すものなくして賣崩しの影響を免かる可しと云ふに在り尤も至極の次第なりと云ふ可し右は只増稅案の通過を希望する所以の理由なれども更に一步を進めて酒造家の實際談に入れば若しも立法者が眞實營業保護の精神を以て法律を改正し又收稅の實際にも充分の便利を與へらるゝに於ては十五圓廿圓の増稅は甘んじて負擔す可しと云ふ而して其言ふ所を聞けば一々尤もにして當業者の實情は決して増稅に反對するに非ず只法律の宜しきを得ずして營業を妨げらるゝ其苦痛を訴ふるのみ斯くの如く納稅者に於ては其稅案の通過を切望するのみか更に進んで此上の増稅をも負擔す可しと云ふ其行は譯けもなき次第なるに然るに一方に當局者と議員とは恰も死活問題として必死と爲て之を争ひつゝありと云ふ其争は果して何を争ふものなるや天下古今かゝる奇談はある可らず我輩の只驚く所なり蓋し議員の多數が最も決斷に難

んするものは地租増率の一事にして地價修正などの窺案も出でたる所以ならんれども斯る問題に戀々して自から苦しむは斷じて智者の事に非ず眼前に酒稅の如き容易に取る可きの稅源ありと悟りたらんには地租所得稅は斷然排斥して更に酒稅の増率を決す可きのみ即ち清酒稅を十五圓として今の造石の實額凡そ四百五十萬石に課すれば六千七百五十萬圓を得べし現在の稅額に比すれば三千六百萬圓を増す割合にして政府の財政計畫に於ては毫も差支なく又議員の輩は地租問題の爲めに心を苦しむるに及ばず一舉兩得の處置にこそあれ須らく決斷す可きものなり但し酒稅の増率を決するに就ては之と同時に稅源保護の精神を以て施設改良の條件なきを得ずと雖も此一段に至りては當業者と熟議して其利害便否を悉くし充分完全の法律を造らざる可らず長からぬ此會期に覺束なしとあれば其事は次期の議會に處置することを固く誓約し差當り増率のみを斷行して可なり斯くて穩に事の結末を告ぐるときは政府議會共に萬々歳のみか納稅者に於ても其目的を達して満足することならん四方八方面く治まるものにして之に越したる名案はある可らず否な決して名案に非ず我輩の年來主張したる宿論にして結局の成行こゝに歸著するは疑もなき所なれば政府も議會も速に悟り互に協議して結末を告ぐるこそ双方の爲めなる可し我輩の傍觀に堪へずして敢て忠告する所なり(明治三十一年六月七日)

密造防遏の方法

酒稅増加の目的は海陸軍の費用を維持するに在り今の軍備の計畫は決して永久のものに非ず殊に海軍の如き今後ますます擴張の必要は明白の成行なりとして其費用は何れの道より支出す可きやと云へば我輩は専ら酒稅の稅源に依ら

んとするものなり抑も酒税を以て國の軍費を支辨するは敢て我輩の私見に非ず又新發明にも非ず西洋諸國に於ては其例に乏しからざる中にも露國の如きは現に此手段を實行しつゝあるものと云ふ可し我輩が年來酒税論を主張して止まざるは即ち此目的を達せんとするが爲めにして論じ盡して殆んど餘蘊なき所なれば讀者の中には既に讀み厭きて又も例の酒税論かとて五月蠅く思ふものもある可し我輩に於ても亦書き厭きて筆を執るに懶き程の次第なれども更に世間を見渡せば社會の廣き割合に新聞紙の流行は案外狭くして全國四千萬の人數の中にて時事新報を讀み我輩の論旨に心を留めたるものは何萬人の數に過ぎざることならん現に今回酒税案の始末に付ても營業者に於ては増税の止む可らざるを覺悟して敢て無益の反對を爲さざるのみか若しも此臨時議會に於て該増税案が他の増税案と共に否決さるゝこともあらんには營業上、容易ならざる次第なりとて其通過を望むこと甚だ切なるにも拘はらず議員の中には其事情を知らず一季にても半季にても増税の延期は營業者の喜ぶ所ならんとて通過に反對するものなきに非ずと云ふ即ち世間に酒税論の旨を解せざるもの尙ほ多き證據に外ならざれば我輩に於ては事の重複を厭はず飽くまでも繰返しつゝて論旨の貫徹を期せんと欲するものなり前號にも論じたる如く酒税の増加に税源の保護は第一の必要にして其保護の手段として施設す可きの簡條、一にして足らざれども施設の實際に至りては恰も營業者に一任して充分に保護の目的を達するに足るの税法を造らしむ可し酒税を以て海陸軍の費用を維持するものとするときは其營業者は取りも直さず海陸軍の金主に外ならず或は辭を婉曲にして云へば海陸軍費の取次人と見て差支なきものなれば其金主たり取次人たる營業者をして自から税法編纂の事に當らしむるは至當の處置なる可し從來の習慣に従へば税法の編纂は政府の官吏が机の上にて起草し營業者の意見は聞くか聞かずして議會の議に付したることなれども今度は全く主客を顛倒し營業者を

して専ら其事に當らしめ官吏は只その成案に對して意見を述ぶるまでとしたらんには實際に完備の法を造ること容易なる可し本來税法の精神は收入を確にするの一點に外ならざれば營業者の造りたる税法にして果して完全のものならんには素人たる政府に於て異議はある可らず喜んで遵奉せざる可らずとして扱税源保護の點より見て第一に必要なは密造を妨ぎ正業者を保護するの工風に外ならず我輩の所見を以てすれば其工風は同業組合の法を設け同業者互に監督して不正者の取締を嚴にすること最も有效なる可しと信するものなり今日の實際に密造の流行は非常のものにして自家の倉の内にて手段を運らすは普通なれども或る海岸の地方などには海上に舟を浮べて舟中に密造を行ひ其まゝ他に輸出するものさへありと云ふ正業者の最も苦しむ所にして又政府の收入を減ずるの原因なり同業者の仲間にては其實を知らざる筈なきのみか實際には何の某は若干の密造を行ひ若干の脱税を爲しつゝありと其石數金高の微細に至るまでも知り盡して詳なれども組合法の設なきが故に制裁を加ふるを得ず看すゝ不正者を利せしむるのみならず薄弱の輩は次第に其風に化せられてますゝ密造の害悪を瀰漫せしむるの傾なきに非ず税源保護の爲めに由々しき大事にこそあれば組合法を設けて同業者の共吟味を許すは無論、又密造を摘發したる場合には何人を問はず大に賞金を與ふることゝして恰も懸賞摘發の法を造る可し密造摘發の手段は從來も行はれたることにして實際に怖る可きは官吏の検査などゝ同時の談に非ず其一二を記せば或る地方の酒造家にては年來雇ひ置きたる杜氏に何か不都合の事ありて給料を減じたるに杜氏は之を遺恨に思ひ密造の次第を收税吏に告發したることあり又或る酒造家にては家内に風波を生じ一切の家事を任せ置きたる養子を離縁したるに其養子たるもの穩ならざる人物と見え實際自身にて企てたる密造の事を摘發して養家を苦しめ放逐の怨を報いたるの談あり今懸賞摘發の法は單に自から利せんとする其自利の心を利用

して他の私を摘發せしむるの趣向にして道徳の上より見れば決して穩當の處置と云ふ可らず或は其殘酷不仁を云々するものもあらんかなれども若しも其私にして單に一身の私に止まり他に害を及ぼさざるものならんには殊更らに摘發の必要はある可らず所謂御大法の下に大目に看過して差支なれども密造の害惡に至りては決して一人の私に非ず其結果は廣く一般の正業者を害し延いて國家財源の消長に影響を及ぼす可き大惡事にして現に此大惡事を犯すものありとすれば一方に摘發の法を設けて之を防ぐは正當防禦の手段として認めざるを得ず我輩の敢て主張する所なり抑も摘發の工風は我輩の新案に非ず我國の習慣法として昔より行はれたるものなり封建時代に長崎の外國貿易は政府の專賣なれども實際に密賣の行はるゝこと頻りにして容易に防ぐを得ず其賣買は此方の小判を以て彼の手ぐす、鼈甲、鯨の皮、和蘭の藥品等と交易するものにして或は唐人屋敷和蘭屋敷に出入する醫者娼妓などの手に依て内々授受を行ひ甚だしきは小判を石に結び付け何十間の遠き距離より巧に之を館内に投じて外商の手に達せしむるなど種々の手段を運らすもの多きより政府にても之に對して懸賞摘發の法を設けたり即ち其摘發に従事する一種の探偵者は俗に探りと唱へ常に市中に散在して湯屋床屋に至るまでも出入し密賣の事實を發見して之を摘發するときは其金額の十分の三即ち千圓のものなれば三百圓、一萬圓なれば三千圓を與ふるの定めなるが故に如何なる隱微も直に發見せられて密賣を防ぐに甚だ有效なりしと云ふれば一個人に摘發を許したる場合なれども更に其時代の事實に徴して共吟味の例とも見る可きものあり事、甚だ卑陋にして筆にするも如何はしけれども聊か之を語らんに當時吉原の遊廓は江戸第一の惡所として今に劣らぬ繁昌なれども同時に市中に出沒する賣娼婦も非常の數にして其取締法は政府の手のみにて行届かざるが故に吉原の遊女屋に共吟味を許したり左れば彼等は全力を盡して自家の商賣敵なる賣娼婦の探索に従事し其

證據を押へて摘發したる場合には其犯罪の婦人は遊女屋の手に付して或る年季の間、娼妓の務を爲さしむるの法なりしと云ふ此年季云々の處分は果して行はれつゝありしや否や知られざれども俗に三年三月と唱へて之を怖れたるは實際の事實なり其探偵の行届きたるは非常のものにして水も漏らさぬ有様なりし其一例を擧ぐれば或る時遊廓の輩が一人の賣娼婦を捕へて訴へ出でたるに其婦人は大に怒り人を捕へて賣娼婦などは怪しからぬ次第なり慥なる證據を擧げよとて容易に承服せず是に於て役人は原被双方を對決せしめたるに原告の曰く慥なる證據は此婦人の湯巻の某處に印形を押したる痕跡ある筈なり御検査を願ふとありければ掛りの役人は婦人を別間に呼び裸體として之を検したるに果して原告の言に違はず其湯巻に捺印の跡を認めたるにより證據充分なりとて之を處分したるが何ぞ圖らん摘發の當人は前夜正しく其婦人の客たりしものにて苦肉の手段を運らしたる次第なりしと云ふ共吟味の有效なる例として見る可し左れば今酒の密造に就ても酒造組合法を設け同業の共吟味を許すは勿論之を摘發するものには何人にも賞金を與ふることゝ爲し又一方には大に官吏の検査を嚴密にして密造の弊を防ぐ可し彼の昨年お茶の水の婦人慘殺事件の如き其形跡甚だ曖昧なりしに拘はらず巧に探偵の功を奏して犯罪人を發見したり政府に於ても恰も殺人犯に對すると同様の熱心を以て脱税の犯則に注意し官民力を合せてあらん限りの手段を盡し以て密造の摘發に従事す可し我輩は稅源保護の必要の爲めに苛細殘酷の嫌ひをも厭はずして敢て其實行を主張するものなり（明治三十一年六月十日）

地價修正

地租條例改正案は衆議院の特別委員會に於て大多數を以て否決せられたるのみか本會議に於ても否決の様相あるよ

り政府は今度地價修正案を提出して地租案と共に其實行を謀る可しと云ふ目下全國を通じて法定地價と實際の賣買地價との間に多少の相違あるは明白の事實なるを以て眞實地租の負擔を公平にせんとらば地價修正の必要を見ることならんれども其修正は決して地價を減ずるに非ず寧ろ之を増すの一事に在り近年米價が地租改正當時に比して非常に騰貴し又賣買地價が法定地價に比して騰貴したるより見るも地價の修正は必ず右の方針に出づ可き筈なるに政府の修正案は既往十年間の平均米價に一定の割引を爲したるものを標準として全國の地價に一億三千萬圓内外の減額を行ふの豫定なりと云ふ政府が斯る姑息の修正案を提出するは全く一方に公平の名を成して一方に地租案の通過を謀らんと云ふに外ならず果して衆議院の多數が右の修正に満足して地租の増率に賛成を表するや否やは容易に知り難けれども兎に角に政府が特別地價の修正などを思ひ立ちたるは非常の失策と云はざる可らず財政困難の折柄地價修正に要する經費の支出すら決して容易の事に非ざれども其一段は姑らく擱きいよ／＼實施の曉に如何なる結果を見る可きや修正案の如き方針を以て地價に修正を加へんには所謂修正價格は官吏が胸中に空想したるものに過ぎず地主が空想したる價格と押問答の上にて漸く實際の價格を定むるを得れば修正の間に種々の不公平を見るは必然の成行にして負擔の公平を謀らんとして却て不公平を重ねるの結果を見る可し政府は増稅案の内にて地租案に重きを置き其實施を見ざる以上は三十二年度の財政を維持し難しと考ふるものゝ如し如何にも今度の地租増率に依て得んとする収入は千四百萬圓にして増收の大部分を占むるには相違なければ假に三十二年度の財政計畫より公債の償還増加額七百萬圓を除くと同時に更に普通の償還を停止せんには地租を増收せしめて歳出入の平均を求め難きに非ず或は公債の償還は目下の實際に於て甚だ必要にして一日も其實施を延期する能はずとなれば殊更らに地租の増徴を行ふまでもなく増收の

餘裕最も豐なる酒税に財源を求めんには優に財政整理の目的を達するを得べし孰れにしても政府が地租増徴を固執し其議決如何に依て議會の運命を決せんとするが如きは却て財政の整理を妨ぐるものに外ならず地租案の通過にして覺束なしとならば今度の議會には差し當り酒税案の議決を求めて三十二年度の財政計畫に於て必要已む可らざる經費の財源に供するの道を開くこそ至當の處置と云ふ可けれ地租を外にして財政整理の實を收め難しと云ふが如きは財政の實際に通ぜざる者の言にして我輩の同意し難き所なり(明治三十一年六月十日)

税源選擇の順序

間接税を課するに當て最も注意を要するは課税の爲めに物價の騰貴を促して結局世間の需要を減少するの恐なきや否やの一點に外ならず若しも斯る掛念あらんには斷然課税を思ひ止まるのみなれども其反對に課税品が世間一般の嗜好に適し社會の繁昌に連れていよ／＼消費の量を増すが如きものならんには大に稅率を増して收入の増加を謀ること人民の感情に觸れずして巧に功を收むるの道と云ふ可けれ即ち間接税が從來の財政に於て大に利用せられたる所以なるに近年西洋諸國の實際を見るに納稅者の間に種々の苦情反對あるにも拘はらず兎角直接税を増課して財源を求むるの常にして英吉利普魯西の所得税、佛蘭西墾地利の營業税の如き其適例なりと云ふ假令ひ人民に納稅の餘裕あるも斯く苛細の直接税を課するときは自から彼等の感情を害して政府の不人望を招くに至るは必然の數なるに此邊の困難をも顧みずして實際右の方針に出づるは全く之に依頼して間接税の負擔より生ずる不公平を補はんとの主旨に外ならず間接税の爲めに課税品の價、騰貴するときは貧者は富者に比して餘分の負擔を被りて其間に不公平を免かれれば大

に直接税を重くして富者に負擔を加ふ可しとは西洋諸國一般に行はるゝ學說にして所得税の如き此邊の目的に供せらるゝ場合少なからずと云ふ政府が臨時議會に増税案を提出するに當て酒税の外に所得税法に改正を加へ累進率を課して上級の所得に負擔を重くせんとしたる其上に地租の増率を企てたるも畢竟直接税に依頼して課税の公平を保たんと考に出でたるものなる可し政府が地租案を固執したるが爲めに増税案は容易に衆議院の同意を得る能はず結局解散と共に全部不成立の結果を見たれども眞實財政整理の目的を達せんとならば次期の議會には必ず増税案の協賛を求め其収入に依て三十三年度以後の財政を維持するの方針に出でざる可らず其場合に當局者は西洋學者の所說に従ひ富者と貧者との間に課税の負擔を公平にせんとて臨時議會に提出したる増税案と同様、地租所得税等の増率を企つることもあらんかなれども斯の如きは全く無用の考にして一方に酒税増徴の餘裕甚だ豊なる場合に殊更らに斯る苛細の税を課するは決して策の得たるものに非ず近年民力發達の程度より云へば大に酒税を増して酒價の騰貴を見るも富者と貧者との負擔に格別の不公平を招くなどの掛念なきは我輩が萬々保證する所にして現に第九議會に於て制定したる諸税法の内にて營業稅登錄稅の如き直接稅の收入は豫定より少なく實施の結果甚だ面白からざるに獨り酒稅の收入が著しく増加したるを見るも此邊の事情を推察するに難からず西洋諸國に於て直接稅を増して負擔の不公平を補はんと云ふが如きは要するに從來間接稅の率を増し盡して増徴の餘裕なきに至りたる結果にして我國の如く酒稅を始め海關稅其他の間接稅に增收の見込ある場合に妄に西洋諸國の事例に倣ひて直接稅を増すは決して課稅の公平を得るの道に非ざるのみか却て世間の不人望を招きて稅法の苛細なる割合に充分の收入を見る能はざる可し昨年來營業稅徵收の實際に徴して明白の事實なるに尙ほ負擔の公平云々の說を株守して再び同様の失策を招かんとするは何事ぞや酒稅其他の間

接稅に增收の餘裕ある以上は地租に依頼して財政を維持せんなどの考を止めにするは勿論所得稅の如きも改正を加へて大に稅率を軽くし單に稅の名目のみを止め置くこそ適當の處置なる可し蓋し戰爭洪水飢饉の如き不慮の事變は人間社會に免かれ難き災害にして其都度臨時の費用を要すること勿論なれば豫め之に應ず可き財源を備ふるは財政の安全を謀るに最も必要なり若しも低率ながらも平生より所得稅を課し居らんに財源調査の方法も略ぼ具はりて一旦必要に際して只その稅率を二倍し三倍するときは他に財源を求むるなどの不便なくして優に臨時の費用に應ずるを得べし即ち我輩が所得稅の名目を存し置く可しと云ふ所以にして目下の實際に於て適當の處置は此一事に外ならざる可し政府が斯る手加減を以て稅法の改良を謀るときは一方に減稅の名を成して一方に増稅の實を收むるに難からず當局者にして財政整理の爲めに増稅を必要と認めたる以上は右の方針に依て増稅法の調査に著手し完全の法案を提出して一日も速に其實施を謀る可し我輩の勸告する所なり(明治三十一年六月二十四日)

一切反對

目下我國の重要問題は外交と軍事とに外ならず行政改革の如き比較し來れば些末事にして重きを置くに足らざれども外交なり軍事なり大に力を注で充分の目的を達せんとするに先だつものは金にして即ち財政の最も急なる所以なり財政と云へば差當り増稅の問題にして聞く所に據れば政府の計畫に酒稅は從來の稅率七圓を十二圓に増し其他は砂糖、烟草、所得稅、宅地稅等の新稅を課し若しくは増稅を行ひ歳入を填補するの考にして夫れにても尙ほ不足の掛念あるにや昨今更に賣藥稅を増さんとするなどの議もあるよし我輩の前號にも論じたる如く砂糖稅以下の稅目は孰れも苦情

を免かれざる其上に實際の収入も高の知れたるものゝみにして斷じて適當の稅源と認むるを得ず僅々三千何百萬圓の不足を補ふに斯る細々の稅源を漁りて遂に賣藥稅とまで墮落とは窮餘の窮策とは申しながら堂々たる大政府の手段としては餘りに情なき次第なりと云ふ可し或は國中の稅目をいよ／＼取り盡して最早や大に取る可きものなしとあれば其窮案も致方なけれども實際は決して然らず大に取り得べきものを取らず強ひて細々の稅目を求めて之に取らんとするは何事ぞや斯る姑息の手段は須らく斷念して一發大に取る可きものなり我輩の所見を以てすれば今の清酒の稅率を二倍もしくは其以上にするときは三千何百萬圓の不足の如き之を補ふて綽々餘裕あり政府は何を憚りて其増率の決斷を斷ずること能はざるや或は七圓を増して十五圓又は二十圓と爲すが如き急激の變化は行ふ可らざるなど云はんかなれども抑も急激とは何事ぞや我國の歲出を見れば日清戰爭前までは七八千萬圓のものが戰後遽に膨脹して二億何千萬圓に上るに及び一躍三倍の増額にして急激と云へば急激と云はざるを得ず或は其二億何千萬圓の中には軍備擴張等臨時費の支出も少なからざれども其臨時費は果して一時の必要に止まるものなりやと云ふに今後の成行を察すれば軍備その他の擴張に隨ひ次第に歲出の増加を致して今の臨時費は遂に經常費に變ぜざるを得ず明白の數にして歲出の減額は到底望む可きに非ざれば今より覺悟すること肝要なりとして一方に歲出増加の實を認めながら一方に於て獨り増稅の急激を云々するが如き毫も解す可らざるなり又或は單に酒稅に取るは不公平を免かれずなどの説もあれども抑も租稅の負擔は詰り各種の人民に平均するの結果を見るものなれば當局者たるものは廣く國中を眺めて最も取り易くして且つ收入の確なる稅源を選んで之に課すること稅略の得たるものなれ酒稅の如き本來間稅の性質にして其負擔は一般の需用者に歸するものなるが故に稅源保護の道、宜しきを得るに於ては或る程度までは之を増して差支ある可ら

ず而して其程度の問題に至りて重しと云ひ輕しと云ひ其輕重を云々するは畢竟坐上の空論のみ凡そ人民に稅を課するは熱病患者に解熱劑を服せしむるが如し喩へばキニーネの用法の如き老功の醫者ならんには身體の強弱に應じ患者の瞑眩を起さざるを度として最初より極量を用ひ一發目的を達すれども庸醫の輩は然らず只管瞑眩を恐れ細々分量を増して適當の量に達する迄には再三再四これを試みて其間に時日を経過し可惜藥效を空うするもの多し酒稅の増加を見れば昨年は三圓を増し今年は又五圓を増す可しと云ふ斯る次第にては明年も亦何圓の増加案を見ることならん政府は恰も庸醫の事を行ひつゝあるものと云ふ可し今の日本國民の體力は甚だ強壯にして容易に瞑眩の掛念なし斷じて保證する所なれば當局者に於ては篤と其體力を視察し瞑眩を起さざるまでの程度として極量の増稅劑を服せしむ可きのみ我輩の敢て勸告する所なり思ふに民黨の輩は在野の當時、政府の増稅案に對して増稅其事には異議なしと雖も行政整理の實に伴はざる増稅には不同意なりとて之に反對したるは自から記憶する所なる可し然るに今や其輩は自から政府の局に當りて部内の整理の如き自家の手の中の物なれば如何なる大改革も思ひの儘にして百事意の如くならざるなき筈なるに一發大に増稅の決斷に出づる能はず細々の稅源を漁りて賣藥稅までも取らんとするが如き前の公言に對しても自から恥づる所なきか若しも斯る姑息の手段に依て一時を彌縫するときは財政上の破綻は眼前にして明年に至れば更に又種々の細稅を漁るの醜態を免かる可らず政府目から醜態を演じて世間の信用を失ふは差支なしと雖も年々歳々細々の増稅の爲めに苦しめらるゝ人民の迷惑は斷じて忍ぶ可らず我輩は酒稅以外の増稅案には一切反對を表して政府の改悟を促すものなり(明治三十一年九月二十四日)

賣藥稅

政府の増稅計畫は窮餘の窮案いよ／＼出で、いよ／＼奇なる中にも賣藥稅の如き最も奇なるものと云ふ可し抑も賣藥なるものは無効無害、水を飲み湯を飲むに等しく有るも無きも差支なきものなれども其無効無害の賣藥が世俗に珍重せられて之を買ふもの多しと云ふ即ち賣藥稅は恰も湯水より稅を取るものにして其湯水を飲むが爲めに喜んで稅を拂ふとあれば天下これに優る稅源はある可らず此一點より見れば我輩の大に賛成する所なれども其結果は果して如何なる可きや政府既に大に増稅の決斷を斷ずるを得ず細々の課稅法を案出して宅地稅と云ひ所得稅と云ひ其他孰れも苦情の多き稅源を求めて増稅の目的を達せんとす果して目的を達し得れば妙なれども是種の稅目は苦情の多き割合に實收入の少なきこと明白なれば假令其苦情を排して強ひて課稅を行ふも收入は豫算に齟齬して更に新稅源を求むるの窮境に瀕せざるを得ず必然の成行にして扱その曉に至るも酒稅は大に増す可らず地租は永劫未來手を觸るゝを得ずとして日本の租稅界を見渡すときは賣藥稅の如きは最も適當の稅源にして政府の新歲入は只管これに依るの外なきを發見することならん斯くて賣藥稅を唯一の稅源として大に之を取るは恰も湯水に稅を課するに等しく多々ます／＼差支ある可らず甚だ妙なれども實際に賣藥の代價は湯水に比して甚だ高からざるを得ず賣藥稅は即ち其代價に課するものにして増稅は自から賣藥の價を騰貴せしめて世間の需用を減ずるの結果を免かれざるが故にいよ／＼賣藥稅を國の稅源として之に依頼せんとするには一方に於ては是非とも其商賣を保護して稅源を養ふの必要を感じざるを得ず例へば酒稅を取るに酒精の取締を嚴にし又は自家用酒を廢するが如きは其密造を防で清酒の需用を増さしめ以て其稅源を保

護するの手段に外ならず左れば賣藥の保護必要なりとして其手段を如何す可きやと云ふに本來無効無害の賣藥を飲んで自から痴情を慰むるものは無智無學の愚民のみ一般の人智進歩するときは賣藥の如き次第に需用を減ず可きものこそあれば今その稅源を保護して大に賣藥を飲ましめんとするには人智の進歩を杜絶して天下の人民を愚にするの外に手段ある可らず即ち今の學校教育を止め又西洋流の醫藥を廢して漢學漢醫の復活を謀るが如き最も有效の保護法にして人民いよ／＼愚にして賣藥いよ／＼繁昌す可し斯くの如きは果して實際に行はる可きや否や思ふに今の當局者と雖も決して斯くまでの愚物に非ず今日の社會に恰も秦の始皇帝の事を行はんとするが如き何人も思ひ寄らざる所ならんなれども飽くまでも賣藥稅の結果を想像するときは自から此極端に至らざるを得ず殆んど一場の戲談に過ぎずとして本來賣藥稅の如き恰も無智無學の愚民に課するの稅にこそあれば恰も娼妓に稅を課して梅毒検査の費用に供する如く其稅を以て何か衛生上特別の事に使用する目的もあらんには大に取るも差支なしと雖も國家財政の一稅源として之を取るに至りては只驚くの外なし我輩は敢て眞面目に此事を論ぜんとするものに非ず只政府の増稅計畫の恰も兒戲に類するもの多きを認め其一例として聊か之を記すのみ(明治三十一年九月二十七日)

産業貿易

日本の農業

日本は古來瑞穂國と稱して米の産出に富み國民の食料は専ら米に依頼するの風にして國內に産する米を以て國內に

住する人口を養ひ以て今日に至りしことなれども抑も稻は土地に生ずる植物にして土地の面積には自から限りある其上に土地の力も亦自から限りあり年々歳々播ては收め收めては播き同一の地面に耕作を繰返すときは地力は次第に衰弱して遂に荒廢に歸せざるを得ず喻へば杉の苗を仕立て區域を定めて輪伐の法を行ふに最初は三十年にして採伐の期に達したるものが其跡に植ゑたる苗木は五十年又其跡は七十年を要せざるを得ず又茄子を作るに毎年土地を換ふるの必要あるが如きは何人も知る所にして地力に限りあるの事實を見る可し然るに日本の米作は幾千百年來同一の地面を繰返し〳〵て耕しながら今日に至るまで毫も地力衰弱の徴候を呈せず年々の收穫甚だ豊なりと云ふ一見不可思議に似たれども畢竟我國の農業は非常に進歩して土地の培養開墾に餘力を遺さざるが爲めに外ならず抑も農作に肥料の大切なるは今更ら云ふまでもなき次第にして地力の培養とは即ち肥料を施すことなれども其肥料の重なる成分即ち窒素、剉篤斯、磷酸等の如き之を何れの處より取る可きやと云ふに國中の地上に存在する或る物質の中にて是種の成分を含むものを採て肥料に供せんか其成分が變じて米と爲り又その米が更に分解して或る物質を成し轉々循環するまでにして本來の物質に減ずることはなければれども更に一微塵をも増さざる筈なるに爰に幸なるは日本は四面環海の島國にして海草魚類の産物殆んど無盡藏と云ふも可なり之を海に採て肥料に供するときは即ち地上の物質に夫れだけの量を加ふるものにして其結果は恰も外國の物を用ひて地力を養ふに異ならず或は實際に海より採て直に肥料に供する海草魚類の額は甚だ多からざるが如くなれども日本人は古來魚類を食するの習慣にして如何なる寒村僻地にても魚類を輸入せざるなく殊にわかめひじきなどの海草類は全國下等社會一般の常食とも云ふ可き姿を成して凡そ海草魚類の日本人の口に入るものは年々歳々如何なる大量に達するや知る可らず而して一たび其口に入るときは單に海草魚類のみに止ま

らず如何なる物質にても之を體外に排泄したる後は其中の成分を取て總て肥料に供するの習慣なりと云ふ凡そ人の糞尿を肥料に利用するに巧なるは日本の特色にして他國人の及ぶ所に非ず支那朝鮮の如き其排泄物をば單に地上に委棄するの常にして適まに田地に施すものもあるも捨處に窮するが爲めにして本來肥料の目的に非ず又西洋に於ても佛國和蘭などにては之を精製して肥料に用ふるの例あれども英國を始めとして獨逸その他の諸國にては一般に海中などに投棄して無用に歸せしむるもの多し蓋し糞尿の排泄物は水分を含むこと多くして窒素磷酸等の成分は割合に少なしと云ふ肥料として上乘のものに非ざれども我國の農民は其排泄物を凡そ一滴も餘さず利用すること古來の習慣にして一人の排泄量を收むるに一年凡そ一圓の價として全國の全量四千萬圓に達す可し農家の目的は其價と效能とを比較して云云など數の考より出でたるものに非ず只その量の多くして之を得るに容易なるの一點よりして用ひたることならんれども之を用ふこと多ければ隨て其效能も多からざるを得ず兎に角に排泄物肥料の費用にのみ年々四千萬圓の金を投じて吝しまざる一事を見ても農民の勉強心如何を知る可く又以て我國農業の進歩偶然ならざるを知る可し殊に近年來米價騰貴その他の事情よりして農家に餘裕を生じたる爲めに糞尿以外の肥料も大に需用を増して北海道を始めとして各地肥料の賣行甚だ盛なりと云ふます〳〵農業進歩の實を見る其上に我輩の所見を以て更に進歩の一原因として認む可きものありと云ふは外ならず封建の時代には毎年大小名の參勤更代に東海道筋などは往來殊に頻繁なるよりして荷物運搬の爲めに助郷として百姓より人夫を出すの例なるが家に在て耕作に従事するよりも錢を得るの割合多きを以て自から農業を等閑にするの風を成し凡そ當時の國中を見渡したる處にて田地の荒廢は最も東海道近傍に多かりしと云ふ然るに維新以來參勤更代の事、全く止み次で東海道の鐵道開通して舊時の宿驛を往來するもの殆んど跡を絶ち荷物運

搬の仕事は皆無に歸したるにぞ人夫の輩も其業を失ふて次第に元の百姓に立返り農業に復することゝ爲りしが故に近年來東海道近傍の田地は大に舊觀を改めて隨て收穫も殖え或人の話に據れば以前に比すれば一反歩の收穫に凡そ一依を増したる割合なりと云ふ或は箱根邊に遊びたる人々は目撃したることならん往時は全くの荒山に過ぎざりし其山腹山嶺に立派なる新開地を見るが如き實に近年のことにして孰れも維新以來參勤更代の止みたるも次で鐵道開通との結果として認む可きものなり右の如く觀察し來れば我國農業の進歩は非常のものにして大に望あるが如くなれども本來土地の力には自から限りあり充分に肥料を施して之を培養するときは收穫は確なりと云ひながら單に肥料の力を假りて收穫を豊にするは喻へば室の中に植木を仕立つると一般にして多を望む可らず如何に肥料を充分にするも今の收穫を二倍し三倍するが如き到底思ひも寄らざる其上に國中の地面とても苟も耕作に適す可き場所は既に開き去りて山の嶺、谷の底までも耕さんとする程の次第なりと云ふ今や日本國中の地面地力は殆んど用ひ盡して亦閑地餘力を遺さざるの有様なる其一方に人口増殖の勢を見れば年々非常の進歩にして三千萬と稱したるものが既に四千萬に達し又その四千萬の上に何百萬を計ふる次第なりと云ふ米の收穫額と人口増殖との割合を算して食物不足の數は實際に免かる可らず我國國民たるものゝ大に考へざる可らざる所のものなり(明治三十一年二月二十二日)

日本の米

我國の人口増殖の有様を見るに凡そ二三十年前までは三千五百萬と唱へたるものが十年前後より四千萬に上りて兩三年來は四千二百萬以上に達したり即ち年々凡そ四十萬の數を増す割合にして増殖の勢甚だ速なる其一方に國民の食

料なる米の收穫は如何と云ふに年の豊凶に依て自から相違あれども四千萬石の聲を聞きたるは八九年前よりのことなりしに今日に至りても矢張り四千萬石にして更に進歩の實を呈せざるが如し一人一年の食米を凡そ一石五斗として人口四千万百萬の其處に米の收穫は四千萬石に過ぎずと云ふ如何にして其口腹を充しつゝあるや數に於て許さざる所なり或は米の外に麥の收穫も少なからずして年々千百萬石の數あり又下等社會の貧民には殆んど米を食せざる輩も少なからざるが故に實際に甚だしき不都合も見ざりしことなりしならんれども年々四十萬の人口を増すと云ふ其四十萬人は決して小兒の數とのみ思ふ可らず取りも直さず屈強の男女四十萬人づゝを増すものにして食料の需用も自から増さざるを得ざる其上に又近來農民の生計餘裕を生ずるに隨て従前は糠の實、稗粟の類を食物としたる貧民輩も次第に進んで米を食するの風を成したる等旁々以て米の需用大に増加して國內の收穫のみにては既に供給を充すを得ず即ち近年外國米の輸入次第が増しつゝある所以にして事實に明白なる所なり或は一方に外國米の輸入と共に内國米の輸出あり内の收穫不充分の場合には一時大に外米の輸入を見る其反對に内米豊作にして價の安き時は年々相應に輸出して恰も借金を濟しくづすが如き觀なきに非ざれども本來外國にて日本米を需用するは敢て一般の食料に供するが爲めに非ず其輸出の量は自から一定して價の安きが爲めに必ずしも多きを加へず又その高きが爲めに買入を止むるに非ざれども其場合は國內不作にして自から食料に不足するの時なるが故に此方にて自から賣らざるのみ兎に角に輸出米は右の次第にして永年を平均すれば著しき増減を見ざるに反し輸入米の年々増加するは統計の數に徴して疑ふ可らざる所なり日本人は俗に外國米を南京米と唱へて之を賤し南京米は到底日本人の口に適せずなど云ふもの多けれども日本米の品質は種々にして肥後米あり秋田米あり仙臺米あり下等の米に至ては南京米に劣ること數等のものあるの

みならず實際に南京米決して輕蔑す可らず肥後米を常食とする如き上流社會の人々はいざ知らず目下の實際には南京米々々々として輕蔑しながら自から知らずして其南京米を食するものこそ多けれ現に市中にて賣捌く白米の中には最上等は別として多少南京米を混ぜざるものは稀れなる可し肉眼にて見分ること能はざるは勿論これを炊いで食するも風味に變りなく只その飯の冷えたる後に稍や異状を感じるか感ぜざるぐらゐのことにして食料として毫も日本米に異なる點を見ずと云ふ而して其價を如何と云ふに目下の相場にて日本米の十三圓以上殆んど十四圓は世界並外れの相場にして甚だ高しと云はざるを得ず日本人が南京米と唱ふる外國米は其實支那の米に非ず重に緬甸暹羅安南等亞細亞の南部諸國の産にして其價を聞くに緬甸のラングーンにては上等米一石十圓これを日本に輸入する運賃等は凡そ二圓と見積り差支なければ即ち十二圓にして日本米に比すれば遙に低廉なりと云ふ相場の一點よりするも輸入の増加は怪しむに足らざれども我國の事情は前に記したる如く人口は年々四十萬の數を増しながら米の收穫は依然四千萬石に止まりて更に進歩の實なしと云ふ今後ますます食物に不足してますます外國米を仰がざる可らざるは明白の成行なれ或は日本は古來米産國にして瑞穂の名、實際に空しからずますます勉強して未開の山野を開き又は大に肥料を用ふる等、農事の改良進歩に心掛くるときは更に收穫を増すこと難からず外國米を仰ぐの必要ある可らずなどの説もあらんれども本來稻と名くる植物は熱帶地方の特産にして日本の如き温度の國にては如何に勉強するも其發達には自から限りなきを得ず凡そ植物の成長に必要なものは光熱と土地とにして人力の工風は只この天然の作用を助くるに過ぎざるのみ彼の緬甸地方の米の如きは天の時と共に地の利を占めて太陽の光熱充分なる其上に土地極めて豐饒、肥料を用ひずして年に二三度の收穫ありと云ふ新領地臺灣の米作を見ても熱帶地方の有様を想像せらるゝ次第にして例へば米を

作るに十の力を要するとすれば彼等は其七分を天時地利に委して單に三分の力を費すに過ぎず日本の農民が如何に勉強するも到底企て及ぶ可きに非ず畢竟日本の米は偶然に孰れかより稻の苗を得て種々に人手を盡して偶然に今日の進歩を致したるまでのことにして詰り熱帶地方との競争は思ひ寄らざる次第なり左れば日本の米作必ずしも失望す可きに非ず銘々に勉強して收穫の利を謀る可きは勿論なれども國內の米を以て國內の人口を支へんとするが如きは無益の勞にして實際、力に及ばざる所なれば食物の不足は外國米に仰ぐことゝ覺悟を定めて更に大に勉めんとする所あるを知る可きものなり(明治三十一年二月二十三日)

豈に膏、米のみならんや

日本の米を以て日本の人口を養ふ能はざるは數に於て明白なりとして其他日常の食料品を見るに我國固有の産物にして現に外國の輸入を仰ぎ然かも其輸入額の次第に増加するもの少なからず例へば小麥並に麥粉の如き近年來米國よりの輸入少なからず今日は麵麩又は菓子類の製造に供するのみにして需用も甚だ廣からざれども其品質は我國の小麥と同日の談に非ず次第に一般の嗜好に投じて諸種の食品製造に用ひらるゝは疑ふ可らず大麥の如きも近來麥酒の製造盛なるに隨て日本産のものは原料に不適當なるが故に外國産の輸入次第に多し本來、麥は日本人の食品として米に次で需用の大なるものなれども其耕作は米と同様、人力を費すこと一方ならざるに反し米國の如きは耕作の方法大仕掛にして割合に人手を勞せざる其上に新開の土地、肥料を施すこと少なくして收穫は甚だ豊なりと云ふ競争の容易ならざるを見る可し又吾々日本人の日常食用に供する味噌醬油豆腐の原料たる大豆は如何と云ふに多くは北支那なる彼の

遼東半島より輸入するものにして近來は單に食料のみならず肥料に供するが爲めに下等の大豆をも輸入して年々増加の勢を呈せり又魚類の如き日本は海國にして其產出殆んど無盡藏なるに似たれども是れ亦人口の増殖と鐵道開通との爲めに一般の需用を増し從來は鹽魚の外に魚の味を知らざりし田舎の山奥にも鯛鮓の刺身を珍らしからずとする程の次第にして此儘にてますく需用を増すの一方のみならず或は次第に魚類の缺乏を告ぐるに至るやの掛念なきに非ざれども其掛念は姑く擱き目下の實際に魚類の價の甚だ騰貴したるは疑もなき事實にして現に北海道の特産として珍重せらるゝ鮭の如き此頃は米國より輸入したるものを見掛くることあり彼の鯨鰯の類を肥料に供するが如き贅澤は今後永く見る可らざる所なりとして兎に角に魚の價ますく騰貴して容易に口に入ること能はざるに至れば之に代はるものは獸肉にして今後は大に牛羊等の牧場を開て食肉の供給を圖るの外なけれども大仕掛の牧畜は天然の氣候と豊饒の原野を要するものにして如何なる土地にても效を收む可きに非ず彼の濠洲の如き四時の溫度春の如く到處の原野草青青々天然の牧場にして牛羊を養ふに人力を勞せず牛羊即ち草、草即ち牛羊にして事の容易なるは恰も野生の草を其儘に成長せしめて時に及んで之を刈るに等し即ち歐洲諸國に其肉を輸出して多々ますく辨ずる所以なれども我國の氣候地理を如何と云ふに自から原野の地なきに非ざれども秋氣漸く高くして露、霜に化するの候に至れば滿地の青草忽ち枯色を呈して所謂冬枯の季節と爲り翌年仲春の頃に及んで始めて萌芽を催ほすの常にして決して牧場の國に非ず從來屢々牧畜の事を企て、其目的を達したるもの稀れなるは畢竟氣候地理の不可なるが爲めに濠洲など、の競争は到底望む可らざることなれば今後獸肉の需用多きを告ぐる其供給は歐洲諸國と同様、濠洲南亞米利加等の天然國に仰がざるを得ざる可し米以外の食料品も右の次第として扱次に木材の供給を見るに近來その價の著しく騰貴したるも

無理ならぬ次第なれ或人の話に官有の保存林は別として今後採伐す可き山林に十五年以上の樹木は甚だ稀れなりと云ふ實際は知らざれども木材の缺乏は明白の事實にして若しも今日の實際に本願寺の本堂の如き大普請に悉く内國の木材を用ひしめんとするときは如何に高價を拂ふも到底辨ず可らず或は其原因は維新以來林政荒廢の爲めに外ならずなと云ふものあれども其缺乏は大小の木材に拘はらず同様に畢竟需用増加の結果に歸せざるを得ず即ち近來米國より木材の輸入ある所以にして假令ひ林政を改良して山林の保護を勉むるも今後木材の需用は多々ますく増すの一方なれば國內のものゝみにては需用に應ずるを得ず隨て其輸入は多々ますく増さざるを得ざる可し次に又國人一般の衣服に供する木綿は如何と云ふに其絲は國內にて製し又これを織れども其原料なる綿は曾て日本に産したりしかども今は外國の競争に堪へずして殆んど跡を絶ち何れも印度支那米國等より輸入し來りて我紡績業の盛大を致したる次第に非ずや殊に洋服地の羅紗の如きは全く外國品を仰ぐものなりと云ふ羅紗の織製は近來少しく開けて次第に發達の望あれども其原料の羊毛に至りては綿と同じく今後永く他の輸入に依頼するものと覺悟せざる可らず斯く計へ來れば單に米その他の食料品のみならず木材と云ひ衣服の原料と云ひ總て吾々日本人の生活を支ふる衣食住の必要品は國內の生産品のみにては既に一般の需用を充す能はずして外國の輸入を仰ぐもの多き事實を見る可し而して此輸入の趨勢は今後ますます進むのみにして退くの見込ある可らず大勢の赴く所、明白の成行なれば日本人たるものは其衣食住をば他に仰ぐものと覺悟して更に大に勉むる所なかる可らざるなり(明治三十一年二月二十四日)

商工立國の外に道なし

日本の現状を見れば人口次第に繁殖して既に四千何百萬の數に上り第一の食料たる米を始めとして日常衣食住の必需品も國內の産物のみにては需用を充たすを得ず其不足を外國に仰ぎつゝ年々の輸入額次第に増加の有様なりと云ふ國內の産物以て國內の人口を支ふるに足らず若しも鎖國の時代ならんには幾千萬の人民中には自から饑寒に倒るゝものある可き筈なるに實際には次第に生活の度を高めて従前の橡の實、稗粟の類を常食としたるものが白米を食することゝ爲り肌に纏ひたる綴れの襪は新らしき木綿の服に變じて一枚の處に二枚を重ね犬小屋同様の住家も自から趣を改むる等、更に苦しむの色なきのみか或は其有様を目して今の人民の生活は身分不相應の贅澤なりなど云ふものさへあるに至りしは畢竟外國貿易の功德に歸せざるを得ず或は人口繁殖の始末に就ては海外の土地に移住殖民の工風なきに非ず西洋諸國人の大に勉むる所にして我國に於ても今後その計畫の必要は無論、否な現に心を用ひつゝあることなれども移殖の事業は即刻著手して即刻效を收むるを得ず例へば布哇の移住の如き十數年來のことなれども現住者は僅に二萬餘人に過ぎず以て其容易ならざるを見る可し左れば殖民の計畫は自から必要ならざるに非ず大に勉む可きは勿論なれども年々増加する四十萬の人口を年々外に出すが如き到底望む可らずとして爰に我立國の大方針を如何にす可きやと云ふに日本の農業は既に國を支ふるに足らず否な現に國內に生活する人民の口をも養ふこと能はざるは明白の事實にして何人も之に對して疑を挾むものはなからんれば斷じて農業立國の舊思想を一新し極端に云へば衣食住一切の必需品は都て外國より輸入するものとまで覺悟して國民の全力を商工業の一方に注ぎ専ら製造貿易を以て國を立

つるの決心こそ肝要なれ凡そ今の世界に國の富強進歩を謀らんとするに千思萬考如何に工風を講ずるも商工立國の外に道なきは我輩の敢て斷言して疑はざる所なり既に目下の實際に國內に衣食住の不足を告げながら人民の生活は毫も苦しまざるのみか従前に比すれば大に豊にして或は贅澤などの評さへあるは全く外國貿易の功德にして其功德とは取りも直さず國內の製品を外に賣て自から利し其金を以て衣食住の物に代ふるものに外ならず眼前の事實果して然りとすれば今後の方針も甚だ明白にしています。外國貿易を盛にするの一途あるのみ商工立國とは内に物を製し外に之を賣ることにして我國の前途は農業の頼む可らざるに反して商工の望は春の海にも喻ふ可し即ち生絲は第一の製作品にして輸出の額も大なれども更に織物に製して賣るときは其利益は今に倍す可し綿絲の紡績も同様にしてます。發達の望あり其他の工藝製造孰れも見込の確なる其上に特に我工業の特色は職工賃の低廉なる一事にして近來次第に騰貴の傾ありと云ふも外國に比すれば同日の談に非ず今後永く競争の餘地を存すること疑ふ可きに非ざれば各種の原料を外に取り之を精製して又これを外に賣るに充分の利益あり數字の明に示す所、工業製造の前途甚だ多望なりとして扱これを賣るの方法即ち外國貿易の一段に至りて我國の位置を見れば四面環海、實に天然の貿易國にして東西南北孰れの國に行くも舟楫の便利甚だ自由なり殊に一衣帶水の西隣、支那帝國は人口多く土地廣く世界の大市場にして從來外國人の頻りに著目して種々の手段を運らして其誘導開拓に勉めたる所なれども何分にも固陋守舊の老大國、幾億の人民は充分に外國品を需用するの力を蓄へながら政府の政令甚だ不行届にして商賣貿易の安全を見ず彼の厘金税の如きは一種の商賣禁止税にして恰も外品輸入の道を塞きたるものなり日清新條約面に於ては之を廢したる筈なれども内地の實際には容易に行はれず例へば日本より十圓の品物を彼の巴蜀の舊地なる四川省まで送るに關税を拂ひたる上に途

中にて厘金税を取らるゝこと屢ばにして同地に達するときは價を倍して二十圓に賣らざれば割に合はざる勘定なりと云ふ商賣の難きは蜀道の難きよりも難きを見る可し政治上の力を以て斯る難關を夷ぐるに非ざれば支那内地の商賣は發達の望ある可らず何れの日か其目的を達す可きやとて實は望洋の嘆に堪へざりしに日清戰爭以來形勢急變支那革新の時機は案外速に到來して昨今の有様を目撃するに至りしと云ふ今後局面の成行は斷言するに容易ならずいよ／＼諸強國の間に四百餘州の分割を見るか又は支那の版圖の形は今の儘にしなから鑛山採掘、鐵道敷設等を名とし銘々に必要の土地を占領して自から支配の實を收むるか孰れの手段に出づるや知る可らずと雖も兎に角に外國人が内地を占領して其開拓に力を用ふるの成行は疑ふ可らず即ち彼等の目的は支那の土地を開放して自國の品物を入れるゝの道を自由に以て商賣の發達を謀るの一事に外ならざれば既に自家の實權の下に歸するときは鐵道も敷設することならん兵隊も駐在せしむることならん隨て警察の仕組も充分にして生命財産の保護に勉むることならん之を要するに商賣の安全に注意する其注意は彼等の利益の爲めなれども其安全さへ確なるに於ては最早や此方等の物なり本來吾々の目的は支那の土地に非ず其土地は何人の手に歸するも商賣の自由に差支なからんには毫も頓著せず望む所は只商賣の一事のみ相手は四百餘州幾億の人民にして一たび國を開くときは滿世界の品物を引受けて多々ます／＼辨ず可し單に支那の一面に於てするも日本商賣の前途亦多望なりと云ふ可きなり（明治三十一年二月二十五日）

航海獎勵の必要

日本は商工立國の外に道なしとして大に工業製造を勉めて其製品を外に輸出するに支那帝國を始めとして東には南

北亞米利加あり南には南洋諸島濠洲あり更に西すれば文明富盛の邦國指を屈するに迫あらず北隣一帯の海岸地方の如き今こそは荒蕪たる寒野にして殆んど人煙を絶つ有様なれども彼の西伯里鐵道いよ／＼開通の曉には交通の便利と共に土地の繁昌を見るに至る可し孰れも我貿易の得意にして東西南北孰れの方面に向ふも可ならざるなし天然の位置の然らしむる所に即ち我國が自から商工立國に適する所以なれども扱内の製品を外に出さんとするに國境の外は即ち海にして其海を渡るには是非とも船舶の便に依らざるを得ず海國に船を缺くは人に足を失ひたると同様にして一歩も外に出づるを得ず航海獎勵の必要是に於てか見る可し抑も我國の航海業は日清戰爭以來遽に進歩して船舶の數も著しく増加したれども西洋諸國に比すれば尙ほ幼稚の域にあるを免かれず最近の調査に據れば世界の汽船を算して最も多きは英國次は獨逸、諾威、佛國、瑞典、西班牙、露國等にして日本は其次に位するの順序なりと云ふ商工立國の外に道なき我海國にして斯る次第とありては決して満足す可きに非ずます／＼航海業を促すこと必要なりとして其獎勵法は今更ら別に工風に及ばず彼の航海獎勵法にて充分なり近年來我國船舶の増加は日清戰爭の一事も與て力なきに非ざれども獎勵法の實施こそ重なる原因にして爾來外國航路の計畫盛にして現に其目的にて船舶製造中のものも少なからず若しも獎勵法の施行を今の儘にて繼續したらんには我航海業は數年ならずして非常の進歩を見る可し我輩の大に望を屬する所なるに然るに政府にては獎勵の必要を認めて自から法律を發しながら今は却て其效能の著しきに驚き獎勵金を受く可き船舶が斯くの如く續々出來しては恰も底抜け上戸に酒を呑まるゝと同様、大變なりとて法律を改正し獎勵金の割合を減する等の議を生じて既に前回の議會に提出するの心算なりしと云ふ折角藥を服せしめて漸く效驗の現るゝや否や恰も服藥を止しめんとするは何事ぞや獎勵金の支出を吝んで其支出を制限する迄に割合を減するは取り

も直さず船舶の増加を止めんとするものにして自から航海の發達を妨ぐるの處置にこそあれ譯の分らぬ考と云ふ可し或は獎勵法は果して底拔法にして上戸の酒に等しきやと云ふに上戸の酒は量りなければ船舶の製造には自から程度あり實際積む可き荷物なきに單に獎勵金のみを目的にして必要もなき船を造る可きに非ざれば大に獎勵するも製造の數は自から程度なきを得ず如何に支出するも其額は自から限りあることなれば國庫の金を擧て此一方に傾け盡すが如き心配は萬々無用として法律改正などけちな考は斷然思ひ止まる可きのみ果して思ひ止まりて現行の儘に獎勵法を繼續するときは日本の航海業は自から必要の程度に伴ふて發達す可し斯くて自國の製品は自國の船に載せて世界到る處に貿易を行ひ工業製造の原料品又は衣食住の必需品をば自から輸入してます、國の富強を謀る是れぞ商工立國の本色にして一國擧て只商賣工業の繁昌發達に勉強し又自國の船を以て専ら外國貿易を行ふに至るときは是れにて全く目的を達したるやと云ふに我輩の所見を以てすれば恐る可きものは外戰の騒動なり今の世界は文明開化と唱へながら實際上には未だ戰爭の跡を絶たず弱肉強食、動もすれば干戈に訴ふるの風にして何時破裂を見るやも知る可らず一旦戰爭の場合に立至りて商工立國の運命は如何と云ふに若しも自から備ふる所のものなきに於ては敵國の爲めに四面の交通を絶たれて運輸の便を失ひ幾多の商船あるも外に出づるを得ずして商賣貿易は全く停止せざるを得ず苟も國の存亡に關する大事とあれば商賣の損得など云ふ可きに非ず飽く迄も忍耐して戰ふの外なければ爰に忍ぶ可らざるは食物の缺乏なり既に衣食住の必需品を外に仰ぐとして單に商賣製造に依て國を維持したる其國が遽に外國との通路を絶たるときは忽ち食物に窮して國內の人民は饑餓に瀕せざるを得ず容易ならぬ次第にして是に於てか海軍擴張の必要あり抑も我輩が海軍擴張を唱ふるは戰爭侵略の目的に非ず全く自國自衛の爲めに外ならざる次第は毎度述べたる所にし

て其自國自衛とは即ち商工立國の目的を全うせんとするの一事のみ一旦有事の場合に無保護の商船は恰も木の葉を浮べたるに異ならず敵國の巡洋艦に遭へば一發直に打沈めらるゝか搭載の荷物を併せて捕獲せらるゝに過ぎず即ち其保護の爲めに軍艦を要するは勿論なれども最も必要なるは前に記したる如く自から糧道を守るの一點に在り昔し徳川政府の時代に江戸の人口は三百萬と稱して其食料に供する米穀は容易の額に非ず左れば若しも國內に反亂の變を見て米穀輸送の道を絶たるゝこともあらんか其反亂は政府の威力を以てすれば深く恐るゝに足らずと雖も騒動の鎮定まで三百萬の人民は如何にして生命を繋ぐ可きやとて當局者の心配は只この一事のみなりしと云ふ今後の日本に外戰を生じて海外の交通斷絶するときは四千何百萬の人民は封建時代の江戸市民と運命を同うして或は臺灣の新領地には幾百萬石の米あるも一石も取寄する能はずして饑餓に苦しめられ戰爭の結局を見るに至らずして兵糧攻の爲めに忽ち屈服せざるを得ず海軍擴張の必要甚だ明白なりと云ふ可し世人の言に日本は東洋の英國なりとは毎度聞く所にして蓋し海國の地勢彼我相類似するの意味なる可し地勢既に相等しければ其立國の主義も彼れに同じかる可きは自然の勢にして我輩は日本をして眞實東洋の英國たらしめんと欲するものなり即ち彼國の位置を見れば海中の一島國にして其農産物は以て國內の人民を養ふに足らざるが故に夙に商工立國の主義を定め各種の原料を海外に取て工業製造の一方に勉め自國の船舶を以て盛に外國貿易を行ひ以て今日の富強を致したるものなり現に其國內の農産物は微々たる額にして人民の食料は日本の味噌漬物とも云ふ可きバター、チーズの類までも殆んど外國に仰ぐの有様なるに徴しても商工立國の本色を見るに足る可し左れば若しも海上の力足らずして萬一の場合に敵國に制海權を占めらるゝこともあらんには國內の人民は直に餓死せざるを得ず即ち英が最も海軍に重きを置く所以にして其由來決して偶然ならざるを知る可し我國

の現状は前來述べたる如く國內の食物は既に人口を養ふに足らずと云ふ今後の國是は商工立國の外にある可らず明白の成行にこそあれば英國同様専ら工業製造を勉め大に航海を奨励して外國貿易を盛にし以て國の富強を謀る其一方に衣食住一切の必需品は外國に仰ぐものと覺悟して常に優勢の海軍力を養ひ萬一の場合には海上權を收めて商賣貿易と同時に食物輸入の道を保護して一步も敵に犯されざるの用意肝要なれ即ち海軍の強弱如何は國の安危のみならず直接に人民銘々の生命に關する大事にこそあれば我國民たるものは飽くまでも其擴張に力を盡し以て商工立國の目的を全うせしむ可きものなり(明治三十一年二月二十六日)

註 此一篇の論旨は航海井に海軍の事に關してあるけれども、前論の引續きなるを以て此部門に收むることにした。(編者)

運輸交通

鐵道國有の理由如何

東京商業會議所にては鐵道國有の建議案を可決し又國會議員の中にも同案を議會に提出するものある可しと云ふ國有論の魂膽は我輩の聞くを厭ふ所なれども或は單に株券を騰貴せしめて自から利せんとするの外に一種の説なきに非ず其説を聞くに鐵道の國有は外國にも其例に乏しからず自から種々の理由ある中にも第一は軍事上の必要に在り内外に事を生じて軍事運送の場合に私有と國有と其便不便は同日の談に非ず平時より國有として百般の設備を軍事の用に適せしむるの必要は無論、然かも其事たる日下の急にして一日も猶豫を許さざるの事情あり即ち明年何月より改正條

約を實施していよいよ外人雜居の後には隨て鐵道の株券なども其手に入ることならん自然の成行にして其曉に至れば萬一の場合に彼等の苦情の爲めに軍事上の困難を感ぜざるを得ず容易ならざる次第なれば必要なる國中の幹線をば今日より國有と爲さざる可らずとの理由にして單に私利一偏の説に非ず自から國家に關する公論に似たりと雖も抑も今日に至り外人の内地雜居に狼狽して遽に鐵道の國有論とは何事ぞや我國の條約改正は國民年來の宿願にして宿願成就の曉に内外人の雜居は自然の結果として一般に豫期したる所のものに非ずや左れば我輩に於ては條約上に外人の土地所有權を禁じたるさへ實際に無益の制限と認むるものにして銀行會社の株券の如きは必ずしも雜居の後を待たず一日も早く外人の所有を許さざる可らず既に國內を開放して外國人を容るゝに決したる上は一切内外の別を撤して自由自在に競争せしめ自から利益を守るの一點に至れば只國の法律を信じて其保護に依頼せんと欲するのみ是れぞ即ち文明立國の本義にして自國の法律を以て金科玉條苟めにも他に犯されざるの實を信じたらんには自家の榮譽生命財產は之に依頼して其安全を覺悟す可き筈のものなるに然るに雜居の後に至り外人の爲めに鐵道を買占めらるゝときは軍事上に差支を生ず可しなど掛念するものゝ如きは畢竟自國の法律に信用を置かずして自から輕んずるが爲めに外ならず若しも日本の國法にして斯る薄弱のものならんには掛念す可きもの豈に唯鐵道の一事のみならんや航海船舶の規則なり入港出港の規則なり山林法なり鑛山法なり衛生檢疫法なり一切の規則條例を始めとして不文律なる習慣法に至るまでも外人の爲めに勝手次第に破らるゝの掛念ありとするときは彼等の雜居は危險至極にして容易ならざる次第なり果して斯る掛念ありとすれば内地雜居は斷じて許すを得ず國民多年の辛苦經營に成りたる折角の改正條約も此方より破棄して更に舊時の有様に立返るの外なけれども我輩の所見に於ては飽くまでも我國法の確乎不拔を信用して毫も斯る掛

念を認めざるものなり思ふに國民の多數は必ず我輩と説を同うすることなる可し日本の國法果して確乎不拔にして外人の爲めに破らるゝの掛念なしとすれば彼等をして鐵道の株券を所有せしむるに差支はある可らず實際に於ては如何に自由を許すも外國人が日本の鐵道を買占むるなど思ひ寄らざる所なれども假りに一步を譲り或る鐵道の株券が悉く外人の手に歸したりとして其成行を考ふるに例へば英人もしくは佛人が幹線中の最長線なる日本鐵道の株券を悉く買占め其國人が社長として之を管理する場合に若しも我國が其本國と事を生じて戰端を開き軍事上の必要より鐵道の徵發を命ずるに當り社長たる外國人が自國の爲めに日本の軍機を妨げんとて徵發の命令を拒み政府の力を以てするも如何ともす可らざることもありとせんには日本の法律は既に國中に行はれざるものにして事茲に至りては國事都て非なり獨立の運命も最早や是れまでと覺悟して自から立國を止めにするの外なれども抑も日本國民が進んで條約を改正し外人の雜居をも許したるは畢竟自から自國の法律に重きを置き日本の版圖内に於ては内外人の區別を問はず平等一様に之を執行して苟めにも犯さしめざるの實力あるを信じたればなり若し萬一も斯る場合あらんには法律の力を以て用捨なく命令を執行して可なり國有論者の如きは自國に居て自から國の重きを知らず自から國法の威嚴を忘れ鎖國蟄居の舊夢に沈んで世界の大勢を見るの明なく唯退て自から守らんとして遂に自から判斷力を失ふ者なり臆病武者に功名の例なし我輩は論者に呈するに鎖國蟄居臆病武者の名を以てせんと欲する者なり左れば國の開放を決したる上は土地の所有を始め銀行會社の株券の如き内外の區別を撤去して自由自在に賣買せしめながら只依頼す可きものは國の法律あるのみとして大膽に進む可きのみ單に外人の買占云々の理由を以て遽に鐵道國有を唱ふるが如きは我輩の斷じて取らざる所なり

尙ほ序ながら一言せんに論者の中には或は此際鐵道を國有として一時に廣軌制の改築を斷行す可しとの説を唱ふるものもあるよし蓋し今の私有の有様にて廣軌の斷行は到底覺束なきのみか今後次第に線路の延長を見るときはますます困難を感ずるに至る可しとの點よりして國有説を唱ふるものゝ如し前論に比すれば一應の理由あるが如くなれども國家の眼より見て果して廣軌鐵道を利益と認めたらんには直に法律を發して私設會社に改築を命ず可し法令一發數月の間に目的を達すること決して難からず實際國家の必要とあれば其費用の如き國庫より補助して差支ある可らず廣軌云々は鐵道敷設の方法のみ國有と爲すに非ざれば實行し難きの理由を見ず是れ亦我輩の反對する所なり（明治三十一年六月一日）

世間の鐵道論

晴天の日には鳶の舞ふを見、降雨の前には鳩の鳴くを聞く、鳥類の動靜亦以て天氣の陰晴を卜するに足るものあり昨今遽に鐵道官有論の喧しきは果して何の徵候なるやと云ふに竊に世間鐵道論の成行を察すれば恰も株式市場の景氣に伴ふて起伏するの情態あるこそ不思議なれ明治二十三年の頃株式社會は一時起業熱興奮の後を承けて不景氣を極め鐵道株券の如き非常の下落にして例へば山陽鐵道の株券二十圓拂込のものが十四圓臺に下り國中の會社孰れも大恐慌にして此儘にては迎も立行く可らず政府に泣付き何とか始末を頼むの外なしとて忽ち鐵道買收論を唱へて政府議會に嘆願の末、政府をして鐵道買收法を提出せしめたるは實際の事實にして當時の鐵道會社は實に顔色なき次第なりしに其後兩三年世間の景氣の回復に隨ひ又忽ちに勇氣を生じて明治廿七年の戰爭前に際し會社の人々が主唱して東海道

官線買受の相談を試みるに至りしは是れ亦實際の事實にして前後相對して變化の速なるに驚かざるを得ず既往の成行かゝる次第なりとして扱近來株式社會の有様を如何と云ふに所謂戰後膨脹の反動として金融逼迫株券下落恰も廿三四年と同様の不景氣を見るに至りし折柄、又も鐵道官有の説を生じて其氣焰頗る盛なりと云ふ是れに由て之を見るときは世間の鐵道論は株式の景氣如何に由るものにして株式騰貴すれば私有論と爲り下落すれば官有論と爲る恰も萬の舞鳩の聲と一般、只是れ株式市場の景氣を表するの風見と認めて差支なかる可し東西南北たゞ相場風のまゝに働くものにして我輩の雲烟過眼視する所なれども假りに今回の官有論が行はれて私有鐵道を政府に買収すること、ならんか株式社會萬々歳、爰に目出度き結局を見る可きやと云ふに決して然らず株式の相場は變動極りなきの常にして三五年の後景氣回復して株券騰貴否官有鐵道の收入豊なるを告ぐるの曉には更に官線買受の説を生じて今日の官有論と同様、大に氣焰を逞うするや疑ある可らず我輩の鏡に掛けて見る所にして若しも其論の現はるゝ度ごとくに輕々實行することならんもあらんには日本の鐵道は恰も官私の間に往來して昨年は官有、今年は私有、遂に常主なきの奇談もあることならん斯くの如きは只是れ自家の私の爲めに日本の鐵道を弄ぶものにして官私共に是非の議論はある可らず試に昨今官有論を云々する其論者の一身に就き二十三年金融逼迫の時には如何なる説を爲し又二十七八年株式全盛の時代には如何なる論を唱へたるやと之を詮索したれば今の官有論の魂膽も甚だ明白にしてお座の覺むる談なれども其輩の如きは本來株式海に浮沈するものにして其景氣次第官と鳴き私と鳴くも怪しむに足らず晴天の鷲、雨前の鳩として看過す可きのみなれども只氣の毒なるは眞實正味の官有論者なり今の論者は一概に株式の輩のみならず其中には國家百年の利害よりして官有論を唱ふるものもあらん又は眞實軍事上の必要を認めて其説を爲すものもあらん我輩の慥に認むる所な

れども是種の論者にして果して自家の所信を天下に訴へんとするの考ならんには靜に其説を研究して確と見込の立たる上、時機を待て發表す可きのみ昨今の官有論を以て恰も自家の味方と心得、此際に實行を期せんとして彼等と事を共にせんとすることもあらんには世間にては何か爲めにする所あるものと認め折角の議論も之に耳を傾くるものはある可らず官論一燃眞僞共に焚くるは眞に痛惜に堪へず我輩は呉れくも論者の自重を祈るものなり(明治三十一年八月二十七日)

官有とす可きもの豈に管鐵道のみならんや

鐵道官有論の理由は自から一ならざる中にも表面に最も重きを置く所ものは軍事上必要云々の一點に在るが如し蓋し軍事云々と云へば今の素人社會にては少しく無理と知りながらも通用せしむるの常なるが故に論者の如きも奇貨居く可しとして論據を軍事の庇蔭に求めたることならん自から論略の得たるものなれども我輩に於ては決して其略に欺かれざるのみか更に進んで其根據を陥れんとするものなり抑も軍隊の輸送に鐵道の必要なるは云ふまでもなし軍事上の必要は固より認むる所なれども私有鐵道にては何故に其目的を達すること能はざるや假りに一步を讓て官有に非ざれば軍事の目的を達す可らずとせんか軍隊の輸送に必要なもの豈に管、鐵道のみならんや例へば論者の常に云々する歐洲の陸軍國、獨逸の如き佛國の如き假想の敵は常に近隣接壤の國に在るが故に萬一の場合に軍隊の輸送は全く鐵道に依るの計畫にして鐵道を以て恰も兵器の一部と見做して専ら重きを置く所以ならん前年獨佛の戰爭に其勝敗は全く鐵道組織の完否に原因したるものなりなど云ふも即ち兩國互に境を接するが爲めにして獨佛の如き關係に於ては

左もある可き次第なれども顧みて日本の位置を見れば果して如何、戦争の變は豫め計る可らざると共に勝敗の數も亦豫め知る可らず或は事宜に據りては敵を國內に引受けて戦ふの場合もあらなかれども其場合は既に海軍の力を失ひ専ら退嬰に決して大局の成行は最早や定まるの時なり故に我平常の作戰計畫は攻勢を取るなり守勢を取るなり是非とも戦線を國外に張るものと假想し海陸軍を配置すること勿論として扱ひよ、實際の事に臨んで陸兵を動かさんとするに營所より海港に至るの間は官有鐵道にて思ひの儘に輸送を行ふ可しと雖も一步岸を離れて海を渡るには如何す可きやと云ふに軍隊に羽翼の存せざる限りは船舶の便に依らざるを得ず即ち運送船の必要なる所以にして其必要は決して鐵道の必要に譲らず否な鐵道に比すれば更に幾層倍の必要を感じざるを得ず若しも運送船の備、完からざるときは攻防共に不如意にして百事爲す可らず勢の最も賭易き所なり左れば國中の鐵道にして官有に非されば軍事の目的を達すること能はずとあれば海運の事業も亦官有として平時より軍事の用意を整へ置かざる可らず即ち今の郵船會社その他の海運業は悉皆政府に買収して官有鐵道同様、自から營業すること必要ならんれども此目的を以てするときには國中現在の船舶にて果して萬一の用を辨するに足るや又その構造船員等も今の儘にて差支なきや否や大に研究す可き所にして即ち何師團何十萬の兵を送るものとして何十萬噸の運送船を備へ又その船舶の設備も一切運兵船の仕組として平素より其用意を全うせざる可らず斯くて鐵道も官有、船舶も官有として海陸の運輸業は一切政府の手に營むこと、爲れば是れにて全く軍事上の目的を達したるやと云ふに決して然らず汽車汽船の營業が政府に歸したる處にて其汽車汽船を動かすに第一必要なるは石炭にして若しも國中の炭山が商賣人の手に在りて政府の自由に爲らずとあれば折角買収したる汽車汽船も實際に用を爲さず是れぞ俗に云ふ佛を造て魂を入れざるものなれば更に一步を進めて國中の炭山

をも一切買収して政府自から石炭の專賣を行はざる可らず左れば論者の如く官有鐵道に非ざれば軍事上の目的を達す可らずとて一向に其論を主張するときには航海事業も石炭商賣も悉皆官有として自から營業するに至らざれば充分に目的を達し得たりと云ふ可らず斯くの如きは果して實際に行はる可き談なるや否や論者と雖も斯る放論は敢てせざる可とならんれども單に軍事云々より立論して官有の必要を主張せんには其結論は是非とも茲に歸著せざるを得ず我輩は只その無計算に驚くのみ畢竟今の官有論者の如き別に自から目的を存するものなれども其目的を丸出しにして之を唱ふるときは到底世間の同情を得ざるを察し軍人社會に兼てより軍事鐵道の説あるを幸とし之に據て自家の私を掩ひ所謂國有論の名の下に一種の目的を達するの策略なる可し小輩の小策敢て咎むるに足らずと雖も國家百年の大計に關する軍事論と一身の私の爲めにする一夜造りの官有論と相混入し世人をして眞偽に迷はしめ以て其間に利せんとするが如き斷じて許す可らず我輩は眞軍事論者の自重を望むと共に偽軍事論者の根據を擊碎して其假面を剝奪せんとするものなり(明治三十一年八月三十一日)

社會交際

同盟罷工の真相

近年工業の發達と共に職工と雇主との紛議は殆んど珍らしからぬこと、爲り一方に雇主は職工が懶惰にして動もすれば同盟罷工を企て、不當の要求を爲すなど粗暴の舉動多きを嘆ずれば一方に職工は雇主が無情にして苛酷の取扱に

出づるを訴ふる有様にして現に當局者の調査に據るに昨年七月下旬より十月中旬に至るまで全國に起れる同盟罷工は三十餘に達したり其内には警察官の説諭に依り無事に落著を告げたるものなきに非ざれども多くは雇主が要求を容るるまで斷然停業し甚だしきに至ては四百餘人の職工が二週間以上停業したるものもありと云ふ或は之を以て西洋諸國に流行する社會問題の端緒なりとして憂慮する者もあらんなれども我輩の所見を以てするに職工と雇主との關係に就て憂ふ可きは今日に非ずして寧ろ他日に在りと信ずるものなり元來賃銀の多寡は物價の變動に依て左右せらるゝものなれども是れは唯、一般の成行に過ぎずして實際は物價騰貴に比例して賃銀の増加せざる代りに物價下落の場合にも其割合に賃銀の減少せざるを常とす我國に於ける物價の變動を調査するに明治十七年來次第に騰貴して同年の物價を平均百とすれば二十七年には百二十七の割合なりと云ふ殊に戰爭以後政府が償金を取寄せて人爲的に兌換券の増發を維持したるより日用品は勿論一般の物價に著しき騰貴を促がしたり固より此間賃銀に多少の増加を見たるには相違なけれども物價騰貴の割合に及ばざりしは甚だ明白にして近頃の同盟罷工も職工が生計上に困難を感じるに至りしを以て雇主に賃銀の増加を要求したるに外ならざる可し斯る事情の下に起る同盟罷工の敢て憂ふるに足らざるは云ふまでもなき所にして物價騰貴の場合には製造家なり商賣人なり所有の物品を賣れば賣るに従て相當の利益を收むるを得るを以て職工が賃銀の増加を要求せんには餘裕の在る限りは職工に満足を與へてます、事業の繁昌を謀る可し自然の情と云はざるを得ず現に近頃の同盟罷工に於ても大概雇主が職工の要求通り賃銀の増加を承諾して落著を見るを得たるは畢竟職工が雇主の内幕を測量し彼等は事業前途の繁昌を思ふて決して要求を拒絶する筈なしと信じて罷工の擧いでたるが爲めに於て容易に其目的を達して生計の困難を免かれ得たる其一方に雇主は別段損失を被むらずして事業

を營むを得る次第なり即ち斯る場合に起る同盟罷工は職工と雇主との間に利益の分配を公平ならしめ職工をして好景氣より生ずる利益に浴せしむるの效ある可し我輩が其同盟罷工を以て敢て憂ふるに足らずと斷言するも畢竟此邊の意に外ならざれども更に一步を進めて前途の成行を察するに今後通貨收縮して經濟社會が常態に復するに従て物價の下落は到底免かる可らず職工が定額の賃銀を得ながら物價下落すれば生計自から餘裕を生ず可き筈なれども一方に雇主の利害如何と云ふに製造家は製造品の原費を償ふ能はず商賣人は商品の原價を得る能はずして其利益は次第に殺滅するを以て勢職工の賃銀を減少するの手段に出で雇主間に同盟を設けて目的を達するなどの場合に至ることならん即ち職工が物價下落の爲めに利益するは一時にして結局賃銀の減少を見るは免かる可らざる所なり斯る場合に職工が之を以て既得の利益を害するものと爲し同盟罷工の手段に依て從來の賃銀を維持せんとするも雇主に餘裕なき以上は到底其要求に應ぜざるは勿論或は將來いよ／＼不景氣の甚だしきを恐れて職工を解雇し事業縮少の方針を執るやも知る可らず西洋の金貨國に於て近年金價騰貴の爲めに物價下落すると共に職工と雇主との間に種々の紛議を生じ職工は同盟罷工を企て、賃銀の減少を防がんとしたれども多くは満足の結果を得る能はずして却て解雇の不幸を見たる者多きは全く右の事情の爲めに外ならず我國に於ても今後物價の下落に従て右同様の事態を免かれざるは必然の成行にして此場合に至れば是迄の同盟罷工と違ひ職工輩の運動は空しく徒勞に歸して目的を達せざるのみかます、生計上に困難を感じて失望の餘り或は無智の舉動を演ずるものなどもあるに至る可し我輩が今後の同盟罷工に就て憂ふ可きものと云ふは即ち此一點にして殊に我國の如き一時新事業の好景氣に浮されて地方の小農民などには先祖傳來の田畑を賣拂ふて工場に雇入れられたる者も少なからざる由なれば一旦解雇の曉には全く定業を失ひ地方に遊民の數を増すこ

とならん不景氣の場合に起る同盟罷工が大概目的を達する能はざるは已むを得ざる所にして其結果妙ならざるものありと云へば世人が今日より事の真相を明にし豫め此邊の用意して其處置を善くせんこと我輩の希望する所なり（明治三十一年一月二日）

同盟罷工に處するの道如何

我國に於ける雇主と雇人との關係甚だ圓滑なるは明白の事實にして時に賃銀の多寡労働時間の長短もしくは待遇の厚薄等に就て紛議を生ずることなきに非ざれども他の仲裁調停に依て穩便に局を結ぶを得るは畢竟兩者の間に一種の情誼を存するが爲めに外ならず此上もなき美風にして其美風の永續は最も望ましき所なれども今後生産社會の進歩に連れ小資本を合同して大資本を成し個々細々の事業漸く衰へて大仕掛に移ると共に雇主と雇人との關係は單に傭者被傭者の契約に變じて從來の情誼の如き自から消滅するに至るは必然の成行と覺悟せざる可らず資本と勞力との間に容易ならざる衝突を來し生産社會の調和を缺くは即ち此時にして我國に於ても結局傭者被傭者共に組合を設け傭者が同盟解雇を以て被傭者を脅せば被傭者は各組合の間に氣脈を通じて同盟罷工を試み兩々相對して他の屈服を待つなど不穩の舉動を見るに至るは實際に免かれざる可し抑も一國の經濟社會が次第に發達するに従て諸般の事業は相互の關係次第に密接して或る事業の生産物が他の工場の原料と爲りその生産物が更に他の事業に必要な品たる等甲乙丙丁相聯關して營業上の利害を同うするに至るが故に若しも一種の事業にして同盟罷工の爲めに永く營業を中止することもあらんには實に營業者自身の損害のみならず他の各種事業に不測の影響を及ぼして結局世間公衆の迷惑を招かざるを得ず

例へば數年前米國に於て二十萬人の炭坑工夫が同盟罷工を企て罷工日數六十餘日の長きに及びたることあり其損害を調査するに工夫は千三百五十萬弗の賃銀を損し坑主は七十五萬弗の純益を失ひたる外に石炭の供給大に減少したるが爲めに一時事業を中止したる工場も少なからず從來石炭の運搬に従事したる鐵道會社の如き一方には燃料の價騰貴したる他の一方には搭載貨物の減少を來し又礦山附近の商賣は工夫の消費力減殺したるが爲めに自から衰退したるなど凡そ是等の損害を合算すれば總額二千萬弗を下らざる可しと云ふ同盟罷工が經濟社會に及ぼす影響は決して尠少ならざるを見る可し或は之を以て只管同盟罷工の害を恐れ政府の力に依つて未發に防ぐ可しなど唱ふる者なきに非ず現に歐洲諸國には今世紀の中頃に至るまで聯合禁止法なるものを設けて法律を以て被傭者の同盟を禁止したることあり我國に於ても今後同盟罷工の流行と共に此種の議論を見ることもあらんれども我輩の所見を以てすれば本來同盟罷工は被傭者等が自身の利益を獲る唯一の利器にして一方の傭者が組合などを設けて被傭者の賃銀を左右せんとする場合には之に對する正當防禦の手段にこそあれば謂れなく法律を以て被傭者の聯合を禁するが如きは不公平の甚だしきものなるのみならず同盟罷工を抑壓するの結果は意外の邊に被傭者の不平を破裂せしめて却て資本と勞力の衝突を激成するの掛念なきを得ず歐洲諸國の明に實驗したる所にして彼の聯合禁止を解除したるは此邊の利害を顧みたるが爲めに外ならず左れば今日の如く既に經濟上に競争の自由を認めたる場合には傭者が成る可く賃銀を低減せんとする其反對に被傭者は之を増加せんとして利害の衝突を來し或は同盟解雇と爲り或は同盟罷工と爲るは到底免かれ難き所にし若しも此種の紛議を避けんとすれば傭者たるものが同盟罷工の爲めに被むる損失の著しきを思ひ平生より百方注意し被傭者の内情を探りて其不平を除くに勉むると同時に一方に於ては彼等の貯蓄を獎勵して之を事業に投ぜしめ利益

の分配に與らしむるなど種々の方法を以て被傭者をして事業の盛衰に對して直接に損得の關係を有せしむること肝要なれ傭者に於て斯る手加減を以て被傭者に對せんには自から生産社會の調和を得て自家の利益を永うすること難きに非ず大に注意す可き所なれども此邊の事情を顧みずして一片の法律以て同盟罷工を未發に防がんとし或は事の起りたる場合に實際に暗き政府をして干渉せしめんとするが如きは決して同盟罷工に對する適當の處置と云ふ可らず我輩が一言して世間に注意する所以なり（明治三十一年三月八日）

富豪自から慎しむ可し

貧富懸隔の爲めに社會に物論の喧しきを見る、自然の成行とは云ひながら世安の爲めには甚だ妙ならず我輩の喜ばざる所なりとして扱世の中に次第に貧人を生じ貧ます／＼貧して苦しむもの多きは誠に憐れむ可し情に於ては堪へ難き次第なれども又一方より國の爲めに謀るときは多々ます／＼富人を富ましめて國中に無數の富豪を生ずること望ましき所なれ今の日本にて富豪家と云へば何人も三井三菱に指を屈すれども以下に至りては相距ること遠くして次で計ふ可きものを見ず心細き次第なりと云ふ可し或は曰く三井三菱既に富めり尙ほ此上に富ましむるの必要ある可らずなど云はんかなれども兩家の如き日本社會に於てこそ大富豪の名を成せども外國に對するときは未だ必ずしも大に誇る可らず此一點よりすれば其富をします／＼富ましむるの必要あるのみか我輩の所見に於ては我國人をして多々ます／＼富ましめ國中に千百の三井三菱を生じて兩家の如き只是れ千百中の一として計ふるに至らんことを希望するものなり近來日本の富は大に進みたりなど唱ふれども商賣の實際に一手に幾百萬圓の取引を見るは甚だ稀れにして株式

市場の賣買などに適ま／＼之を見るときは群疑百出容易に決せず動もすれば風聲鶴唳に驚くが如き畢竟富豪家に乏しき證據にして未だ富國の實を見るに足らざるなり例へば今回炭礦株の賣買の如き買方の勢は頗る異常にてありながら其本尊の何人なるや明了ならざるより一般に之を怪しみ多分外國人の手に出でたるなる可しなど頻りに疑ふて竊に恐怖の念を懷きたるもの少なからず假令外國人にては自から資本を投じて株券を買入るゝに怪しき筋はある可らず只是れ商賣の常として見る可き筈なるに然るに我國の商賣人が外國人と聞て竊に恐れたるは彼の大資本家に利益を占められては大變なりとて自から心細く感じたるが爲めなる可し外國人に株券を買占められたりとて何故に大變なるか我輩の解せざる所なれども畢竟國內を眺めて富豪家に乏しき其處に買方の舉動頗る大膽なるを見て是れは決して日本人の腕前に非ず外國資本家の手なる可しとて一驚を喫したるものに外ならざる可し喩へば下等社會の車夫人足輩の中に十圓紙幣を見せびらかして大に飲食など逞うするものあらんには忽ち其仲間の大問題と爲り抑も彼れは如何なる處より其紙幣を得たるやとて出處の詮議に喧しく評判紛々容易に疑を解く可らず車夫等の仲間に十圓紙幣の出沒は希有のことにして随分怪しき沙汰なればなり昨今買方の内幕端なく破綻して漸く真相を窺ひ得るに至りたれば外國人云々の疑を懷きたる輩も始めて安心したることならんれども一時の疑念は恰も十圓紙幣の出沒を怪しみたと一般にして情けなき次第にこそあれ畢竟我國に富豪家の少なきが爲めにしてます／＼富者を富ましめてます／＼其數を多くするの必要を見る可し我輩の富豪家に對して大に望を屬する所以なれども扱今の實際に紳士紳商など唱ふる分限者輩の世に處する有様を見るに何としても感服するを得ず例へば慈善公共の事には錢を吝しみ學校教育の寄附金など促がさるれば尻込みして之を避け守錢奴の本體を現はしながら一身の肉樂を貪るの一段に至れば恰も餓虎の食をあさると一般

にして前後忘却に金を散じ所謂千金一擲を其字義のまゝに演じて自から得々たるものゝ如し其輩の間に流行する宴會の様子を聞くに今夕は云々明夕は云々又明後夕も云々とて殆んど毎夕豪遊の其席に缺く可らざるものは例の藝妓にして其價は宴會費の最多額を占むるものなりと云ふ而して藝妓の價を聞くに一人を聘するに一夕凡そ七圓を要するよしなれば五十人を呼ぶときは三百五十圓を費さざるを得ず富豪の輩が毎度の豪遊藝妓の爲めに斯る大金を投じて怪しまざる其一方に今の下等社會の有様を見れば貧家の少女輩がマツチの箱を張りなどして一日の所得僅に五六錢、年長の婦女は十五六錢より二十錢の間にして平均一人十四五錢として扱これを藝妓の所得に比較するときは如何、貧家の女子三十人の賃錢を合せても尙ほ藝妓一人一夕の収入に及ばずと云ふ貧民の境界哀れと云ふもなか／＼愚かにして之を聞いて涙を催ほさざるものはなかる可し左れば其輩の身として世間を眺めたらんには及ばずながらも他の榮華を羨むは尤もの次第にして一步を進むるときは其女子輩が自から藝妓たらんとするの心を生ずるは無論、更に一步を進むるときは其藝妓を聘して豪遊を逞うする輩を怨むに至るは自然の人情、止むを得ざるの成行なりと云ふ可し今の富豪を以て自から居る紳士紳商輩の如きは恰も自から貧人社會の反對を挑發せんとするものにして其愚これより甚だしきものはある可らず我輩は先づ差當り當人の一身の爲めに悔悟謹慎を勸告するものなり（明治三十一年四月二十一日）

東京市長

東京市にては特別市制廢止の結果としていよ／＼市長を公選することゝ爲れり市長の公選は東京開市以來初めての事にして市民の間にも自から種々の考ある中にも東京は日本の首府にして其市長とあれば内外に對して名譽あるの地

位なり左れば其地位は倫敦の市長即ちロルドメーヨルの如きものとして實際に事務の伎倆は兎も角も第一に徳望高く資産に富める人物を選び交際社會の中心として其事に周旋せしめ以て首府の美を成す可し而して其人選に就ては誰れ彼れを云はず東京の歴史に最も縁故の深き徳川家を推すこそ適當にして若しも舊將軍家に於て差支あらば御三家の中より選む可し尾州にせんか紀州にせんか又は水戸にせんかなど早く既に人選談に及ぶものさへもあるよし東京市長の候補者に徳川家とは面白き思ひ付きにして其考は妙ならざるに非ずと雖も我輩の所見を以てすれば倫敦の例など云々して東京市の事を考ふるが如き第一根柢よりの間違ひにして斷然反對する所なり抑も英國は世界第一の富國にして其首府たる倫敦の繁昌富實も隨て想ひ見る可し古人の言に衣食足りて禮讓起ると云へり倫敦市民の如きは衣食既に充分にして外部の體裁を飾り交際社會に翩翩して花鳥風月の樂を樂むの餘裕に乏しからず左れば市長の地位の如き其交際の媒介として高尚優美の人物をして之に當らしめ恰も美術半分に見て交際の體裁を美にするは畢竟富強國の餘事にして怪しむに足らず我輩の寧ろ艶羨に堪へざる所なれども顧みて日本の國勢を見れば甚だ遺憾ながら未だ富強の實を得ず國民の苦心は只その富強を求むるの一事にして如何にして海陸軍を擴張す可きか如何にして商賣を盛にす可きか蠶絲の景況は如何、紡績業の前途は如何云々とて日夜これを談じ日夜これを考へて恰も喧嘩と錢儲けとの外に心中一點の餘裕をも存せざる程の殺風景にして決して花鳥風月優美の樂を事とするの場合に非ず東京市の如き全國の首府に相違なければ市民の生活營業に必要な事業さへ一として成功したるものなく第一に市區改正の如き今後何十年にして落成するや其期を知る可らず水道の敷設、下水の開通孰れも緩慢至極にして未だ都府の體裁を成さずと云ふも差支なき其中にも道路の始末の如き言語道斷、殆んど評するの辭もある可らず例へば今回露國皇族の御來遊に付き廣き東

京市中何一つとして貴賓の御遊覽に供す可きものなく甚だ窮したるのみか道路は到る處、堀ツ放しの穴だらけにして馬車の通行に差支ふるの場所多く或は貴賓の御馬車が萬一穴の中に陥るが如き失策もあらんには大變なりとて掛念に堪へず何卒安全に御歸りを御見届け申上げたしと祈りたるこそ市民の實情なりとは驚く可き次第ならずや若しも今日のまゝにて天皇陛下が府下御巡覽の事などもあらんには市中の過半は車駕の通御を仰ぐ能はざるの不都合を見ることならん道路の一事に徴するも右の如き有様なれば何は兎もあれ生活營業に必要な施設こそ目下の急にして市長たる可き人物は徳望人望名望などを云々せず少壯強健にして腕利一偏の人を選び事に當らしむること肝要なれ市區改正の事業の如き確と年月を期して完成せしむるは勿論、道路水道の工事も今日の如き怠慢を許さず大に之を督勵して其功を急がしむ可し其他下水の開通と云ひ家屋の制限法と云ひ孰れも市長の腕前を要するものにして到底優長の人物に望む可きに非ざれば市長たるものは恰も燒跡の取片付、家屋の新築を引受けたる覺悟を以て縦横無盡に市中を駆廻はり立ながら握飯を喰ひ柄杓から水を飲み人足同様眞黒に爲りて立働きの續く限り根氣のあらん限り晝夜の別なく一心不亂に勉強して始めて其職を盡すを得べし左れば今の東京を倫敦に比較し市長の地位を高尙優美にして交際社會の中心たらしむるなど思ひも寄らぬ次第にして是れぞ所謂文明駈開けの謔言のみ事に緊急前後あり今の市長は仕事一偏日も亦足らざるものなり天長節夜會の最中に雪降り電燈の線切れて眞の暗と爲りたらば可笑しからん此種の不都合は毎度の事にして珍らしからぬ話なれば先づ以て當分の間は夜會宴會等の駈開け道樂を思ひ止まり只市民の生活營業に必要な施設をして一日も早く緒に就かしむることに心掛くるこそ時勢の命ずる所なれ單に交際の一事にのみ重きを置いて目下緊急の施設を怠るが如きは火事場に花を觀んとし父母の看病中に茶の湯の席を開くに似たり斷じて取らざる

所なり思ふに社會の進歩は甚だ速なり今より事に著手して大に勉強するときは今後二十年もしくは十年にして目的を達する敢て難きに非ず斯くて市内の施設粗ぼ緒に就くのみか國中を眺めて富強の實を收め得たる其時に至らんには市長の如き改選を行ひ高尙優美の徳望家を推して之に當らしむるも差支ある可らず敢て異議なき所なれども目下の場合に倫敦の例など云々して市長の地位を交際の中心たらしめんとするが如きは我輩の飽くまでも反對する所なり(明治三十一年七月十五日)

宗 教 道 德

宗教に内外を區別す可らず

内地雜居に付き宗教上の準備如何の問題は種々の議論あれども宗教家の云々する所を聞くに其準備の方法とは自から勉めずして單に他の輸入を防がんとするの意味なるが如し今の世界に外教防遏法の研究とは只驚くの外なきのみ往昔徳川政府が非常に外教を擯斥して幾多の人命を犠牲に供したるのみならず外國との交通さへも禁じて所謂切支丹禁止の法度を定め峻法嚴刑あらゆる手段を盡して漸く排斥の目的を達したるが如くなりしも實際に全く跡を絶つ能はずして九州その他の片邊には尙ほ竊に信仰を改めざるもの多かりしと云ふ鎖國時代專制政府の威嚴を以てしても人心の信仰を左右するの難きを見る可し況んや世界の交通自由にして然かも外人の雜居を許さんとするの今日に如何して防遏の工風ある可きや既に外國の人を内に入れながら其宗教の傳播を防がんとす小兒の戲と云はざるを得ず抑も社會の

安寧に宗教の必要なるは今更ら言を俟たず人間の生活に缺く可らざる其趣は有形無形の差はあれども日常の食物に異ならず若しも人生に宗教の食物を絶つときは精神の饑餓を催ほして其騒動は凶年饑饉と同日の談に非ず社會を擧て忽ち暗黒裡に埋没す可きのみ其必要は斯くの如しとして投精神の食物には如何なる種類の宗教を選む可きやと云ふに苟も善を勧め惡を誡しむるを目的として人心の感化に益するものならんには其種類は孰れにしても差支ある可らず内外の別を云々するが如き何事ぞや喻へば米は日本人日常の食物にして一日も廢す可らずと雖も其米の種類は自から種々ありて近來は外國米の需用も頗る盛なるが如し若しも日本米の收穫充分ならんには外の輸入を待つ必要はなければども内の收穫不足を告げて食物缺乏の場合に外國米は一切食ふ可らずとて之を排斥したらんには如何なる有様に陥る可きや今の日本の宗教を見れば教の本旨は孰れも純粹無垢にして一點の非難を容る可らずと雖も其教を説く宗教家の一身に就ては言語道斷、感服す可らざるもの甚だ多し蓋し多年來の腐敗に基くものにして例へば佛教に就て云へば末寺末派の小坊主輩の不始末品行は勿論、本山大和尚の行狀を見ても其然るを知る可し或は少壯輩の中には文筆辯論の才に乏しからずして大に氣焰を吐くものなどもなきに非ず内地雜居準備云々の如きも是種の輩の發意に出でたることならんれども本來宗教の功德は人心を感化して多數の歸依を得るに外ならず文筆辯論如何に氣焰を吐くも自身の品行を正して其實を眼前に示すに非ざれば目的を達す可らず今の宗教家が老壯才不才に論なく多數を平均して一身の品行に注意するもの甚だ稀れなるは畢竟自から腐敗したるものにして一般の信仰歸依も漸く薄がんとする此場合に自から勉めず單に他を防がんとするは自家の商品の良否をば一切不問に付して他の商賣を妨げんとするに異ならず心得違ひの甚だしきものにして實際に行はれざるは明白なれども假りに其目的を達して外教を排斥したらんには之が爲めに

迷惑を蒙るものは一般の社會なり本來宗教と名くる商品は片時も缺く可らざる必需品なるに其品物を買はんとするときは腐敗物のみにして他に求む可らずとありては社會の人民は精神上に餓死せざるを得ず容易ならざる次第にして經世の眼を以て見るときは斯る專賣は斷じて許す可らざるものにこそあれば日本の宗教家にして自家の商賣繁昌を祈らんとならば一切他を顧みず自から其商品を精良にして廣く得意を求むるの工風を謀る可きのみ即ち國內の米作不充分にして一般の需用を充すこと能はざればこそ外國米の輸入を見ることなれども若しも内の供給豐にして然かも其品質も悪しからざるときは外米輸入の必要なきのみか大に外に輸出して他の需用に應ずるにも至る可し要は他を顧みずして自から勉むるに在るのみ宗教の大切なるは我輩の認むる所にして苟も人心感化の效能あるものならんには内外の區別を問ふ可きに非ざれども我國古來の宗教は經歷も久しくして自から感化の效能を收むるの便利もあることなれば其宗教家たるものが大に自家の心事を改めて大に勉めんこと特に希望する所なり（明治三十一年四月二日）

宗教上に統計の必要

經世上に宗教の必要は無論として其宗教は敢て内外の別を問ふ可きに非ざれども佛教の如きは幾千年來國中に行はれて人心感化の效能著しきものなれば其勢力あるものは之を維持してまず、效能を收めしむるこそ得策なれ我輩は此一點よりして今の眞宗に望を屬するものなれども其現状を見れば言語道斷の始末のみにて此儘にては維持の望ある可らず即ち改革の必要を唱ふる所以なり投種々の不始末の中にも外より見て最も著しきものは法主の品行にして東本願寺の如き殊に世間の非難を免かれざるものあるが如し或は法主の品行云々と云ふも單に外面に現はれたる事實にし

て内部の魂膽は容易に知る可らず實際に本山の大和尚は全く情を知らず傍の俗僧輩に誤られたるものにしていよいよ閻魔の廳に於て公平の判決を受くる場合には大和尚は無罪放免、極樂往生を得て世間に知られざる俗僧輩の中に却て地獄の大罪人を出すこともある可し其内情は我輩の一切知らざる所なれども兎に角に本山の生佛たる身にてありながら公然、醜を憚らざるが如き人心の歸依を失ふ本にして宗門維持の爲めに容易ならざる次第なれば先づ其身邊より自から正うして部内の改革を謀ること肝要なる可し我輩は決して人の一身に就て云々せんとするものに非ず經世の點より其宗教に重きを置いて特に改悟を促すのみ毎度勸告して止まざる所以なれども其改革に關して我輩の一案は僧侶の黜陟を行ふに統計の數字に依て其勤惰能不能を判斷することなり今の僧侶の待遇法を見るに何か過あれば住職を罷めて之を退け又功を賞するには何々色の袈裟を與ふるなど自から賞罰の意味なきに非ざれども其賞罰の標準甚だ漠然として依る可きものなく只古來の慣行に任せて隨意に之を行ふことなれば其間に情實不公平の生ずるは自然の成行にして或は何色の袈裟は何百圓など受賞の沙汰は金次第との風聞さへなきに非ずます腐敗を招くの道にこそあれば須らく其弊風を一新して賞罰の標準を統計の數字に取ること、爲す可し其方法決して難からず試に趣向の大要を述べんに例へば日本國中にて眞宗の歸依盛なる地方は九州中國より尾濃參加能越等の諸國にして之に反して常州野州信州等の地方は信徒の數甚だ少れなるを見る可し今その地方の或る區域を限りて兩々相對せしめ戸數と寺院の數と、人口と僧侶の數との割合を算し又その僧侶の説教の時間を計へ一年間凡そ何百時間の數を得て扱一方に於ては其地方に起りたる一年間の警察及び犯罪の事故、例へば殺傷、強劫盜、墮胎等は勿論、訴訟事件の數をも調べて之を比較するときは前の地方には寺院僧侶の數多く隨て説教の時間も多き其割合に犯罪の數は必ず少く之に反して後の地方は其反

對の事實を發見することならん右は我輩の想像にして數字に就て調査したることはなけれども此想像の實際に誤まらざるは既に世間に認められたる事實にして何人も疑を容れざる所なる可し果して然らば此事實を實際に應用して僧侶の黜陟の標準を統計の數に取ること決して難からざるを知る可し即ち人口戸數に由て凡そ寺院の管轄區域を定め扱その寺院を擔任する住職僧侶は或る一定の期限間に凡そ若干時間説教を勉むるものとして其これを勉めたる結果を知るは即ち管轄區域内に於ける犯罪事故の増減にして其期限の内に果して如何なる成績を收めたるか進みたるか退きたるか説教の時間と犯罪事故の増減とを比較對照するときは其勤惰能不能は自から數字の上に現はれざるを得ず或は人情風俗の如何に由りて感化の難易もあらんなれば其邊の事は固より考の中に置くこととして數字上の成績を見て黜陟を行ひたらんには僧侶の輩も從來の如く怠慢に安んずるを得ずして大に布教に勉むるに至るは無論、又外に對して宗教の功德を説くにも其所説自から根據ありて人をして感服せしむるに足る可し愚民の愚を相手にして幾百年來の舊筆法を守り單に南無阿彌陀佛を唱へ以て衆生濟度の法を得たりとする如きは決して宗教弘布の道に非ざるなり我輩の聊か一案を提出する所以なれども此案の如き只是れ改革中の一法のみ眞宗維持の工風は先づ本山の大本よりして改めざる可らず根本的改革の斷行目下の急務と知る可きなり（明治三十一年四月二十四日）

修身處世

内助の功を没す可らず

伊藤の内閣倒れて憲政黨これに代り所謂政黨内閣組織の功を奏したり黨員諸氏の得意想ひ見る可し就ては我輩が爰に一言せんとする其言或は奇にして些細なるに似たれども諸氏の私の爲め又公の爲めに謀り自から無益ならざるを信じて敢て其注意を促さんとするは他なし諸氏が多年辛苦經營の間に内君の盡したる内助の功を忘却することなきの一事なり家の主人たる政黨員は其居家固より妻兒と貧苦を共にし外に出ては常に政界の逆流に妨げられて萬事不如意、其苦心固より容易ならずと雖も元來を丸出して本人の眞面目を云へば畢竟男子の物數寄にして胸中無限の抱負あり之を喻へば遊獵者が風雪を犯して山野を駈廻はるが如し或は石に蹶つて怪我することもあらん或は辨當を忘れて饑ることともあらん随分難澁なりと雖も目的とする所に獲物の大なるものあれば果して之を獲ると獲ざるとに拘はらず唯その獲物を胸中に畫て以て一日を樂しむ可し況んや水村山郭の酒旗を見て一醉を買ふの快樂もあるに於てをや苦中自から樂あり苦樂相半すと云ふも不可なし左れば政黨員の辛苦固より辛苦なりと雖も其辛苦中自から功名心の大なるものあれば假令ひ實際に政治上の地位を得ざるも唯是れ一時の狙を誤つて中原の鹿を逸したるのみ其奔走して鹿を逐ふの間には時に或は黨議を凝らす茶屋の奥に葡萄の美酒を傾くこともある可し即ち政界の苦中自から浮世の快樂を得るものにして唯一概に氣の毒のみ云ふ可らず之に反して内君の多數は本來日本流儀に養育せられたる婦人にして其智識

の如何に拘はらず政治談の喋々に慣れず其これに慣れざるは即ち之を知らず之を好まざる由縁にして例へば藩閥の起伏、政黨の盛衰等は先づ以て無頓著なるに如何なる良縁か、悪縁か、契深くして政黨員を夫に持ち朝に夕に四角張たる議論を持掛けらるれば分らぬながらも夫れ相應に相槌を打つの面倒あるのみならず壯士の始末、書生の世話は自から婦人の受持にして煩はしき仕事に頭を悩ます其一方には主人の身の廻り小供の教育に心を碎き國元の両親には衣食の料を送らざる可らず病中の親族には見舞の意を致さざる可らず黨員の出入近隣の附合何れも相應の體面を繕ふの必要もあり一身を粉にして内外上中下の働を爲すは夫に竭す女の道なれば聊も厭ふ所なしと雖も其夫は常に世俗に忙くして生計を謀るに遑あらず所有の財産は残りなく蕩盡して影を留めざるのみならず往々高利の借金に苦しめられて八方に義理を缺き出入りの商人等は支拂ひを請求して催促矢の如く家内は火の車を廻はしても孤軍懸城固く守て尙ほ落ちず前後左右に應接して非常の難場を切り抜くるは思慮周到なる婦人の力大なりと云ふ可し之を要するに政黨員の夫妻共に辛苦なりと云ふ中にも男子の方は自から活潑にして多少の快樂あるに反し婦人は單に苦勞の一方のみ此苦勞を厭はずして飽くまでも辛抱したるは唯良人の言を信じて開運の日を待つが故なり然るに今や黨員は宿昔青雲の志を達して立身出世の佳境に入たることなれば何は扱置き先づ糟糠の内君に向ひ多年の誠實厚情を謝して特に大に酬いる所のものなきを得ず若しも然らずして一時の得意に乗じ之を堂より下して顧みざるが如き不行跡もあらんには是れぞ所謂輕薄男子にして私に郷黨朋友の譏を招くのみならず天下公衆の厭ふ所と爲りて自然の結果、政争に身を容るゝの餘地を失ふことある可し殷鑑遠からず維新當時の磊落書生即ち今の所謂藩閥一流の貴顯輩を見よ戰亂の中に人と爲り無規律亂暴を以て天下を横行し明治革新の大業成るに及でも尙ほ自から改むるを知らず放奢姪逸、敢て肉慾に耽り内に

妾を飼ひ外に妓に戯れ文明社會にあるまじき多妻の醜を犯して愧づるを知らざる者多し此一點より見れば彼等は政治界の貴顯、人道界の下司下郎にして共に語るに足らざるのみか本人自己の利害に訴へても失ふ所少なしとせず例へば今度の政變に就ても藩閥政府の敗したるは由來久しく原因一ならずと雖も全國中斯くまでに同情を表する者少なきは藩閥人の放奢姪逸以て人心を失ふたるの證として見る可きものなり左れば之に代りたる新政府の人々も能く此邊に注意して他の覆轍に陥るなからんこと我輩の蔭ながら祈る所なり或は此人々とて必ずしも無垢ならず自から既往を顧みて自から満足するを得ざる人物もあらんれども我輩は其既往を問はず人の前非を改むるは接木の如し藁は何の木にても之に梅の芽を接て生長すれば梅の木として見る可し政黨員の既往の品行は果して何の木なりしや之を問はず唯今日前非を悔悟して清淨無垢の品行を接木し多年辛苦を共にしたる糟糠の内君を敬愛して齊家の實を全うすると共に外に對しては一國の長老たる身の重きを成して人に厭はるゝ勿らんこと我輩の勸告する所なり若しも然らずして文明の士人が支那流の豪傑を氣取り細行を顧みずして敢て姪逸を恣にすることもあらんには氣の毒ながら其事實に就て切論攻撃假す所なかる可し(明治三十一年七月八日)

雜説

明治三十一年

我輩は讀者と共に爰に明治三十一年の春を迎へたり扱本年の前途如何を想像するには自から昨年來の成行を回顧せ

ざるを得ず先づ商賣社會を眺むれば戰勝後の景氣は一時の夢にして貿易上には次第に輸入超過の勢を呈し資金缺乏事業不振の嘆聲次第に高く株式市場の如き甚だ沈衰の折柄政府の邊に突然金貨本位の説を生じて單に黃吻書生輩の議論と思ひの外、實業界に案外の賛成を得て一瀉千里の勢を以て議會を通過し去りたりとは只驚く可きのみ蓋し金貨案は實業界の救世主にして該案一決するときは國家の利害は兎も角も差當り株式の相場騰貴して世間の景氣を回復せしめ恰も黄金世界を見るに至ることならんとて他の甘言に乗せられて譯けもなく賛成したるものも多かりしことならん無智無學私利一偏の商人輩には無理もなき次第にして強ひて咎むるに足らずと雖も扱その結果は如何と云ふに救世主の功德毫も世を救はず世間の景氣は依然として株式の如き更に回復の色も見えざるのみか年末に掛けては不景氣の徵候いよゝ著るしく殊に近年來漸く發達の氣運に向ひたる紡績業の如き製品の賣行殆んど停止の有様なりとは畢竟金貨法のお蔭も少なからず此點よりすれば救世主寧ろ世を害したる跡を見るのみ昨年の商賣社會は凡そ右の次第にして殆んど不景氣の極に達したるが如くなれども本來株式の下落の如き單に一時の現象にして商賣全體の進歩には差したる關係あるに非ず喻へば嚴寒氷雪の後には自から春風春水の到來を見るが如く客冬來の不景氣恰も其極度に達したりとあれば早晚回陽の春に向ふこと自然の順序にこそあれば本年の商賣は年と共に新にして次第に回復の徵候を呈せざるを得ず疑もなき成行にして商賣の前途決して失望す可らず又政治界の有様は如何なりしやと云ふに政府の不統一は組織以來の宿病にして殆んど治療の術を得ず大隈伯の辭職の如き政府の本色より云へば寧ろ異分子を淘汰したるものにして其後の成行、或は多少見る可きものあらんと期したるに實際にはますゝ不統一の實を呈して一方には正々堂々議會の向背に拘はらず政府は斷然政府の所信を執て進行す可しとて公明正大の決心を示したる其一方には議會操縱の

爲めと稱し大臣の地位を餌として政黨を招かんとし或は金を議員の買収に散じ又は壯士を脅迫に用ふるなど殆んど口にす可らざる手段を公然行ふて毫も恥づる色なしと云ふ政府の不統一も茲に至て極れりと云ふ可し抑も今の日本國の政治は只對外の一事あるのみ目下の場合に處して如何にして國の體面を保ち如何にして國の利益を守る可きや當局者にして眞實國事に任ずるの精神ならんには只この一方に心身の全力を注ぎて尙ほ力の足らざるを恐るゝことならん議會操縦の小策などに心を砕く之餘裕はなき筈なり假りに小策の小目的を達して巧に議會を操縦し得たりとするも只是れ内の些末事にして外國に對しては一毫の重きを加ふるに非ず例へば日本の議會が滿場一致政府に賛成して當局者得意なりと云ふも外國人は痛痒相關せざるることならんれども若しも日本の海軍に一千噸の軍艦を増したりとあれば彼等の心には必ず之を記憶して自から國の重きを成さざるを得ず議會の操縦に千萬無量の苦心も外に對しては軍艦一千噸の重さにかかざるものと云ふ可し或は其操縦も容易に目的を達すれば尙ほ可なれども實際には全く齟齬して寸效も見ざりしに非ずや政府の不始末も茲に至りては最早や極度にして此上に不始末を極めんとするも得べからず既に自滅の運命に到着したるものなれば一陽來復と共に更に改造の新機運を見ることならんとて其改造は永陽を期したるに機運の到來甚だ速にして政府は議會の解散と共に春をも待たず自から解散して後の組織談も昨暮の中に略ぼ纏りたるよしなれば何れ今春匆々に發表することならん實際に如何なる政府を見るやは知る可らずと雖も内外目下の必要に迫られて改造したる政府にこそあれば思ふに其施政の趣も自から色を改めて世間の耳目を一新することならん事物自然の順序とは云ひながら其順序の推移案外迅速にして新年に兼ねて新政を迎へんとするは自から喜ぶ可きの現象と云はざるを得ず左れば客冬の社會は商賣と云ひ政治と云ひ窮年と共に窮態を極めて殆んど窮極に達したれども物窮して更に

通ずるは單に節序の變化のみならず社會の人事に於ても自から同様の順序を見るの常にして政治の如き早く既に回陽の端を開きたることなれば商賣上に一陽來復の期も決して遠きに非ざる可し爰に聊か前途の望を述べて讀者と共に取り敢へず新年を祝せんとするものなり（明治三十一年一月一日）

老偉人グラッドストーン

倫敦五月十九日發のロイテル特電は、オレドグラッド老偉人グラッドストーン翁の死を報ぜり翁は前年老衰の故を以て政界より退隱し學問文藝の餘事に閑日月を消する其間にも時としては活潑の政論を試みるなど元氣は相變らず盛なる様子なりしに生理上の定命は如何ともす可らず近來次第に衰弱して九十歳の高齡を以て天壽を全うしたり翁の經歷事業は婦人小兒も尙ほ記憶する所、所謂老偉人の名は翁の一生を語り盡して天下後世に傳ふ可し眞實世界の大人にして今更ら其功德を縷述するの必要はある可らず抑も翁の人と爲りを見れば氣品高尚然かも人を容るゝの雅量に富み加ふるに博學多才にして如何なる人物に接し如何なる問題に遭ふも應酬論辯敢て専門家に譲らずと云ふ其多藝多能の性質は自から世界に通じて人望を博するの原因たりしや疑ふ可らずと雖も殊に翁の本領として認む可きものは眼中たゞ國民を見て其他を知らざるの一事なり蓋し翁の所謂國民とは廣くアングロサクソン人種を意味して單に英國國民の利害を云ふものに非ず左れば英人は愛蘭人を排斥して其自治を肯んぜざるに反し翁の意見に於ては愛蘭人も等しくアングロサクソン人種なり苟めにも同人種を排斥するの理由はある可らずと一視同仁、畢生の事業として其自治を主張し老後病床、尙ほ且つ之を唱へて止まざりき又英米兩國人の互に相好からざるは立國の原因に由來して人情に免かれざる所な

れども翁は眞實米國人を友視して其利害を視ること自國の利害に殊ならず其發達の有様を聞く毎に衷心自から欣喜の情に堪へざりしと云ふ翁が米國の發達を喜びたるは即ちアングロサクソン人種の爲めに喜びたるものに外ならず故に翁の眼中に認めたる國民とは單にアングロサクソン人種を意味するが如くなれども更に一步を進めて其意味を解釋するときは翁の目的は文明進歩の一事に在りと云はざるを得ず如何となれば翁の所見を以てすれば世界の文明を進め人類の幸福を増すの大事業はアングロサクソン人の力に由ること最も大なりと認めて文明進歩の爲めに其人種の重きを歸したるものなればなり即ち翁の大目的は畢生の心力を擧て文明進歩の天職を盡さんとするの一事のみにして一身の得失權力の消長の如き既に其心を動かすに足らず況んや人爲の爵位階級に於てをや翁の一笑をも買ふに足らざることならん或は翁が華族に列せらるゝを肯んぜず生涯一個の市民に安んじたるを見て其高節清操を云々するものあれども翁の如きは殊更に榮爵を輕んじて自から高しとするものに非ず況して人爲の位爵を無上の榮譽として得々人に誇るが如き夢にだも其味を解せざることなる可し古今幾多の英雄豪傑、自家の理想に於ては區々たる一身一國の榮辱を外にし世界の人間として更に大に盡す可きの天職あるを知るものなきに非ずと雖も實際には俗界の俗情を脱する能はずして其理想の一分をも行ひ得たるものはある可らず古今一般の常態なるに翁の如きは今の世界に於ては獨立獨行自家の理想を實にして自から恥ぢざるものと云ふ可し單に一代の大政治家として國人の敬重を博するに足るのみならず眞實世界の大人として天下後世に傳ふ可きものなり(明治三十一年五月二十一日)

横田ノブの犯罪に就て

本年四月廿四日神田猿樂町木俣方に於て表面上の先夫事實上の現夫林源次郎に刃を當て僅の手傷を負はしめたる横田ノブは六月十五日東京地方裁判所に於て謀殺未遂の罪に問はれ輕懲役六年に處する旨宣告を受けたり果して同人の所業が謀殺未遂ならんか宣告の所刑は酌量減刑の極點に達したるものにて其情狀の憫諒すべき廉に富めるは裁判官の十分認めたる所にして同人も定めて情深き捌きに感泣し居るならんが或人の説によれば同人の所爲は謀殺にもあらず故殺にもあらず強ひて我刑法に當て彼めて論ずれば第三百廿條人の囑託を受けて自殺人の爲めに手を下したるものにして輕禁錮六ヶ月以上三年以下罰金十圓以上五十圓以下の範圍に照し處分すべき處未遂且情狀酌量すべき所あるを以て減じて拘留十日以下科料一圓五十錢以下に處するか或は同法第七十八條に據り罪を犯すとき知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざるものとして其罪を論ぜずして可なるべしと云ふ、其仔細は既に辯護士も述べたる通り一旦は源次郎を殺し己れも死なんと覺悟したりしかども其場に臨みて夫婦の愛情にひかれ決心を翻したる後、數時間を経過し寢物を語の内、兼て情死を勧め居たる源次郎が自分を殺して呉れよと言ひお前に殺されるれば本望なりと言ひたるに感じて同じく死を決し有り合はせたる小刀を示し尙ほ同人の指圖に従ひ咽喉部を刺しゝものにて前後の行爲に判然たる句切りあり謀殺の方は豫備丈にて消滅し兇行の瞬間に意を發し源次郎の爲めに自殺の手傳ひを爲さんとせし者なるのみならず小刀を把りたる後は頓と夢の如く前後を覺えざりしといふ事實さへあり決して謀殺を以て論すべきものにあらず尙ほ又人の性質により折々思想の權衡を失ひ我にもあらぬ舉動を爲すことあり一時の發狂とも言ふ可きものにして罪惡の名を付すべからざることあり例へば十丈二十丈の高所に登りて直下の地面を臨み見ればゾツとして何となく飛んで見たくなることあり往年米國シカゴにて一青年が其友人と共に十八階のホテルの窓より外面を臨みしに不圖妙な

氣になり其友達を抱へて外へ飛下りんとし大騒動を爲したることあり又世の常の婦人等が時に赤子の可愛さに堪まらずして其頬に噛みつき傷を負はしむることあるが如きも矢張り其一例にして心氣の昂ぶりし時激しく物に感じ飛んでもなき過を仕出かすは何人も免かれざる所況してノブの如きは非常に愛情の濃なる婦人にして不實なる源次郎の爲めに盡して到らざるなく女の身に在りては生命よりも大切なる黒髪を斷つも更に意とせざる程の性質なれば當夜久し振りにて源次郎に遇ひ不實を怨みたる男の口よりお前に殺されば本望なりといふ世にも愛情深き一言を聞き如何で精神の錯亂せざるを得んや悲歎信疑むらゝと起つて胸中度を失ふたる一刹那は佛に非ず魔に非ず無意無心に双物を弄して源次郎の言ふが儘に其咽喉に當てがひしものにて之を刑法第七十八條知覺精神の喪失云々に照すは最も適當の見解とす假りに一步を譲りて知覺ありとするも既に情死を申込み居りたる源次郎の爲めに最後の手助けを爲しゝもの過ぎず之を謀殺とするは甚だ酷なり云々、我輩は法律學者に非ざるを以て此論の當否は知る所にあらざれども本件の如きは事の原因全く男子に在るものにして女子の衷情唯憐む可きのみ如何に男尊女卑壓制非道の世の中とは云へ一旦懇望して娶りし妻を無法にも虐待して逐出したるのみならず終生變らずと誓ひし口の下より約束の證文を騙取らんとし尙ほ其生計をも失はしめんとするに止まらず現在己れが種を宿し居る女に向ひ詐て情死を勧め眼前に己が妻子を殺して己れ獨り免かれんとするが如き實に呆果てたる曲者にして鬼とも蛇とも名狀す可らず人にして人に非ず感情一偏より云へば其肉を啗はんと欲する者も世間に多かる可し女は之に反して飽迄家庭の教育を守り借老同穴の契約を重ねんじて幾多の辛酸を忍びに忍びたる末、却て無情男子に欺かれて誘殺の毒計に陥らんとし今は失望怨恨の情に堪へず半信半疑の間鬼に角に夫の口より發したる其言を實にして共に死なんことを決心したるものにして世間何れの所にか

此の如く憐むべきものあらんや之に對しては裁判官も檢察官も十分に刑法の解釋を廣くし私的心中には無罪放免の沙汰をこそ望みたることならん元來法律は死物なれば之に携はる人々は始終唯これを活潑に運用せん事を思はざる可らず法律の本案本元たる歐米文明國に在ては法律の制定、法律書の講義に當りてこそ秋毫を剖析する穿鑿論を闢はずなれ之を實際に應用するに至りては勉めて普通の人情に遠ざからざらんことを欲し強ひて法文に拘泥することなく又これを曲ぐることもなく不即不離の間に人民を満足せしむるの判決を下すの風なり一例を擧ぐれば一昨年中紐育に左の如き事件あり或製造所の支配人が其工場に通勤する女の書記に通じて末は夫婦の約束を取結び屢々出會する内に女が妊娠しけるにぞ其男は言を巧にして之を欺き密に醫師に頼みて墮胎せしめたり流産の餘病久しく病床に打臥しけるに男は薄情にも棄てゝ顧みず絶えて見舞の沙汰もなし女は獨り竊に之を怨み之を苦勞して病症次第に進みければ家人の心配一方ならず種々手を盡して看病の中不圖、病の原因を發見して其相手の男を探り得たるに豈料らんや同人は歴々の紳商にて家に妻もあり子もありと云ふ病人は初めて彼に欺かれたるを知り憤怒の情に堪へず病勢爲めに大に加はりて苦悶の中、實兄某に頼みて生前一度面會の事を情夫の方へ言送り數度の使往復の後澁々病床を訪づれしが更に優しき言葉もかけず瀕死の情人が涙と共に其薄情を責むれば猛々しくも空噓きて拙者と御身とは赤の他人なり左様な事は嘗て知らずと言ひ放ち其場を去らんとせしに此様子を物蔭にて聞き居たる實兄某は憤怒に堪へずピストルを提て躍り出で支配人某を射殺しけるが程なく病人の妹も死去したり此件の裁判中裁判官は非常の寛大を以て同人を遇し死妹の葬式には特に一日の保釋を許して歸宅會葬せしめ次いで辯護士の申立を採用して同人は時々精神を喪亡する性質ありとの故を以て奇麗に同人を放免せり其前後なりしが亦一時有名なりしはマリヤ パーベリと呼るゝ少女の殺人罪にて

是は夫婦約束して情を通ぜる男子の故なくして變心せしを怒り自から發砲して其男を殺したる者なりしが矢張り同様の申開まをひかによりて放免となりたり右等の人々が歸宅の當日は數千の市民は途に要して歡迎し且喝采して裁判の公平と本人等の無事を喜べり世人も知る如く米國には嚴重なる婚姻の法律ありて一旦夫婦の約を爲したる後男子が勝手に之を變改すれば早速裁判所に訴へ出で、相當の罰金を取立ることを得、日本など、違ひ婦人の爲めに枉屈を伸ぶる道は十分開け居る國柄なるにも關はず社會は尙ほ此種の行爲を賞して非義者を警むるの良法とし裁判官も法文に拘泥せずして民意を満足せしむるの判決を下し一世の道德を維持せんとす此の如くにして始めて死法も死法ならず活潑々地に生動して時世人情と相戻らず裁判の用全しといふべし、日本に於ては新民法に據るも夫婦の間他人に異ならず金錢上の損害を蒙るに非されば嘗て賠償を求むるの道はあらずといふ、本件の如きものに對して彌々活斷の必要な所以にして苟も常識を有する東京の人民は必ず其心中に林の不義を怒りノブの放免を望み居る可きは我輩の信じて疑はざる所なり

我輩の量見は以上の如くなれども世間法律一偏の論者は此説に服せず何處迄も本件を謀殺として重刑に問はざれば止まずと主張せんか我輩は更に一步を進めて法律の改正を希望せんとす之を公判の筆記に徵するも又之を宣告の文面に徵するも裁判官を始め辯護士迄十分其情の酌量すべきを認め居れるにも關はず刑法の不完全なるが爲めに減じて輕懲役六年以下に到るを得ず遺憾千萬なるの狀は推察に餘りあり畢竟此の如き行爲迄も尋常一様の暴擧と均しく謀殺の罪に問はざる可らざるの規定ありと信するに因るものにて其法文が今日の民心に適應せざるは異論なき所なるべし且つ夫れ夫婦たるものは相愛し相助けて一家を成すべき筈のものなるに強力の男子が柔弱の女子を壓制して無法の所

置を爲し昨日迄最愛の細君をば都合ありとて忽ち其家より放逐するのみならず、之が活計を奪ひて路頭に迷はしめんとするを以て足れりとせず欺いて之を自殺せしめたりと假定するも法律上之を罰するの道十分ならず偶々氣力ある女子が之に激して少しく疎暴の振舞すれば直ちに引執へて重刑に處す斯かる法律を以て果して人道に協ふものとするか無稽も亦甚だし將又今の時節一方に於ては頻りに婦人教育の復古を唱へて女大學、女今川流の仕つけを施しながら一方に於ては佛蘭西丸拔きの法律を制定して之を當て箴んとし世の婦女子をして適從する所に迷はしむるは最も不都合の甚だしきものなり試にノブの人と爲りを把て之を儒流じゆりゆうの尺度にて評定せんか貞婦とも烈女とも節婦とも義婦とも稱すべきものにして一旦嫁ぎし夫を守り、姑、小姑の意地悪るきをよく堪らへ、窮したる實家の親を養ふに必死を賭し、黒髪を斷て夫の心の直ならん事を祈り、其遂に改まらざるを知りて始めて夫を先立て自ら之に殉せんと覺悟し、豫め遺書を作りて從容亂れざる如きは品性の最も義烈最も高尚なる者に非ずや然るに唯その思ひを遂げざるに乘じ忽ち捕へられて謀殺の未遂といふ何ぞ夫れ殺風景の甚だしきや況して夫婦間の争鬭は多く之を公にせず亭主が棍棒を以て妻を毆打する如きは下等社會毎日の出來事なれども嘗て刑法に照らして毆打創傷、故殺未遂などに問はれたるものなく何れも警察限りにて穩に局を結ばしむるは近年の習慣にして情死の相手を殺し生残りたるものさへ三ヶ月位の禁錮にて濟みし例は少なからずと聞けば本件に限りて謀殺云々を主張するは全く以て其當を得たりといふべからず讀者は尙記憶すべし先年櫻田親義なる男が和蘭駐在公使として任所に在るや同國の一婦人と慇懃を通じ夫妻の契約を爲し婦人は指を屈して共に日本へ歸るの日を數へ居りしに豈料らんや同人には本國に定まれる妻ありて歸期の迫るに従ひさまざまのことを口實として約束の履行を拒みしかば婦人は一圖に無念と思ひ違約者たる櫻田を銃殺せり然るに其裁判を

聞けば婦人は恙なく放免を言渡され薄情男の櫻田は汚名を異國の土に留めたるよし當時米國の新聞紙は傳へて之を壯なりとし我米國の乙女等も斯る場合に臨みては決して和蘭人に劣る可らず卑劣敗徳の醜男子は容赦なく擊殺して婦人を誤まるの罪を鳴らすならんと言へり和蘭の裁判は如何なる法文に照して裁判したるを知らざれども既に人を殺したるものをも情に依りては放免するに日本の法律は僅に亭主を傷けたるもの迄重き刑罰に處するといふは一向釣合のとれぬ談にして内地雜居の曉和蘭人や米人の妻が同様の刑に處せらるゝ事もあらば口を極めて日本の法律を罵るなるべし我輩は素より本件を以て未了の公案とし控訴上告の間には未知の事實の發見せらるゝありて結局人情に合し天理に違はざる裁判のあらんことを信するものなれども窮屈拘泥を事とする法律論者に對しては豫め法文を改むるの必要を述べて注意を喚起さんと欲するものなり（明治三十一年六月十八日）

ノブの控訴に就て

謀殺未遂の廉を以て曩に輕懲役六年の刑を言渡されたる榎田ノブは其裁判を不當として控訴の手續きに及びたり此裁判の重きに失したるは既に我輩が去る十八日の紙上に論述したる如くにしてノブが之に服せず進んで控訴の手段を取りしは素より當然の事なり萬一ノブにして古風の躰しやを守り偏に柔順を旨として始審の判決に服したりとせんか輿論は必ず之に満足せず囂々として其失當を攻むるなる可し我輩は固より東京地方裁判所の判檢事が至公至平の精神を以て本件の擱きに從事したる事を確信するものにて其被告人の情狀を酌みて十分寛典の沙汰に及びたるの實は明に認むる所なりと雖も惜いかな裁判官も檢察官も只管法文に忠ならんことを求めて法律の精神を達するに違あらず行爲の外

觀に頓著して意思の働きに重きを置くことなく人を殺さんとするは即ち殺人の舉動なりと純粹簡單なる理窟を守り云はゞ法文に束縛せられて却て轉瞬の間に變化する人心の動機を看過し單に目に見えたる證據に拘泥して知らず／＼今回の如き判断を下したるものなる可く未だ以て法理情實を盡したる文明の裁判と言ふ可らず我輩の取らざる所なればノブが東京地方裁判所の判決に服せずして控訴したるこそ幸なれ控訴院の裁判官は一切先入の理窟を斥け十分其頭腦を空虚にして被告並に辯護士の陳述を聴き活潑自在に思慮を運らして俗に云ふ活きた裁斷を下し法理と情實と兩つながら全からしめて好例を後日に貽すことこそ願はしけれ尙ほ我輩が本件に就て官民の注意を喚起したきは外國裁判との釣合なり前日の文中にも記せる如く外國の裁判所は往々輿論の所在を酌み強ひて乾燥の法理を主張せず世間の希望を空うせずして剛柔其宜きを得たる所に歸せしむるの風なりと云ふ左れば今回ノブの一件をして歐米の文明世界に在らしめんか、無罪放免は無論の事にして萬一何かの間違にて之を輕懲役六年に處するが如きこともあらんには輿論は忽ち沸騰して演説新聞の攻撃甚だしく當局の裁判官をして辯解に窮するの境遇に陥らしむるや疑を容れず之に反して我日本國民の態度は如何、近年に至りて世間に女權論の聲なきに非ず女子教育の風を高尙にせんとて或は女學校を設け或は婦人會を催ほす等都鄙に其數少なからず近日は大阪邊に女子大學校を創立せんとの企もあるよし一見甚だ盛なるが如くなれども我輩は唯その會その學校の無能に驚くのみ抑も今の日本の女性を卑屈奴隸の塗炭に救ひ男子に對して同一様の地位に立たしめんとするには學校文學固より大切なりと雖も單に字を知り文を弄して能事終るに非ず萬卷の横文書を読み千冊の漢文を講ずるも其講論苟も實地に適用せられざるときは唯徒に空文に時を費すのみ況んや例の女大學流の女訓の如き女子の權力消長の爲め何等の實效を奏す可きや否な却て其卑屈心を助成せしむるに足る可きの

み左ればにや目下東京の裁判所には横田ノブの事件あり實に女性社會の大問題なるにも拘らず女子教育會の邊は寂として聲なし過日以來時事新報が率先して本件に喙を容れ婦人の爲めに冤を雪がんとするに際しても當局の婦女は勿論、平生女子問題に熱心なりと稱する團體又學校等より斯る實地問題に就ては何の音沙汰もなし唯奇なりと云ふ可し女子教育社會の風光左ばかり浮氣の沙汰ならんには最早や頼むに足らず爾後は一切の奔走盡力を思ひ止まり全國二千餘萬の女子は舊に依て男子の虐政に降伏し野蠻萬々歳を唱ふ可きのみ兎に角に本件の如き歐米文明國の法廷に於ては一も二もなく無罪を言渡さる可きものが日本の地方裁判所に於ては最も情を酌める判決を得るも尙ほ六年の懲役なりと云ふ餘り極端の相違にして常識を以てしては其理由を發見する能はず蓋し英米の裁判には陪審の制度ありて名望ある紳士數名をして裁判官の傍に參座せしめ被告人の供述と辯護士の辯論とを傍聽せしめて最終の判決を參座に一任するの慣行なれば情を察すること深くして憐む可き被告人は多く放免せらるゝの常なれども陪審の制なき日本に於ては裁判官の責任は特に重からざるを得ず現に本件の如き近來稀有の犯罪にして一種無類の事情に出づるものなるが故に我控訴院の裁判官は飽迄も法律を固守すると共に其身躬から陪審の心得を以て刑の適用を法律に照らす其以前に十分事情を酌み分けて嚴酷冷淡に失せざらんこと我輩の切に望む所なり今や我國の萬事萬物歩を世界の文明國と均うして都て平衡を得んとするの時に當り獨り人權の一條のみ甚だしき不釣合を免かれずして婦人を枉屈に泣かしむる如きは最も我輩の取らざる所にして本件の未だ落著せざるを機とし更に前日の言を反覆して官民の注意を乞はんとするものなり（明治三十一年六月二十三日）

漫 言

清麿朝臣の神託

昔々和氣清麿朝臣は宇佐八幡宮に參詣して例の金甌無缺の神託を蒙り時の朝廷に非望を抱きし逆臣共に鼻を明かせたる大々の功臣なるが如何なる故か此頃春の夜の夢まだ見果てぬ内に清麿朝臣の神靈歴々と枕邊に立ち給ひコヤ／＼と太く逞しき聲にて呼び給ひければ恐る／＼頭を擡げて御姿を見奉るに裝恰好最と嚴重にして聞きしに優る面魂、其昔滿廷の逆臣原を言懲したる程のことはありと思ふものから何故にや憂愁の雲、眉宇の間に變遷き物とはなく勝れさせ給はざる御有様、さて如何なる仔細ありて遙けき冥途より直々に御越しありしやと問へば神靈やをら眼を据ゑて申さく吾等昔は宇佐八幡の神託を蒙りたるが今は國家の大事と心得、吾等自身神託を授くるなり聞けば近頃吾等に正一位を贈り高雄山の墓前にて賑々敷祭典を執行するよし是れ何たる囈事ぞや吾等八幡の神託を受け金甌無缺皇統一系の大義を唱へて滿廷の迷夢を覺したるは聊か社稷の臣として肩身廣く思ふ所なり、なれども今は世の狀態太く變はりて昔と較ぶ可くもあらず吾等世に在りし頃は御國の規模未だ小さく金甌無缺を保證するを最第一の忠義となし朝廷にて聊か口元を尖らし相手の暴論を屈服すれば夫れにて事は済みたるなり、なれども今日は金甌無缺は事の小さなものにして進んで金甌擴張を計らざる可らず先年幸ひにして遼東を手に入れヤレ嬉しやと思ふ間もなく元々通り取返され只臺灣は御國の領土と爲りたれども是れ固より猫の額の如し言ふにも足らず目下の形勢上下心を協せ力を一にし只管金

廠擴張を計ることなか／＼に吾等の心を得たるものなれ然るに何たる事ぞ末世の者共己が小智小根を以て吾等遠大の心を付度し大事の前に祭騒動を爲して無事泰平を装ふとは實以て見下げ果てたる者共なり吾等固より祭典を受けるの権利はあれどもその金廠擴張、國威宣揚、財政整理、軍艦増製の目出度き春を待てゆる／＼受くるも遅からず今は只一心不亂に大事に注目して他意ある可らずと御聲彌が上に太く高く成増り心得たるかゆめ忘れそ汝、吾れに代りて此託宣を普く天下に披露し世間の迷夢を覺すこと吾が朝臣を覺したるが如くせよと言ふかと思れば此方の夢も名残なく覺めて今迄有りし御姿は搔消す如く失せにけり（明治三十一年四月三日）

註 和氣清磨の千年祭が京都護王神社に於て行はれたとき。（編者）

豊太閤記念祭

四月一日京都阿彌陀峰に豊太閤記念祭の幕明き引續て數十日間の大騒ぎと云ふ太閤様が無縁になつたから御墓を建て、遣ると云ふの知らぬが太閤様は決して無縁でない東山の高臺寺に御夫婦様の肖像もあり其境内には生前氣に入りの御茶屋もあり其外寶物什物チャンと揃ふてあるから決して無縁ではないが先年不圖したことで本堂が焼けて其まになつて居るから何は投置きこの大事な寺を再建して出來た曉には火の番の一人も増し坊主にも相應の手當を授けて二度と都合のないやうにするが本當だらう夫れに何ぞや村の祭禮相撲ぢやあんめい若い衆がワイ／＼云つて新に墓標——土俵が聞いて呆れらア何んの事アねい流行の如何さま物に目がくれて土藏の中にある金の茶釜を忘れたやうなものだ漫言子は少しも感服しないイヤ可笑しくて堪らない太閤様の身に成替つて考へて見なせい、こんな卑劣な小

刀細工の墓を建てられて是が記念ぢや難有いと草葉の蔭で悦びはしない癪にさはるツて腹を立てるに違ひない親玉の世に遣した記念は第一歴史と云ふものがあるソレカラ目に見える物の中で大きいものを云へば大阪の城だ、素敵滅法吾々共が今日見て驚くばかりか、外國人が一見しても先づ膽を潰すと云ふではないかソコデ以て今度建てたと云ふ其墓標の石と大阪の城の石と較べて見たい十分一はるか百分一も覺束ない提燈に釣鐘でなく茶店風鈴に知恩院の釣鐘だらう蚯蚓は己が身に應じてその穴を穿ると云ふワイ／＼連は自分達の寸法から割出して大きな墓標だと眺めて居るだらうが太閤様の目には小砂利のやうで見えもしなからう詰り親玉の面汚しと云ふより外に云ひやうがない墓標の大小論は先づ此くらゐにして扱又古人を祭るの要は其人の志を繼ぐに在りと聞いたことがあるがソコデ太閤様の志はどんなものであつたか考へて見なければならぬ親玉は信長に仕へて中國出師のときから大明征伐に志して居ていよ／＼日本六十四州を手のものにしてソレカラ直に初一念を貫かんと朝鮮に人數を出して夫れ是れする中に病の爲めに事を中止して果敢なく世を去られたではないか漫言子は今でも之を思出して胸一杯になる然るに今日の支那は如何だい、四百餘州開放し、切取り分取り勝手次第、無住の山寺に狐狸が暴ばれるやうで其事情は毎日時事新報の電報でも分る、若し萬一も太閤様が四月の御祭最中にニユウーと出て來て此電報を見たらば如何だらう物をも言はず即刻兵備の調査、軍艦の製造、軍略の研究、夜を日に繼いで寝る目も寝られず縦横無盡に奔走指揮する其處に阿彌陀峰にドンチャンお祭、ノンキに見物などして居る者があつたら親玉の劍幕は恐ろしからう火の玉のやうになつて——此不埒不所存め國家の大事を辨へぬ田分めと叱ることか叱るまいことか砂烟を立て、馬の蹄で群集を躡飛すに相違ないが死んだが佛、何も言はず草葉の蔭でさぞ／＼悔しく思ふて居られるだらう漫言子も實に泣きたくなりました（明治三十一年四月五日）

註 京都市で此四月一日より五月三十一日まで豊公三百年祭を執行し、全市を擧げてお祭騒ぎを演じた。(編者)

大聲の相談は止して貰ひませう

オイ兄貴この頃の風向は餘ッ程變挺になつて來たぢやねいか此間隣町の火事騒ぎに此方等ア逸早く駈付て汗水どころぢやねい一生懸命々掛でヤツトの事で消口を取て札を建てやうとした處へ縁もゆかりもねい外の奴等が二三人ヌツと出掛て來て此處へ札を建てられぢやあ少し此方の都合が悪いイヤ町内の折合に障るから其儘ソツト引揚てくれと云ふぢやねいか火事の最中にア懐手かなんかで高見の見物とすまし込みながら此方等の骨折で消口を取ると町内の折合に障るから引いてくれとはドダイ分らぬ話ぢやねいか彼の時にア腹が立てく堪らなかつたから一番奴等の横面張飛して遣らうと思つたんだが町内の折合と云ふ立派な申分だから蟲を殺して手を引いた處が今度の始末は何の事だ町内の折合だなど御大そうなことを抜かして人に手を引かせながら物の三日とたゝねいに此方等には一言の挨拶もなく勝手に消口の札を建てたとア丸で人を見縊た仕打ぢやねいか今度は一番アベコベに此方から故障を云つて遣つたらドウだロー「サー夫れもよからうが故障を云つた處で奴等がオイソレと引込めばいゝが入らぬお世話だお前達の知つたことかと空とほけて居やるときはドウするいよゝの覺悟が開きたい」「ソ一聞かれると少し困るがコー見縊られぢやいどうしても黙つて見て居られないぢやいねいか覺悟なんかア跡のことにして一番故障を云つて見よう故障を云つて見ていよゝとほけて居る時にヤ夫れまでの事サと熊公八公がヤツキと爲て慷慨論、壁に耳ある世の中に誰れ憚らぬ高調子、此方の魂膽掛引の内幕スツカリ先方の奴等の耳に入て始めから空鐵砲と分て居たならドンな怖しい權幕で

威張て見た處で一寸も效驗がなからう熊公八公の慷慨も無理ではないがこんな事の相談に明けつ放しの高調子はチト氣を付けて貰ひたい世間には對外硬だなど、騒ぎ立てゝ今度のやうな場合には外國に對して抗議を申込むのが外交の正則である假令ひ抗議を申込んだからと云つて戦争の覺悟は入らない決して怖いことはないと大聲に議論するものもある様子だがその對外硬の魂膽も大概かうだらうと外國人に感付かれたらば折角の抗議も何の役にも立たないだらう熊公八公の相談ならドウでも好いが自から國家を一身に背負て立て居る政客有志家の先生達がソんな頓馬な事をして日本人の智慧はこの位のものかなど外國人に笑はれるのは餘り讚めた話でもあるまいから銘々に有らん限りの智慧を絞り出して大に銘案を考ふるは差支ないが大聲の相談だけはドウか止して貰ひませう(明治三十一年四月二十日)

註 獨逸の膠州占領、露國の旅順占領に引續き、英國の威海衛租借事件に對し、民間の政客有志者は頻りに對外硬を唱へて政府の軟弱を攻撃した。(編者)

先生病後篇

本篇の概説 前記の如く先生は明治三十一年九月腦溢血の大患に罹り、病後は自から筆を執られなかつたが折り／＼編者に論旨を語つて説を草せしめられた。此篇に收むる明治三十二年より同三十四年中に至るまでの諸説はいづれも口授の文にして、尙ほ同年二月先生逝去後の説は生前の口授に係るものである。先生は三十一年大患の直前に「女大學評論」並に「新女大學」を著はされ、引續き「時事新報」の紙上に社會の風儀矯正に付き大に筆を揮はんとするの趣向であつたから、病後の諸論は自から此問題に關するものが多かつたけれども、政治外交經濟等の問題に就ても意見を述べられた。而して三十三年の暮頃よりは健康著しく回復せられたので、これから大に經濟論を論じようと意氣込んでゐられたところ、三十四年勿々病氣再發して逝去せられたのである。故に此篇は「先生病後篇」と題して三十二年以後のもの凡そ七十餘篇を一括記載することにした。○三十二年十月大隈を首班とせる憲政黨内閣崩壊し、同十一月山縣内閣が成立した。慶應義塾に於て編纂したる「修身要領」は三十三年二月十一日の紀元節に發表した。此年五月十日皇太子殿下御成婚の大禮が行はれ、其前日皇室より先生に五萬圓の下賜金があつた。此年五月清國に義和團の騒動起り、官兵匪賊相合して北清一帯の地に暴勢を逞うし、在北京の列國公使館は重圍の中に陥り形勢危急に瀕したので、列國艦隊は先づ太沽を攻撃してこれを陥れ、次いで陸兵を以て天津を占領したけれども、北京への通路は全く梗塞して、差向き優勢なる軍隊を北清に急派しなければ在北京の外國人を救ふことが出来ない形勢となつた。此時「時事新報」は世論に率先して極力我國の派兵を主張したが、政府は第五師團を動員し聯合軍の主力として八月十四日に北京救援の目的を達成した。これがいよいよ北清事件なるものであつた。山縣内閣は其九月辭職し十月に伊藤内閣が成立した。三十四年一月先生病氣再發し二月三日に逝去せられた。

政治外交

國法を厲行す可し

支那人の雜居問題は我輩の主張したる如く制限説に決し詳細の簡條を具へて近日發表す可しと云ふ就て我輩の更に望む所は内地雜居の支那人に對しては其種類の如何を問はず國法の規定を厲行して寸毫も假さざるの一事なり法律の厲行は敢て支那人に限る可きに非ず内外人孰れも同様なるは勿論なれども特に支那人に對して厲行の必要あるは彼の阿片に關する規定にして此一事は當局者に於て呉れ／＼も心掛く可き所なり阿片流毒の害は今更ら喋々を要せず文明諸國に於ても其吸食販賣に就ては自から取締の規定あることなれども其規定は一種の劇藥として危険を防ぐの目的に出でたるもの、如し然るに我國の刑法には阿片烟及び吸食器具の輸入製造販賣より其吸食者并に器具の所有受寄者に對して重輕罪の主刑に處するの場合を細に規定したるは單に劇藥の危険を防ぐの手段に止まらずして大に理由の存することなり抑も支那人が阿片烟を嗜好し外國より輸入して之を吸食するの習慣を成したる結果として一般の健康を害し風俗を紊るに至りし其害毒慘狀は多年來我國人の聞知して大に警しめたる所にして開國の當時外國と通商條約を締結するに際し第一に重きを置きたるは阿片の始末にして其輸入を嚴禁して國內に流毒の害を防ぎたり今の刑法の規定も素より此精神に出でたるものにして今日に至るまで日本人にして其毒に罹りしものなきは前後の當局者立法者の注意に歸せざるを得ず從來の事例に徴するに西洋人が條約の規定に背き阿片を輸入したるの沙汰は絶えて聞かざれども

支那人の烟毒は殆んど骨に徹して自から禁ずるを得ず上陸の際、窃に阿片を携帯して没收せられたるの沙汰は毎度のことにして従前その居留地に我法權の及ばざりし間は彼等の之を吸食したるものも多かりしと見え現に其家に入出入る我國の賤女子輩にも悪習慣に感染したるものなきに非ず以て害毒の恐る可きを見るに足れり左れば今回支那人の雜居に就ては假令制限の法を設くるも彼の阿片の悪習は寧ろ中等以上、生計の餘裕ある輩に一層深く行はるゝの常にして彼等がいよゝ内地に入込み廣く人民に接する場合には烟毒を感染せしむるの掛念は必然なれば其種類如何を問はず苟も支那人とあれば其取締を嚴重にし警察官の如きは終始その舉動に注目して晝夜目を放さず聊にても犯罪の形跡を認むるときは直に取押へて國法に處するの手續を怠る可らず支那人に限りて特に警察の注意を密にするは或は他に比して待遇を殊にするの嫌ありと云はんかなれども彼等の阿片を嗜むは殆んど一般の習慣にして警察の眼を以て見るときは孰れも犯罪の嫌疑者と認めて差支なき程の次第なれば特別の注意は自から止むを得ざるの處置なりとして扱犯罪の場合には刑に處するは無論なれども其刑期の滿ちたる後の處分は如何す可きやと云ふ普通の犯罪人ならんには相當の附加刑を課して止むことなれども是種の犯人は大に場合を殊にせざるを得ず阿片の嗜好は殆んど生命にも換へ難きものにして文明法律の制裁の如きは到底その嗜好を絶たしむるを得ず出獄の上は更に罪を犯すこと必然にして徒に彼等をして罪を重ねしむるのみか其間にますゝ悪習を感染せしむるの危険なきに非ざれば一たび刑に處したるものは刑期終て出獄すると同時に行政處分を以て直に本國に送還することゝ爲す可し我輩は敢て支那人を愛せざるに非ずと雖も之を愛する情に於ては俗に云ふ吾子の可愛さに比するを得ず我國には自から四千餘萬の國民あり古來清潔無垢の人民なるに支那人雜居の爲めに阿片の害毒を國中に感染せしめて同胞の兄弟を賊するは斷じて傍觀するを得ず支

那人に對して愛情を忍ばざる可らざる所なり思ふに阿片に關するの取締を嚴にして其害毒を防ぐの一事は凡そ日本人民として何人も異議を唱ふるものある可らず然かも其事たる單に既定の國法を履行するまでにして毫も怪しむに足らず我輩は政府が支那人雜居の規定を設くるに當り害毒防遏の手段を講じて國民保護の道を全うせんこと切望に堪へざるなり（明治三十二年七月二十日）

爵位の利用

獨立自尊の心を以てすれば位階爵祿總て是れ浮雲の如し強ひて人間の階級を區別して何位と云ひ何爵と云ひ人爲の名稱を附するは恰も犬に首環を嵌め猿に衣裳を著せしむると一般の兒戯にして我輩に於ては全く無用と認むるものなれども滔々たる凡俗社會には虚榮虚飾以て人心の弱點に投ずるも亦自から經世の一手段にして人爲の爵位も一概に排斥す可らず喻へば今の法律に人を殺傷すれば云々、物を盜めば云々、詐欺脅迫を行へば云々と細に刑罰の個條を規定するが如き我輩の一身よりすれば誠に無益の沙汰なりと思へども如何せん世の中には殺人強盜詐欺等の罪惡も甚だ少なからずして社會の治安を保つ爲めには刑法の規定も決して缺く可らざるが如し左れば彼の爵位の如きも世間俗輩の煩惱心を満足せしむるには自から必要なりとして之を存するも差支なきのみならず我輩は更に一步を進めて大に之を利用し其效能を收めんことを希望するものなり本來爵位の制は功勞あるものに榮譽の特典を與へて一般に之を獎勵するの目的に出でたるものに外ならざれども今日の實際に於ては是種の特典に預るものは政府部内の輩に限られて其範圍甚だ狭く世間一般より見れば爵位は恰も政府人の專有に歸するものゝ如し往時政府の基礎尙ほ固からずして權力

の及ぶ所、廣からず門外一步は恰も敵國にして政府國と人民國と對峙の姿を成したる時代には特に左右前後接近の輩に厚うして専ら部内の人心を固結せしむるに勉めたるも無理もなき次第にして爵位の授與の如きも自から政府自衛の政略より割出したることならんれども今や時勢一變して政府が年來の讐敵と認めたる政黨員の輩さへも門戸を開放し出入交際を自由ならしむるに至りし程なれば況して一般人民に對しては固より恩讐の念ある可きに非ず日本國の繁榮發達を謀らんとするには眼界を闊くして平等一様に國中を見渡し苟も其繁榮發達の爲めに功勞ありと認むるものは其何人たるを問はず榮譽の特典を與へて之を奨勵すること肝要なる可し即ち從來政府人の專有したる榮譽を一般人に分與し大に其效能を收むるものにして爵位本來の目的も此邊に存することなれば當局者に於て篤と考ふ可き所なり目下立國の爲めに必要なものを計ふれば軍事なり教育なり各種の技術なり一にして足らざれども第一の必要物は金にして此一事は何人も疑問を挾まざる所なる可し而して其金を蓄ふるものは即ち富豪金滿家の輩にして或は其輩の平生を見れば只管集むるのみにして之を散ずるには甚だ吝なるが如くなれども其金は即ち日本國の金にして國に是種の富豪あるときは國民一般に外に對して自から心強きのみならず一旦危急の場合に際すれば自から之を利用するの道なきに非ず富豪家の國の爲めに必要にして又その功勞の没す可らざる所以なれば差當り相應の榮譽を授けて之を優待するは至當の事なる可し富豪の輩が家に幾百千萬の金を積み自から奉ずること甚だ厚くして平生の衣食住に贅澤を極むるも其贅澤には自から限りあり何千坪の大廈高樓も自から坐を占むる所は疊半疊に過ぎず食前方丈山海の珍味を列ぬるも口に入るものは纔に一人前のみ又衣服とても同様にして肉體の愉快は案外、小にして到底満足する能はざるが故に自から心は無形の榮譽に轉ぜざるを得ず無形の榮譽は甚だ多くして多々限りある可らずと雖も此輩の身として考ふ

るときは爵位の如きは此上もなき榮譽の物にして之を求むるの情必ず切なることならん然るに今日の社會には政府の部外に其榮譽を得るものは甚だ稀れにして或は一二屈指の富豪家の如き偶まに爵位を有するものなきに非ざれども其爵は男爵ぐらゐの邊にして位階の如きは書生上りの官吏と伯仲の間に在るのみ日本國の富豪家を以てして纔に貧乏華族の末班に列するか漸く書生の仲間入りするに過ぎずと云ふ當人の内心に於ては決して難有く思はざるのみか寧ろ侮辱を加へられたるの心地こそすることならん斯くの如きは折角榮譽の特典を與へながら却て人氣を損ずるものにして本來の目的に背かざるを得ず我輩の斷じて取らざる所なれば既に爵位の制を存する以上は勉めて之を利用し富豪金滿家の輩には思ひ切て顯爵高位の榮譽を授け大に優待して其歡心を收む可きものなり斯くて爵位の授與は功勞に對するの恩典に外ならざれども之を受けたるものが其恩典の優渥なるに感泣し更に報恩の誠を致す所あらんとて金圓の獻納を申出づることあらんか決して其願意を無にせずして之を容るす可きのみ目下國事の經營は甚だ多端にして實際の緊急事も費用の一點に就て不如意を感じるもの少なからず例へば軍艦製造費の如き又外交上の機密費實際費の如き今日の財政にては何分にも其出處を得ざるに苦しみつゝある次第なるに今この種の獻金は其性質として國庫に收納す可きものに非ず其使用法は甚だ自由にして如何なる使途に費すも差支なきことなれば之を製艦費に充て、假りに戰艦一隻を造るも國力上には非常の重味を加ふることならん又之を外交上に使用するときは外交官として充分に手腕を振らしむる其效能は甚だ大なる可し其他學問技藝の奨勵又は博愛慈善の事等施設を要するものにして足らず是種の獻金は多々ます、收納して其費用に充つ可きのみ前年海防費の獻金者に其金額に應じて位階を與へたるに付き多少の物議もありたれども今度は反對にして爵位を受けたるものが其恩典に感泣し隨意に獻金を申出づれば之を許すまでのこ

とにして何れの點より見るも非難はある可らず爵位の特典を政府部内の輩に限らずして廣く世間に及ぼし人心を獎勵するの必要は無論なれども差當り富豪金満家の輩に之を授けます／＼國の用を爲さしむるは經世家の考ふ可き所なれ我輩は政府に向て爵位の利用を勸告するものなり（明治三十三年三月二十四日）

政界の動搖其原因何くに在るや

山縣總理辭職の意を催はして政界動搖の兆ありとは昨今世上に傳ふる所なり我輩は内實の消息如何を知らざれども本來山縣が一昨年憲政黨内閣瓦解の後を承けて現政府を組織したるは敢て自から恃む所のものありしに非ず只時の事情その儘に黙視し難く挺身敢て難局に投じたるものにして所謂寸前闇黒云々とは單に一時の申譯けに非ず實際當人の胸中にも是れと定まりたる成算はなかりしことならん一身國の爲めにする其苦衷は我輩に於ても窺に諒する所なりしに就職後の成行を見れば諺に案するより産むが易きの喩に漏れず前來の政府が議會との折合を得ずして數年間滯滞に滯滞したる國務も漸く疏通の道を開き兎に角に議會に多數を制して凡そ二箇年を経過したるは國會開設後の政府には稀れに見る所にして先づ以て大出來と云はざるを得ず或は其施政の節目に就ては人々の所見自から異にして賛成するものあれば反對するものあり我輩とても一々これに感服するものに非ず否な大に不服の箇條も少なからずと雖も今日の政界に於ては何人が其局に當るも滿天下一人の不平者もなからしめんとするは到底望む可きに非ざれば其當局者が相變らず元老輩の中より出づることならんには甲乙丙丁誰れ彼れに論なく孰れも大同小異にして別に著しき相違はある可らず左れば我輩に於ては政府が變るも變らざるも總て頓著せざるものなれども今山縣が差當り辭職の意を催はし

たりと云ふ其原因は何くに在るやと云ふに或は自由黨の要求に對し若しも之を容れんとすれば政府は根柢よりして組織を一變せざるを得ず容れざれば忽ち其反抗を買ふて次期の議會の困難を招く可し進退維れ谷まりて一身を潔うするの覺悟に出でたるものならんなど想像の説もあれども是れは表面の觀察にして事の真相を穿ちたるものに非ず自由黨の要求も一應無理ならぬ申條なれども當局者と爲り今の政府を其儘にしなから二三の閣員を動かして黨員を迎へんとするが如き出來ることか出來ざることか要求者自身に於ても大抵推知するに難からざる所なる可し故に其要求は恰も政府全體の更迭を促すものにして自由黨の一手にて其後を引受くるの覺悟あらんには兎も角も若しも然らざるに於ては到底行ふ可らざるの注文と云はざるを得ず然るに山縣が黨の要求に對して斷然拒絕の言を爲さず又政黨の輩も恰も知らざる顔して要求を云々する所以のものは畢竟當局者の内心に自から辭職の意あるを證するものにして其決心は決して要求の爲めに發したるに非ざるは明白なり我輩の推察を以てすれば其原因は外に在らずして自から内に存するを認むるものなり思ふに現當局者の出身は前記の如き次第にして自から好んで出でたるに非ずと雖も爾來の成行は案外平易にして今日まで維持し來りたることなれば若しも他に之を妨ぐるものなく又これに代はらんとするものもなきに於ては是れまでの行掛りとして自から地位に留まるの外なかる可し自由黨の要求ありと云ふも議會の開期には尙ほ半箇年の猶豫あり或は其要求いよ／＼切迫して結局破談と爲るも政府には尙ほ議會を解散して自から所見を斷行するの餘地なきに非ず當局者に留任の覺悟あらんには必ずしも目下に事を決するの必要を見ざれども爰に最も困難なる一事は明治政府多年來の宿弊なる内部の事情にして即ち局外元老輩の岡燒運動なり我輩は敢て明白に其運動の事實を認めたるに非ざれども今日の如く政治の外に餘念なき元老の輩が社會に生存して政界の邊に出沒する限り其煩惱心は容易

に消滅す可きに非ず或は自から失策して政局より身を退きたる當座は今後は一切、他人の事に喙を容れずなどして坐禪三昧、恰も清僧に爲り済ましたる體にて暫時の間は幸防すれども一年經ち二年經ては野心再發勃々自から禁ず可らず是に於てか徐ろ／＼種々の運動を始むる其中にも本來政界の長老々功を以て自から任ずる人々の事なれば其眼を以て當局者の動作を見るときは一として感服するを得ざるのみか實際には齒痒きことも多々にして殆んど堪へ難き思もあるが故に或は他人に向ても當局者を非難するが如き口氣を漏らすこともあらん或は時としては俗に云ふ謎語を掛くるの口調にて當局者の耳を痛ましむることもある可し當局者に於ては左なきだに漸く政局に倦むの心を生じたる折柄、直接間接刺すが如く衝くが如き讒訴を耳にしてはいよ／＼倦厭の情を催ほして遂には辭職の決心にも至らざるを得ず我輩は今回に限りて特に是種の事情ありと云ふに非ず從來政府の變局は大抵かゝる意味合より來るものにして明治政府の宿弊にこそあれば山縣辭職云々の評判果して事實ならんには其原因は凡そ此邊に在りと診察して實際に甚だしき間違なきを信するものなり

右の想像にして凡そ間違なからんには我輩は當局及び局外の元老に向て敢て一言の忠告を呈せざるを得ず局外の元老して再度の勤に意あらんには蓋ぞ直に起て政府を引受けざる現當局者は既に政局に倦みたる身なれば若しも他の元老輩にして政府を引受くるの覺悟ありとすれば喜んで之を引渡すことならん我輩は餘所ながら其意中を代言して敢て誤らざるを信するものなれども傍より散々の忌味を並べながら當局者に於て左らばいよ／＼お引渡し申さんとあれば忽ち身を轉かして責任を避けんとするが如き卑怯の甚だしきものと云ふ可し熟ら／＼事の成行を察するに右の如き始末にて當局者も遂に堪へ切れずして斷然地位を投出すに至るときは例の如く老人の會議など催ほしたる末、表面に

は止むを得ず忌や／＼ながら引受くる風にして政府の地位は本望通り局外元老の手に落つることならんなれども其輩とても遠く局外より眺め居たる間は種々の明案も浮びこそすれ一朝自から當局の身と爲れば折角の明案も案に相違して却て前者に劣るの失態を演ずるは多年來幾回も繰返し又繰返したる歴史にして前途の始末は甚だ明白なることなれば今度と云ふ今度は當局者も局外者もいよ／＼思ひ切りて互に申合せの上、今後は一切政治の事に喙を容れざることを誓ひ潔く政府の地位を後進若手の人物に譲渡しては如何、之を若手に譲渡したる處にて斷じて心配なきは我輩の保證する所なれば其輩に於ても爰に心事を一決し老餘の一身を政治以外の國事に捧げて眞實國の元老たるの名實を全うするの覺悟はなきか我輩の敢て忠告する所なり（明治三十三年六月二日）

元老既に老いたり

宜しく區々たる功名を斷念して政治以外の國事に盡力す可しとは我輩の勸告したる所にして今回の事實に徴するもいよ／＼其言の適切なるを知る可し抑も山縣總理は何故に辭職の意を催ほしたるやと云ふに内には局外元老の思惑あり外には政黨の要求あり内外の事情甚だ面倒なるものあらんかなれども内部の魂膽は毎度の事にして敢て珍らしからず政黨の要求も提携の當初よりして知れ切たることなれば若しも今更ら其面倒に堪へずとならば潔よく思ひ切て自から地位を去るの外なきに適當の後任者あらば云々とて其決斷に躊躇する所以のものは敢て未練の情あるが爲めには非ざるも蓋し當人の考にては假令ひ職を辭するに就ても其後は成る可く近縁の者に譲り恰も家作を居抜の儘に後の主人に譲渡して身廻りの道具の排置までも變更なからんことを祈るものならんなれども政府の變動に斯る注文は果して行

はる可きや否や又その繼續者として世間に目せらるゝ伊藤侯の如き此際果して起つや起たざるやは當人の方寸に存することなれば之を別問題として窃に其心事を推測するに自由黨は遂に全黨を擧て乃公の旗下に來れり今後は進歩黨員も來る可し帝國黨員も來る可し假令ひ今日に起たざるも各黨派を打て一丸と爲し新に一大新政黨を組織して正々堂々政局の上に立つの機會は決して遠きに非ずなど大得意なるやも知る可らずと雖も自由黨今回の舉動は云はゞ其日の出來心にして恰も持つた盃の遣り處に窮し差當り手近の客に指したるに異ならず此一事を以て政界の大勢を卜するが如き大間違ひの沙汰にして若しも斯る心構にて何か大に期する所もあらんには其目算は向ふよりして外れざるを得ず我輩の確に斷言する所なり畢竟元老の輩が漫に自から重んずること甚だしくして進退去就共に頗る乙甲なるは取りも直さず其一身次第に老し去り漸く身輕の運動に不自由を感じるに至りしが爲めにして或は當人等に於ては以て元老たるの貫目を重くするに足る可しと心得ることならんかなれども世間より之を見るときは其身の老境に瀕すると共にますます運動の遲鈍なるを認むるのみ本來政府の局面の如き如何様に變化するも日本國は之が爲めに苟めにも動搖す可きに非ず何人が局に當るも永くも兩三年にして變動を免かれざる其政府の更迭を斯くまでも持ち扱ふとあれば寧ろ斷然思ひ切て後進身輕の政客輩に讓渡しては如何、今の元老の人々も定めて記憶することならん王政維新の當初に伏見の戰爭は如何にして決斷したるか又廢藩置縣の一擧は如何にして斷行したるか當年に在ては斯る大事件も立談の間に即決したるものが今日は政府當局の更迭にも互に氣兼苦勞して空しく時日を費すと云ふ以て其意氣の衰へたるを見る可し心身の老衰は人間生理の然らしむる所にして如何とす可らずと雖も世界進歩の大勢は甚だ急にして内外の多事多忙日も亦足らざる此の世の中に凡そ一兩年の間には免かる可らざる政府の更迭に毎々かゝる手数を要するとは甚だ堪

へ難き次第にして國民の迷惑この上なきことなれば其人々も好き加減に分別して後進に護るこそ得策なる可し徳川政府が政權を返上するや其當局者に於ては假令ひ薩長の浪士共が新政府を造るも之を維持することは到底覺束なかる可しとて心の中には輕蔑したるよしなりしに實際に維新政府の著々成功したるを見ては徳川の當局者も窃に驚きたることならん今日元老の輩が發心して日本の政界を後進生に引續ぐも斷じて心配なきは自家の經歷に徴して明白なるのみならず徳川の政權返上は當時の浪士輩より迫まられて餘儀なき結果に出でたるものなれども今回は然らず此方より進んで引渡すことなれば其人々は政界より退くも其身は依然たる國の元老にして永く社會に榮譽の地位を保つを得べし若しも然らずして今日の如く政界に戀々して自から老後の計を爲さざるに於ては其身の老衰と共に次第に聲望を失ふて早晚秋風落日の末路を見るに至る可し其人々の爲めに窃に取らざる所なり（明治三十三年六月七日）

政府に責任あり

今回清國事件の破裂は支那人が排外思想を事實に現はし一意外國人を排斥せんとしたるが爲めにして其舉動には絶えて條理の認む可きものなし或は近來外國の爲めに恰も土地を割かれ又は外教の徒が外國の保護を頼みとして不順の行爲を敢てするが如き支那人の身として考ふれば不平に堪へざることならん憤慨の餘り一時に破裂したるも強ち無理なきに似たれども支那の國勢が今日の如く萎靡不振の有様を呈したるは自から原因の存することにして其原因を究めずして單に事の結果を憤慨するも致方なかる可し若しも彼等にして外國の所爲を憤り國力を賭して敢て決戦するの覺悟ならんには正々堂々大に戦ふ可し勝敗は兎も角もとして自から條理の見る可きものありと雖も彼等の爲す所は則

ち然らず暴力を以て所在に外人を殺害し外教徒を虐殺して自から快しとするのみならず苟めにも政府の官兵が各國皇帝の代表者たる公使を其公使館に圍みて日夜砲撃し館中に在る幾百の老若男女を併せて之を掩殺せんとしつゝあるが如き其暴虐無道何とも名狀するを得ず或は支那人の中にも多少は事理を解し其暴擧の國の爲めに容易ならざる結果を來す可きを認むるものもあらんなれども多勢に無勢如何ともす可らず官民共に相率ゐて排外一偏に馳せ只眼前に外人を殺して自から得々たるこそ氣の毒の至りなれ我輩は隣國の此有様を見るに就ても窃に我國の好運を祝せざるを得ず王政維新前攘夷論勃興當時の日本を眺むれば其亂暴狼藉一方ならず外國人を殺害し外國船を砲撃する等の暴擧にも及びたりしかども幸にして國內の秩序は支那の如くに紊亂せず徳川政府の紀綱衰へたりと云ふと雖も外國人の生命を保護する爲めには充分の責任を盡くしたりき彼の米國公使館の書記官が赤羽橋の近傍にて浪士の爲めに殺害せられたるときの如き各國公使は日本政府は最早や信を置くに足らず自國人の生命は自國の力を以て保護せざる可らずとて國旗を捲て横濱に引揚げんとしたるに被害の局に當りし米國公使は異議を唱へ日本政府に毫も他志なきは余の飽く迄も諒する所なり浪士の亂暴の如き外國にも其例なきに非ず江戸に身を置くの安全なるは紐育中に居るに異ならずとて退去を肯んぜざりしと云ふ目下に於ける北京の情態とは自から別なるを見る可し即ち日本人の支那人と異なる所以にして殊に三十年來の改進黨は文明國の仲間に入るも恥かしからざるの實力を顯はし現に列國と事を共にして支那人の狂暴を懲らす迄に至りしは其進歩の速なる驚くに堪へたり大に誇る可き所なれども當時の有様を回顧すれば實に危険至極にして其際もしも一步を誤りたらんには如何なる成行も圖る可らず今より考ふるも冷汗の滴るを覺えざる程の次第にして親しく其事情を経験したる人々に於ては非常に痛心したることならん我輩は今昔を比較して當時の日本が幸に

今日の支那たらざりしを喜び國の爲めに我進歩の速なりしを祝するものなるに然るに世間に於ては今回の事件を見て或は支那人の擧動に同情を寄せ外國人の不法を云々して我國の出兵さへも中心には之を快からずとするのみならず支那兵決して侮る可らず今度こそは流石の文明軍も持餘すことならんとて恰も清國最後の勝利を期するものあるが如し彼國の情態を眺むれば實に憐れむ可きものあり今回の事たる只管外人を排斥せんとする單純の思想に出でたる暴擧にして我國既往の事實に思ひ較べても其これを憐れむの情は一層深からざるを得ずと雖も我輩の彼を憐れむは只その無智無謀の愚を憐むのみ或は目下の有様より見れば今度の騒亂は殆んど支那全國に及ばんとするの勢にして其始末に就ては外國人に於ても大に困難することならん事の容易ならざるは勿論なりと雖も憐れむ可し無智無謀の支那人が自から力を量らず漫に暴擧を逞うしたる其結果は自身の頭上に落ち來ること必然にして或は時宜に由りては全く立國の根柢を失ふに至るやも圖る可らず自業自得にして最後の結局は甚だ明白なるに拘はらず單に目前の得喪に迷ふて支那人の勝利を云々するが如き畢竟世界の大勢、事物の數理を解せざるものにして此輩の如き一步を進むれば外人排斥を唱へんとするものなり否な其頭腦は全く排外思想を以て充されたる者なり支那人に比して孰れか兄、孰れか弟、容易に判斷す可らず其無智無識只驚く可きのみ我輩は敢て此種の輩を相手にして争はんとするものに非ざれども抑も今の世間に斯る一種の思想の發生したる其原因は何くに在りやと尋ねれば爰に聊か事の次第を明かにして政府當局者の注意を促すの必要あるを認めざるを得ず王政維新以來政府は専ら改進黨の主義を斷行して其勇氣大に見る可きものあり日本社會に充滿したる排外攘夷の空氣を一掃し固陋輩を一隅に屏息せしめ所謂開國進取の國是を確立せしは我輩の窃に驚嘆したる所なりしに明治十四五年の頃、當局者の態度頓に一變して熱心に儒教主義を獎勵し全國官公立の學校に

ては遽に老儒碩學の徒を聘して經書を講ぜしめ甚だしきは開港場の商業學校に洋書の教授を許さざる等、あらゆる手段を盡くして西洋文明の主義を排斥したる其目的は何の爲めなりしや局外者の解せざる所なれども教育の力は恐る可きものにして其後當局者が尙に一時の思違を悟りたる頃には漢學再興の氣風の爲めに養はれたる國中の青年は正に成長して社會に頭角を現はし排外思想の復活を致して政治上に漸く困難を感ずるに至りしは當局者の現に經驗したる所にして其餘毒は官民の間に浸染して容易に撲滅す可らず當局者も今と爲りては教育の効果の餘り著しきに驚きつゝあることならん今回の聯合運動に就ては政府に於ても苦心慘憺、四方八方に心を配り時としては無用と思はるゝ點にまでも注意するは目下の場合に處し専ら國利を全うせんとするの精神に外ならざる可し我輩の飽くまでも諒する所なれども政府が一方には斯くまでも外交上に心を用ふるに拘はらず一方に新聞紙などの調子を見ればおのゝ趣を異にする中にも外交上より見れば明に自國の不利と爲る可き言論を恣にして得々たるものなきに非ず區々たる新聞紙の言論、意に介するに足らずと雖も其言論は取りも直さず國中の一部には斯る思想の行はるゝを證するものにして當局者に於ては之が爲めに少なからぬ迷惑を感ぜざるを得ざる可し今日までは聯合軍の目的只管北京を救ふに在りて列國の利害も著しき相違を見されども今後外交の關係ますます錯雜を催ほすに至るときは當局者は恰も内外の間に板挟みと爲りて獨り自から苦悶するの窮態に陥ることもある可し内地雜居の實施に付當局者の大に掛念したるは國中に排外の氣風を存するの一事にして政府が殊更に官公立學校に訓示する所ありしを見ても其苦心の在る所を知る可し況んや今回の如き重大事に際してはますます不如意を感じつゝあることならん我輩の餘所ながら察する所なれども事の原因を尋ねれば即ち政府が十四五年の頃、頻りに古主義を獎勵し隨て國中に排外の氣風を再燃せしめたる其結果に外ならず思

ふに今の政府の當局者中には當時自から其事を主唱したるか或は之に賛成したるものなきに非ざる可し自業自得とは申しながら今日に至りていよゝ其失策に心付きたらんには國の爲めに自から之に處する的手段なきを得ざる可し我輩は當局者の責任の甚だ輕からざるを認むるものなり(明治三十三年八月四日)

ビヤヅリー氏歡迎會に於ける演說

左の一篇は昨日上野精養軒に於て催されしビヤヅリー氏歡迎會の席上に令息一太郎氏の朗讀せられたる福澤先生演說の原文にして先生の談話によりて起草せしものなり初め歡迎會發起の人々より此催しある旨を先生に告ぐるや先生は大に其趣意を賛成して自から同會に出席を欲せられたれども大患の後健康未だ舊に復せず起居動作に不自由の事共ありて未だ斯る式場へ列せらるゝの場合に至らず責めては思ふ所を衆人の前に述べて祝意を表せんとて其要領を語りて記者に筆記を命ぜられたり依て直に執筆の上再三先生の前に朗讀し其指摘せらるゝまゝに訂正を加へしものなれば大體の上に於て先生の意に違はざるは記者の保證する所なれども言々句々先生の胸中を寫し出して紙上に躍如たらしむる能はざるは深く遺憾とする所なり

來賓及び來會の諸君

今日此處に米國の珍客ビヤヅリー少將並に夫人を招待して歡迎會を開くは小生の最も愉快とする所なり然るに先頃大患に罹り健康未だ舊に復せず何分にも出席を能くせざるは甚だ残念の次第なり依て聊か心に思ふ所を記して席上に朗讀を乞ひ以て祝意を表せんとす失禮の尤めを蒙むるなくんば幸甚だし扱回顧すれば四十七年前コムモデルベルリ

が艦隊を率ゐて相州浦賀に渡來せし其時の日本は儼然たる封建政治の世の中に於て小生の如きは江戸を距ること三百里豊前國中津奥平家の藩士十八歳の少年なりしを以て無論其事に何の關係もなく唯遙に風聞を聽て漠然たる想像を心に畫きたるのみ肝腎の浦賀さへ何の邊やら慥には知らざりし位の事なり尤も其以前より所謂黒船が日本近海に出沒するの風説ありて世界の形勢に暗き日本人は外國人と云へば孰れも皆我國土に垂涎するものと考へ切齒扼腕夷狄攘ふ可しと叫ぶもの多く開國通商などは夢にも思はざりしことゝて米艦渡來の飛報江戸の藩邸より中津に傳へられし時は一同其結果を戦争と察し急飛脚の到着する度に江戸は定めて大騒動ならん戦争は何時始まるやなど頻りに尋ね問へども其實際は案に相違して一向に血腥き報知なく米國使節は幕吏に面會して國書を呈したるまゝ艦隊を引率して何れへか立去りたりと云ふ其去りしは吉か凶か全く米國に還りしものか又は途中まで引上げて戦争の支度をするものか頓と分らず不思議なことゝ思ふ内翌年正月又もやペルリが多數の軍艦を引連れて神奈川沖に來りしと云ふ噂あり今度こそいよゝ難かしき談判を試みるに相違なし幕府も中々氣強ければ多分其要求をば拒絶するならん左すれば結局戦争の外なし今に我々も驅り出されて米人と闘ふことゝなるやも知れずなど想像を逞くして獨り自から恐懼しつゝ段々江戸の便りを聞けば相替らず平穩にして少しも戦争となる模様なくペルリは幕府と開港を約して本國へ向け出帆したりと云ふ想像の中らざりしは却て嬉しかりしも其事の意外なるに疑國はいよゝ加はらざるを得ず此頃より日本國中一般に國防の説盛んにして翻譯書によりて西洋の砲術を修め或は直に和蘭の原書を読み其技を學ぶもの漸く増加せり小生は敢て砲術を學ぶの意もなかりしが人の難しとする所を好んで爲さんとするの性質にて不圖蘭書を読む氣になり恰もペルリが横濱にて談判の最中郷里を出で、長崎に赴き初めて蘭文のいろはを習ひ程なく又大阪に上り當時唯一の蘭

學者たりし緒方先生の塾に入りて一心に蘭學を研究せしが田舎の中津よりは開港場の長崎、開港場の長崎よりは都會の大阪と云ふ如く次第に江戸の事情を知るに便にして外交上の風聞を耳にすること多きにつけ我々書生仲間にも攘夷開港の議論喧しく緒方の塾生八九人大凡そ二つに分れて朝夕議論を闘はす其中に小生は長崎にて見聞する所もあり勿論開港説にて攘夷などは以の外世界を知らぬも亦甚だしなど常に反對者を罵倒したれども其實自分も西洋の事情は殆んど五里霧中にて米艦渡來の始末に至りては矢張り茫漠たるを免れず兎角する内江戸に來り幕府の翻譯方に雇はるゝことゝなり始めて外交文書を手にするの機會を得て略ぼ當時の顛末を承知すると共に直ぐ眼の先なる浦賀横濱を連想し扱はペルリは彼處に乘込みし者なるか其時は斯く有りしならんなど歴々想像に浮ぶるを得たれども未だ米人の意中を明かにする場合に至らず斯くて萬延元年の春軍艦奉行木村攝津守に隨從し咸臨丸に乘込みて太平洋を通り初めて米國に渡りたるは日本人が目蒸汽船を見たる後七年目航海術を學び初めしより僅か五年目なるに自から其蒸汽船を操りて太平洋を渡りたるものにして大膽不敵大に米國人を驚かしたれども我々は又桑港に著きし時より事々物々目に新にして其文明に驚くと共に成程是れが所謂亞米利加と云ふ國か數年前浦賀に來りしペルリの本國は斯の如き處かと恰も芝居の見物人が樂屋を覗きたる如き心地にていろゝ取調ぶる内に米國が日本に使節を送りしは全く通商貿易を求むるの意にして毫も他意なきのみならず却て日本の鎖國を氣の毒に思ひ扶掖誘導の心なきに非ず而して其使命の局に當りたるコムモデルペルリは溫良恭謙の君子にして而も智慮に富み夙に日本のことに注目し百方苦心して我國の地理歴史人情風俗等を探究し深思熟慮談判の方略を定め自から乞ふて大任を引受けしものなりと云ふことを明かにせり是に於てか宿昔の疑團頓に氷解し一種言ふ可らざる喜悅を心に感ずると共に竊に日本の爲めに幸運を祝したる

ことあり當時我國の有様は一般西洋人の想像するが如く野蠻未開なりしには非ざれども鎖國の夢尙ほ濃やかにして幕府を始め各藩の君臣大抵海外の様子を知らず倨傲尊大外國を目するに夷狄を以てし其一舉一動に對し猜疑の念を抱きし者なれば萬一彼の浦賀に來れる艦隊が平和友愛を以て主義とする米國のものにあらず又其使節がペルリの如き大人君子ならざりしならんには雙方共に意中を解するに至らず些細の間違に激して砲火を交へ非常の大騒動を惹起したるやも知る可らず其時日本に存したる士族の家凡そ四十萬一家平均五人として二百萬の老若男女は所謂武士氣質一偏の者共にて勇敢無比死を見ること歸するが如く敵軍の國外に退かざる限りは決して歩を譲らず數を盡して戰場に屍を曝すまでも戦つて止まざりしは勿論のことにて斯くては日本の疲弊は申すまでもなけれど攻撃者に於ても果して何の得たる所ある可きや懸軍萬里幾千萬の軍資と幾多の人命とを損するのみにして何時までも戦争は片付かず兎角する内此鵝蚌の争を機とし漁夫の慾を逞うするものもありしならん實に危険なる次第にして今より之を思へば悚然たらざるを得ず然るに幸にも當時幕府の政權を握りし阿部伊勢守其他二三の人々は真心天下を憂ふるの士にして慎重に事を處し米國使節の言を聽いて正しく其意を了し誠實以て之に應ずると共に警戒を嚴にして過激輩の暴動を防ぎ遂に米人の請を容れて開港を承諾するも國中の平和を破らず難局を無事に收むるを以て得策とし始終此方針を以て談判したる其對手は我國土に對し寸毫の野心なき米國の使節君子を以て稱せられたるペルリなれば條約の穩に締結せられしも尤の次第にして其有様を形容すれば心事高潔なる隱士が人品卑しからざる都人士に其門を叩かれ出で、之に接すれば突然交際を望むものなりと云ふ不意の來訪に一時は驚きしも熟ら、其都人士を見れば容貌風采堂々たる紳士にして而も其我に交を求むるや甚だ殷勤なり即ち意を決して手を握り相往來することを約したるが如きものにして雙方の仕合せ此

上なく天成の機會圓熟して茲に至りたるものと云ふも可なり爾來米國は常に日本の側に立ちて親友の態度を取り維新以前國事紛難の際陰に陽に我國を扶掖したるは我々の親しく目撃せし處にして其厚意謝する所を知らず左れば我國の官民共に米國の高義を思ひ相親しむの情切にしてペルリ渡來より今に至るまで五十年に垂んとする長日月の間會て一度も不快の意を顯はしたることなく今日の如き和氣洋々の會合を見たることは屢ばなり此上もなく目出度き次第にして世界開闢以來他に類例あるを聞かず實に千古の美談にして兩國人民の大に誇る可き所ならん小生の如きはペルリ渡來の節若し戦争の起りしならんには藩主の命令を以て戰場に驅出され如何なる最後を遂げしやも料られず幸に今日まで生命を保ち一個の老書生として文明開化の活劇を眺め幸福の生涯を送るは無事終局の賜にして彼我當局者の恩を擔ふこと淺からず浦賀事件以來四十七年の今日、當時ペルリの配下に屬せしビヤヅリー少將を迎へて一言の歡を述ぶるは眞に無上の愉快なり想ふに此席に來會の紳士中には當時親しく其事に關係して米艦に往來したる人もある可く其人人とビヤヅリー氏との再會は一場の奇遇定めて面白き懷舊談もあらん親しく之を聽く能はざるは甚だ残念の次第なり就ては今後日米兩國の人民は斯の如く深き因縁ある間柄なるを忘却することなく米人は皆コムモデルペルリの心持にて日本人を遇し日本人は又當時米國使節に應接したる人々の心持にて米人に交はり互に相尊敬し相信愛して永く親密の友情を保たんこと是れ小生の熱心に希望する所なり(明治三十三年十一月二十六日)

註 本文の中に「江戸に來り幕府の翻譯方に雇はるゝことになり云々」とあるが、先生が翻譯方に雇はれたのは萬延元年米國より歸朝後のことであるから、其以前に翻譯方に雇はる云々は本文の記者の誤記であらう。(編者)

帝室の財産

我帝室に於て株券山林等を財産として所有せらるゝは明治以來のことにして如何なる趣意に出でたるや知らざれども蓋し西洋諸國にては何れの王室も財産を私有するの風あるを見て我帝室にも世襲の財産なかる可らずとて之に倣ひたるものならん即ち我國に於ても西洋諸國の如く帝室に私有財産の必要を感じるの日ある可しと考へたることならんなれども竊に我輩の所見を以てすれば日本の帝室は決して西洋の王室と同一視す可らず彼の國々の如きは古來易姓革命の變を免かれずして現在の王室とても今後如何なる成行を見るや知る可らざるに反し我帝室に至りては萬世一系、寶祚の隆なる天壤と與に極りある可らず殊に一般臣民の帝室に忠誠なるは世界に其類を見ざる所にして苟も帝室の爲めとあれば生命尙ほ且つ惜むものなし況んや財産に於てをや普天の下王土に非ざるなく率土の濱王臣に非ざるなしとは實に我國の謂にして帝室の臨時費の如き御用のまに／＼支出を命ぜられて差支なきことなれば平常の經費の外に殊更に財産を所有せらるゝの必要はある可らず否な單に必要なのみならず之が爲めに寧ろ帝室の恩徳に係累を及ぼすの掛念はあらざるか我輩の聊か疑なき能はざる所なり彼の株式會社の株券を所有せらるゝが如きは必ずしも之に依て利殖を謀るに非ずして實際には帝室の名を以て事業を奨励せらるゝの意味もあらんなれども世間の株式會社に株主の間に意見を殊にして互に相争ふものあるは往々見る所の例にして今後商界の氣風ます／＼殺風景なるに隨て是種の出來事はます／＼多きものと覺悟せざる可らず斯る場合に於ては株主多數の意見を以て少數の意見を壓するの外に手段なければども多數の壓制とあれば少數者には必ず不平なきを得ず理非曲直は姑らく擱き其争論は單に些末の利を争ふが

爲めにして總て是れ下界の卑劣事なるに然るに今帝室に於て株券を所有せらるゝときは其場合に際して其代表者たるものは孰れにか左袒せざる可らず株主の權利を保護するが爲めに止むを得ざるの所置なれども苟めにも帝室の代表者にして下界の利論に關係するさへ事既に妙ならざるに甲乙孰れにか左袒して他を壓倒し多少にても不平を懐かしむるが如き延いて帝室の恩徳を傷くるの掛念なきを得ず況んや今日の實際に帝室の代表者は株主中にて大株主の部類に屬するものなれば争論を生じたる場合に其去就は双方の勝敗に非常の關係なきを得ず或は斯る際には投票權を抛棄して中立不偏の地位に立てば差支なきに似たれども所謂會社荒しの輩などが勢力を逞うして看す／＼會社に不利なる決議を見んとするの恐れある場合には株券の保護上、自から之に反對せざるを得ざるの事情もある可し何れの點より見るも帝室にて株券を所有せらるゝときは一視同仁の恩徳に多少の係累なきを得ず我輩の何分にも掛念に堪へざる所なり又山林に至りては株券と性質を異にすれども人民との關係上、頗る妙ならざるものあるが如し彼の山林に盜伐もしくは境界争ひの沙汰は毎度の事にして之が爲めに罪人を出し訴訟を起すことも少なからず苟も帝室の御所有とあれば日本人民にして之を犯すものはある可らず我輩の敢て斷言する所なれども無智の愚民輩が禁斷の場所とも心付かず落葉を拾ひ枯枝を折る等、知らず識らず之を犯すが如き假令一々處罰せらるゝに至らざるも甚だ面白からず殊に山林の境界は平地と異にして一見分明ならざる所多し境界争の起り易きは即ち之が爲めにして或は其争が幾十年の久しきに互りて容易に決せざるの例さへなきに非ず西洋などにては一個人が財産上に王室を對手取りて訴訟を起すことも敢て珍らしからざるよし我國に於ては今日に至るまで斯る沙汰を聞かざれども今後もしも帝室御料の山林に關して訴訟など起ることもあらんには是れぞ日本に前古未曾有の例を開くものにして恐れ多き次第なりと云はざるを得ず或は以上の

如き掛念は一場の想像談にして實際に絶無なりとするも山林を所有せらるゝ上は材木を伐出して賣却せざる可らず或は時としては山林の儘にて人民に拂下ぐるの必要ある可し其事たる即ち營利の業にして恰も商賣を行はるゝの觀なきに非ず既に利益の收入を期するときは其間に種々の掛引など生ずるは自然の成行にして事の甚だ面白からざるを見る可し株券なり山林なり帝室に於て所有せらるゝは事に益なくして却て其徳を累はすの掛念あること右の如しとすれば一切これを處分せられ帝室の經費は總て國庫より收納せらるゝを以て至當なる可しと信ずるものなり目下帝室の費用は頗る多端にして今後ともおひ／＼増加することならん今の三百萬圓の定額にて不足を感ぜらるゝは勿論なれども實際の御入用とあれば其定額を増すなり又は臨時に支出せしめらるゝなり孰れにしても差支ある可らず我輩に於ては別に財産を所有せらるゝの必要を認めざるものなり或は今日は兎も角も千百年の後を考ふるときは豫じめ其計を爲さざる可らず云々の説もあらんか若し萬々一にも我帝室に於て私有の財産を必要とせらるゝ如き場合ありとせんには其時は既に日本國なきの日なりと覺悟せざる可らず我輩は苟めにも斯る不祥事を言ふを欲せざるのみか實際に其絶無を斷言するに憚からざるものなり四千萬人の臣民は悉く帝室の赤子にして日本全國の富は即ち帝室の財産のみ自からは我國の特色にして西洋諸國と事情を殊にする所以なれば帝室の御爲めを謀るものならんには區々たる財産などを關せずして其恩徳を天下萬世に圓滿ならしむるの用意こそ肝要なれ敢て經世家の熟考を望む所なり（明治三十四年十月十日）

軍事國防

國の爲めに戦死者に謝す

去る十七日聯合艦隊の太活砲撃に際し我軍艦愛宕は英露獨の三艦と共に最も攻撃に力め又笠置の陸戦隊三百餘名は列國兵と共に背面攻撃の任務に當り北方に在る最も優勢なる砲臺を第一に占領して日本の國旗を掲揚し指揮官服部中佐以下十名これに死したりと云ふ（或は戦死四名負傷五名なりとも云ふ）抑も日本人が外國兵と聯合して戦争に従事したるは立國以來未だ曾て聞かざる所にして實に今度の太活攻撃を以て嚆矢と爲す可し左れば其戦は假令ひ小なりと雖も列國兵と事を共にして世界の眼前に始めて日本人の腕前を試みるることなれば其戦局に當りし我軍人は恰も日本國を代表するものにして其責任甚だ重しと云はざるを得ず思ふに日清戦争は我國空前の一大外戦にして連戦連勝大に日本の威武を揚げ世界に名聲の噴々たるを致したれども支那兵の如き恰も半死の病人にして之と戦うて勝ちたりとて固より誇るに足らず日本人の心に於ては本來對等の敵と認めず實は豚狩の積りにて之を遇したる程の次第なれば外國の評判に對しても窃に汗顔の至りに堪へず況して其戦争の結果を以て外國人に向て日本兵の伎倆を云々するなど夢にも思はざる所にして凡そ日本國中誰れ一人として斯る説を爲したる者はある可らず實際の事實にして立國幾千年來日本軍人の眞相は未だ公然世界に認めらるゝの機會を得ざりしものなり然るに今度の一舉に就ては列國の軍人孰れも死力を盡して戦ひたる其中に我國の軍人も勇戦奮闘、然かも最も優勢なる砲臺を第一に占領して指揮官以下數名これに死

したるの一事は實に我輩の心臓を鼓動せしめ一方には死者の爲めに悲むと同時に一方には國の爲めに日本軍人の名譽を全うしたるを喜び悲喜交も至りて殆んど言ふ所を知らざるものなり蓋し日本兵が第一に優勢なる敵の砲臺を占領したるは敢て列國兵に率先せしに非ず或は聯合軍の作戰計畫に於て日本兵は自から戦列の先頭に立つの順序なりしやも知る可らず又は地勢其他の都合よりして眞先に砲臺に近づくに便利なるの地位に在りたるやも知る可らず左れば我兵が先登第一の功を博したるは自から時の運にして敢て誇るに足らずと雖も兎に角に我陸戦隊が列國の聯合兵に合して背面の攻撃に當り與に共に死傷を顧みずして砲臺陥落の功を收め他に對して一步も後れを取らざりしは實際の事實にして明に軍人たるの本分を盡くしたるものと云ふ可し或は砲臺の守備兵は例の支那兵なり之を占領するに何かあらんなど云はんかなれども實際に列國の聯合艦隊は六時間の砲撃を繼續して英艦の如き非常なる損害を蒙りたるのみならず背面攻撃の聯合陸戦隊中にも露兵の如き死傷甚だ多しと云ふ以て其攻撃の容易ならざりしを見る可し要するに日本兵が少なくも列國同様の働を爲したるは疑ふ可らざる所にして只この一事にても我輩の只管感謝する所なり實際には萬々あり得べからざることなれども若し萬々の間違ひにも列國の聯合兵が奮て勇戦したる其中に日本兵のみ進むこと能はざりしか又は敗北して散々の失態を演じたらんには單に軍人の恥辱に止まらず實に日本國の名折れにして最早や世界の人に對して顔を合はするの面目はある可らず斷じて忍ぶ可らざる所なるに然るに今回の舉動を見れば我陸戦隊は列國兵の間に些かの後れも取らざるのみか先登第一の功を奏したりと云ふ先登の功は或は時の運なりとするも勇戦奮闘他に對して一步も劣る所なかりしは取りも直さず日本軍人平生の素養を現はし世界に對し日本國の重きを成したるものにして是に於てか戦死者も死して餘榮ありと云ふ可し立國以來始めて列國兵と事を共にして日本の輕重を定

む可き此大切な戰場に平素よりの心掛とは云ひながら服部中佐を始めとして部下の人々が能くも一命を棄て、日本軍人の眞相を世界列國人の眼前に示したるは實に空前絶後の偉勳にして眞實國の爲めに謝せざるを得ず我輩は深く其人々の死を悲しむと同時に國民全體と共に永く其偉勳を記憶せんと欲するものなり（明治三十三年六月二十一日）

漫に一兵をも損す可らず

天津城の陥落に付き日本兵が聯合軍中出色の働を爲し先登の榮譽を占め得たるは疑もなき事實にして列國の共に認むる所なる可し前年日清の役に我國の連戦連勝は日本兵の非常に強かりし爲めか支那兵の案外に弱かりし爲めか吾々日本人に於ても自から判斷するを得ざりしに今回始めて歐米諸強國の兵と共に戦争を與にして其面前に斯くの如き戦功を博したる事實より見るときは日本兵は少なくも列國の兵と事を共にして甚だしき遜色なきを實際に證明したるものと云ふ可し我輩は太沽に天津に日本兵が勇戦奮闘、他に對して一步も後れを取らざりし其戦報の記事を読む毎に自から涙の下るを禁ずる能はずして只管感激の情に堪へざるものなり或は天津陥落の後清廷の態度一變したるが如しとの報あれども彼の情偽未だ容易に測り知る可らざるが故に事の結局はいよ／＼北京進入の上と覺悟せざる可らず日本軍前途の任務尙ほいよ／＼重大なりとして我輩が此際更に我軍に望む所のものは今後漫に一兵をも損せざるの注意是れなり戦争の任務を盡くすに當り危きを避けず難きを憚らず或は全隊を失ふも敵に背後を見せざるは日本軍人の本色にして敵と戦ふの一段に至りては如何なる困難危険も敢て意とするに足らずと雖も北清の野に於て戦ふ可きの敵は單に支那兵のみに非ず更に恐る可きの大敵は風土氣候にして之が爲めに軍中に病疫を醸して我兵を損するの危険ある

を忘る可らず目下の烈暑に加ふるに北清地方の水質は甚だ悪くして飲用に堪へず上陸の兵士孰れも渴に苦しまざるな
く現に太沽天津間十數里の行進中一滴の水をも得る能はず行糧は暑氣の爲めに腐敗して喉に下す可らず剩へ驕陽燬く
が如く疲勞もしくは日射病の爲めに途上に倒るゝもの少なからずと云ふ其艱難想見る可し況んや今後北京までの行進
に於てをや殆んど名状す可らざるの困苦を感じる事ならん前年の戦役に我軍が遼東の地に入りたるは既に冬季氷雪
の候にして寧ろ寒氣の爲めに苦しみたれども嚴寒の季節は病毒の勢を逞うすること稀れなるの常なるが故に交戦の末
期に至り澎湖島占領の爲めに派遣されたる軍隊が虎列刺の爲めに襲はれて慘狀を極めたるの外、割合に傳染病の流行
を見ずして止みたるは不幸中の幸なりしかども尙ほ戦争中を通じて病死者の數は遙に戦死者の上に超えたるの事實に
徴して軍中に病疫の恐る可きを知るに足れり然るに今回の戦地は飲料水に乏しき其上に目下の季節に兵士の健康を害
するの諸因は一にして足らず若しも之が爲めに傳染病の發生を致すこともあらんには其慘毒は非常のものなる可し我
輩の只管掛念に堪へざる所なり困苦缺乏は戦争に免かる可らずして之に堪ふるは即ち兵士の勇氣如何に存すれども文
明軍に貴ぶ所は單に戰鬥に勇なるのみに非ずして衛生給養の方法完備して無益に兵を損せざるに在り幸に我國は戦地
に接近して運輸の道甚だ便利なれば苟も勞費を吝しまざるに於ては兵士の給養を充分ならしむること誠に容易のみ飲
料水不足とあれば大に蒸溜器械を送り純潔なる清水を製造して兵士に供給す可し飲料は勿論、被服の如きも絶えず後
送して苟めにも缺乏を訴へしむ可らず我派遣兵の現在員は凡そ三萬人として自から之に對する費用の概算あることな
らんと雖も實際には之を三萬と見ず其倍數の六萬人を派遣したる積りにて思ひ切て費用を支出せんには衛生給養等一
切の用意を充分ならしむるを得べし我輩は此一點に於ては當局者が有らん限りの力を盡くし費用を吝しせずして我在

外の軍隊は一兵にても無益に損せしめざるの用意あらんことを敢て切望するものなり（明治三十三年七月二十四日）

國民自衛の覺悟

今回の事件に付き我出兵の目的は素より自國の公使居留民を救ふが爲めなれども歐米各交親國の官民は孰れも我國
人と危難の境遇を同うしながら其本國は遠隔の地に在りて焦眉の急に應ずるに便ならざるより我國に於ては差當り大
兵を派遣して其急に赴かしたるのみ然かも其態度は一舉一動列國共同の範圍内に於てして只管慎重を旨としたるは
列國の認むる所なる可し今や列國の軍隊もおひ／＼到着して聯合軍の運動はます／＼活潑を加ふることならんと雖も
其運動は飽くまでも一致の態度を執らざる可らず今後北京に進入して公使を救ひ秩序を回復して後の始末を善くする
の結局に至るまでは其態度を維持すること固より必要にして列國共に必ず此方針に出づることならん我輩の信じて疑
はざる所なれども昨今の形勢を察すれば彼の騒亂は次第に國內に瀰蔓し排外の氣焰いよ／＼盛にして殊に滿洲地方の
如きは最も甚だしきが如し果して然らば北清に於ける列國の運動は飽くまでも一致の態度を執ると同時に各地方の利
害に至りては列國銘々の力を以て自から之を守らざる可らず滿洲に對する露國の運動の如き實際止むを得ざる次第に
して今後の成行に由りては日本も亦或は自衛の舉動に出でざるを得ざる可し抑も我國には自から既定の國是あり隣國
の騒亂に乗じ其土地を割取して自から利せんとするが如き斷じて爲さざる所にして若しも他國の中に斯る説を唱ふる
ものあらんには東洋の平和の爲めに飽くまでも之に反對せざるを得ず支那に對しては國土保全の外に他志なきことな
れども自から國の利益を保持するの一段に至りては眼中他國なく只日本國あるのみなれば若しも彼の騒亂が我臺灣對

岸の地にも波及して此方の領土に其餘波を蒙るの恐あるに至るときは自から之に備ふるは勿論、或は進んで其騒亂を鎮壓するの必要もある可し自國の自衛上對岸一帯の地を無政府の有様に付し他の狂暴を恣にせしむるは決して許す可らざる所なればなり殊に朝鮮の關係に至りては利害の密著なる支那と同日の談に非ず從來の歴史は之を證して餘りあるのみならず現に其内地に於ける我商工企業の發達并に日本居留民の多數を占むる事實は外國の明に認むる所にして日本が全力を擧て朝鮮の安全を維持するの必要ある所以なり思ふに支那北境の騒亂にしていよく朝鮮の内地に波及するときは如何す可きや彼の政府の力、自から衛るに足らざるは明白にして今日の關係より見れば日露の兩國共同して其任に當る可き筈なれども朝鮮の内地に其餘波を見るの日は即ち滿洲地方大亂の時にして露國の如きは目下の始末に就ても頗る持餘ましつゝある様子なれば此上大騒動の場合に朝鮮までも引受くるの餘裕はある可らず幸に滿洲の騒動斯くの如く甚だしきに至らずして止まんには誠に仕合せなれども今日の情況にては如何なる成行も圖る可らずといよ／＼の場合には日本の獨力を以て朝鮮の安全を維持するの覺悟なかる可らず本來今回の事件の如き我國の一手にて之を辨するに難からず敢て自から疑はざる所なれども日本が其任に當るを敢てせざりしは列國共同の利害は列國共同の力を以て處分せざる可らざるを認め其態度を慎重にして苟めにも共同の範圍外に逸するの嫌を避けたるのみ北清に於ける聯合の運動に就ては飽くまでも此方針を執て終始渝はる所ある可らずと雖も臺灣の對岸殊に朝鮮内地の騒擾に至りては我國特殊の利益に關し然かも其關係たる立國自衛上の重大事件にこそあれば如何なる故障反對あるも國の全力を擧て其鎮壓に従事し以て自國の利益を守るの決心なかる可らず日本國民たるものゝ大に覺悟す可き所のものなり(明治三十三年七月二十八日)

財政經濟

稅源保護の手段に注意す可し

酒稅增加と共に稅源保護の方法を講ず可き中にも收稅吏に適當の人物を選任して從來の弊習を一洗するの必要は我輩の屢ば論じたる所なりしが頃日灘地方の酒造家より收稅の事情に關して左の寄書を得たり

從來灘醸造の清酒は關西の或る都會地方に賣行くもの甚だ多かりしに本年に至り同地方の販路遽に減じて直段の如何に拘はらず買手の少なきは一般の酒況不振の影響とも思はれざるに付き其原因を探究したる處、言ふに忍びざるの弊害行れつゝあるを發見して驚愕當ならず左に事情の概略を陳述して御參考に供し候

稅法改正以來逋稅を謀るものます／＼増加して其方法いよく進歩したるは實際の事實に有之一石十二圓の稅率なれば百石の逋稅は千二百圓、千石にては一萬圓以上の高額と相成り莫大の利益を收め得ること、爲るに付き假令ひ收稅吏に發見せらるゝも百圓乃至二百圓位の罰金にて事済となれば逋稅の利益に比較して更に痛痒を感じず況して酒造家に臨檢する收稅吏は概ね下級の薄給官吏なるに依り不正の營業者は之に喰はしむるに利を以てして收稅吏と結託して何石に付き何程と金額を定めて脫稅を謀り甚だしきは表面の造石數の二倍以上も逋稅酒を醸造し居るものも有之よし左れば收稅吏の懷裡に收むる不正金額も少なからざることなれども若しも露現の恐あるに至れば辭職するか又は單に免職せらるゝに止まり曾て刑法上の制裁を受けたるものなし畢竟酒造検査は只當該

官吏と營業者との立會を以て行ふものなれば假令ひ不正の行爲あるも他に漏るゝの患なく官吏と營業者との於て口外せざるは無論、適ま世間に風評さるゝことあるも事、既往に屬して犯罪の證據を得ることは到底困難なり即ち斯る不正手段の容易に行はるゝ所以に御座候尙ほ其官吏輩は何時辭職又は免職せらるゝも不正手段に依て得たる不正の金は以て生計を支ふるに足るのみならず罷職後は酒造家に關係ある會社等に雇はるゝの契約を結びて毫も免職を意とせざるものあり現に該地方其他の酒造會社等に於て雇ひ置く事務員は大抵は以前收稅吏たりしものにて是等の古手官吏の事務員は不正手段の行使に付き收稅吏と酒造家との媒介を爲すものに有之即ち其事務員が會社等の立會人と爲りて検査を受くるに際し検査官たるものは多くは以前の同僚たりし關係あるが故に其間に不正手段の行はれ易きは申す迄も無之實際稅務署にて酒造家へ臨檢する吏員は一署五六名にして其中検査の嚴正なるもの一兩名を買收するときは脱稅を謀るは甚だ容易なるよし近來は酒造家の運動巧なるに隨ひ官吏の腐敗も次第に甚だしく元來收稅吏は一年にして他に轉動するの慣例に有之畢竟その腐敗を豫防するの手段に出でたるものなるよしに候處、近來に至りては甲地より乙地に轉任する場合には甲地の稅務署管内なる不正業者より今度の轉任官吏は買收濟の者なりとの送狀を發し候に付き乙地の不正業者は前以て其與し易きを知り同盟連合して著任々々直に買收に著手する趣に御座候尤も此間の消息は監督の任に在る局長もしくは署長に於ても全く知らざるに非ざれども前述の如く當該官吏と營業者との間に行はるゝ不正手段は甚だ密にして犯罪の證據を得ること頗る困難に有之もしも管理局より監督官の出張する節は買收濟の官吏は言を設けて一種の契約成立し居る不正業者の家へは案内せず強ひて臨檢を望まるゝときは前以て内通し置き巧に監督官の目を偷むを以て容易に不都合を發見する

こと能はざる趣に御座候又不正業者は右の逋稅手段の外に更に不正の手段を運らし居候即ち改正稅法に腐敗酒は免稅の規定なるを奇貨とし或る方法を以て故意に少量の腐敗酒を製造し之に水及び酢を混和し腐敗酒として免稅を申告致候へば以心傳心、收稅吏は其家に臨み儀式的の検査を以て直に免稅の取計を爲すが故に該營業者に於ては之を酢營業者に販賣すると稱して其實は酢商の名義を借り其腐敗酒は第二回免稅の種に残し置き被免石數と同數量の上等酒と交換して密に販賣し又々腐敗酒を生じたる如く裝ふて免稅申請を爲すの趣向にて兩三回も此手段を繰返すときは腐敗酒二三百石にて千餘石の清酒を脱稅せしむるは誠に易々たる事に御座候尙ほ茲に右の弊害行はるゝが爲めに正當なる營業者が如何に苦しめられつゝあるや其事情を一言仕らん不正業者は其密造酒もしくは逋稅酒を續々濫賣致候爲め目下該地方にては新酒一石十四五圓甚だしきは十二圓即ち稅金と同額の直段にて販賣するものさへ有之其結果一般酒價の暴落を來すは自然の勢にして不正業者は假令ひ十二圓の安直に販賣するも素より逋稅品のことなれば尙ほ多分の利益あるに反し正業者に於ては到底これと競争するを得ず看すゝ損失を蒙るより或は其苦痛に堪へずして悪しき事とは知りながら不正業の仲間入するものも出來可申候若しも右等の手段がおひゝ全國の同業者に傳播してますゝ脱稅酒の跋扈を致すときは收稅額は其割合にますゝ減少して其影響を蒙るものは單に一個の營業者のみに止まらず國家の稅源を涸渴せしむるの結果は實に容易ならざる次第なる可しと憂慮仕候云々

從來とても是種の不正手段が行はれつゝありしは我輩の毎度耳にしたる所にして今回増稅の爲めにますゝ其手段の流行を見るに至りしは實際の事實に相違なかる可し一方に課稅を増すときは一方に之を逋れんとする者あるは古今

東西普通の例にして然かも人智の進むに隨て逋税の工風も次第に進むことなれば充分に之を防ぐの方を講ぜざる可らず即ち我輩が從來酒税増加と共に税源保護の必要を説き就中收税吏選任法の忽にす可らざるを主張したる所以なり本來酒税の検査は單に机の上にて帳簿を検査するものと同日の談に非ず自から専門の技術を要することなれば其事に當る者は學術上の知識を缺く可らざるは勿論其手續如何は當業者に取て大關係あるのみならず税額の收入上にも非常の影響を及ぼさざるを得ず然るに從來の有様を見れば實際に收税の事に當る者は下級薄給の小吏にして學問上の心得なきは申す迄もなく自から名譽を重んずるが如き固より其輩に望む可らず左れば法律規則を肩に著て漫に威張散らし検査を窮屈にして當業者を苦しむる其一方には狡猾なる不正業者の爲めに籠絡せられて其藥籠中の物と爲り共に不正手段を働くが如き敢て怪しむに足らず否な斯る手段を働かざるこそ寧ろ怪しむ可き程の次第なれば前記の事實の如き我輩に於ては當然の成行として之を認むるものなり酒造業は我國の一大税源にします／＼之を保護して其發達を奨勵するの必要あること明白なれば收税の官吏は特に人物を精選して事に當らしめざる可らず即ち俸給を豊にして學術の思想に乏しからざる高尚の人物を選び凡そ酒造業の事に關しては専門家にも劣らぬ知識を具へて検査などに際しては法律規則に拘泥し徒に事を窮屈にして當業者を苦しめざると同時に他をして一點の詐欺をも容るさしめず嚴正、事に當りながら平素より親しく當業者に接して恰も醫者の病家に於けるが如く親切丁寧彼等に對するときは双方の間、甚だ圓滑にして收税上の便利は一方ならざる可し或は斯くするときは其間に自から不正の手段も行はれ易かる可しとの掛念もあらんかなれども是れ即ち高尚なる人物を要する所以にして俸給豊にして生活に不自由なき其上に苟も名譽を重んずるの心あらんには不正なる營業者輩に買収せられて犯罪の危険を犯すものはある可らず或は中には斯る考を

起すものありとするも其同僚たるものが孰れも嚴正の人物ならんには事の發覺を恐れて自から思ひ止まらざるを得ず斯くて是種の官吏をして事に當らしめ下級薄給の輩は單に其指揮の下に働かしむることゝするときは今日の如き不正手段は自から行はれざるに至る可し收税吏に適當の人物を選ぶの一事は單に我輩の主張したるのみならず從來當業者に於ても大に希望したる所なるに今日に至るまで此邊に注意せざるは政府の怠慢と云はざるを得ず但し其實行は費用を要すること無論なれども酒税を一大税源として大に税額を得んとするには徵稅費の増加は固より至當にして決して吝しむに足らず思ひ切て收税吏の俸給を豊にし適當の人物を採用す可きものなり又不正の營業を取締るに政府の監督は固より必要なれども實際に最も有效なる手段は同業者をして共吟味を爲さしむるに如くものなし政府にては改正税法の規定に従て何れ酒造組合規則を設くることならん其規則に就ては先頃の紙上にも注意したる所なれども共吟味の一事は不正の營業を防ぐが爲めに是非とも缺く可らざるものにして最も重きを置かざる可らず改正税法に於て酒造組合に納税を擔保する場合を認めたる以上は更に一步を進めて其組合の中に不正營業を發見して之を摘發するときは其不正業者に課す可き罰金并に其不正業者の製造に係る酒類は一切組合の所有に歸するの規定を設くるが如きも自から一法ならんかなれども其邊の事に關しては營業者に相談するときは必ず適切の方法ある可し政府の當局者に於ては机の上の調査を思ひ止まり篤と其道の者と協議して實際に有效なる規定を設く可きものなり單に税法を改正したるのみにして一方に税源保護の手段を盡さざるときは徒に不正業者を跋扈せしめて正當なる營業者を苦しむるの結果を見るに過ぎず我輩は當局者が細に此點に注目し充分に營業保護の精神を以て事に當らんことを勸告するものなり（明治三十二年五月十二日）

所謂勤儉貯蓄の説

昨今の經濟談を聞くに銘々の得手勝手に種々の説を爲す中にも朝野の老人輩には頻りに勤儉貯蓄の必要を唱ふるものありと云ふ老人に免かれざる老餘の繰言にして耳を傾くるものはある可らずと思へども或は地方官を集めて訓示的に演説し又は各所の公席に公言するなど其舉動の餘り騒々しきに至りては或は世間の無智輩を惑はすの掛念なきに非ざれば聊か一言する所なきを得ず抑も古來の經濟談には自から二様の意味ありて一見或は人を欺くの言を爲すものなきに非ず勤儉云々の如き即ち此種類にして實際には篤と分別を要す可きものなり例へば家の主人が其子弟に對し衣食の如きは勉めて質素にして苟めにも金錢を浪費す可らず云々とて奢侈贅澤を誡しめ勤儉以て家風を維持せんとするは何人も同様にして其言の眞實無妄なるは疑ふ可らずと雖も扱一步を轉じて世間に對するときは全く之に反し例へば自身に住する地方の情態が十年前に比すれば大に面目を改めて一般に生活の度を高め從來は麥飯を常食として白米の如きは容易に口に入るゝこと能はざりし百姓が今日は米飯に飽くのみならず衣服の如きも繋ぎの襪を纏ひたるものが娘の子などはメリンスの赤き物など著ることゝ爲り村の祭禮も前よりは賑かにして折りゝ興行物などの催しもありと云へば吾々の地方も近來大に發達したり此上も賑ふやうにしたしとて寧ろ之を獎勵するの常なり即ち一家の内には勤儉を説きながら世間には奢侈の流行を喜ぶものにして一見甚だ奇なるが如くなれども是れぞ經濟談に公私の別ある所以にして若しも此別を混同するときは極端の弊害に陥らざるもの殆んど稀れなり勤儉云々は人の美德に相違なしと雖も若しも公に之を主張して世間一般の實行を期するときは社會の光景をして慘澹荒涼たらしめ事業は

起らず殖産は進まず下層の貧民をしますゝ苦しましむるの結果ある可きのみ又これに反して世間の活動を獎勵し社會の景氣を賑にせんとて自から奢侈贅澤の標本を示すときは其餘弊或は一般の氣風を害することある可し此公私の區別を混同したるは古代支那流の政治家に往々見る所にして其例を記せば徳川の時代に水戸尾張の二藩の如き正しく兩極端の事實を示したるものなり即ち水戸の政治は専ら勤儉を旨として一般に之を厲行したる其結果として質素儉約士風を維持したるの效能は自から著しきものありしと雖も其領内の有様を見れば風物蕭條恰も火の消えたる如くにして人民の生活に毫も進歩を認めざりしに反し尾張の藩政は極めて寛かにして社會の上位を占むる士流の輩よりして恰も華奢贅澤の手法を示せしかば一般に遊惰の風を催ほして茶の湯活花歌舞等の遊藝は大に發達したれども士風は甚だ振はずして堂々たる大藩にてありながら天下に重きを成す能はざりしが如き双方共に其方針を誤りたるものと云はざるを得ず水尾二藩の如きは兄弟の親藩にして互に方針を異にしたるものなるに今の老人輩が全盛の時代には一身に贅澤の沙汰も少なからずして時としては俗間の耳目を驚かしたることもありながら今更ら勤儉云々を主張するが如き恰も一代の間に兄弟兩藩の事を行はんとするものと云ふ可し抑も勤儉を獎勵するは即ち奢侈を誡しむるものにして或は其老輩の目より見れば今の日本人民に奢侈の弊あるを認めたることならん否な我輩に於ても之を認めざるに非ず即ち平生その輩に昵近する彼の紳士紳商の類が宴會又宴會、人を招き人に招かれ一夕の饗應に幾百金を散ずる如き誠に無益の沙汰と思へども是れは都會の一部に行はるゝ弊風にして一般多數の人民は奢侈贅澤など迎も思ひも寄らず或は地方にて從來は稗粟の類を食したるものが米の飯と爲り襪褌の布子が木綿の衣服に改まり或は簞笠の代りに蝙蝠傘を翳し帽子を冠り徒歩の代りに汽車に乗るなど近來生活の少しく高まりたるを見て一般に奢侈の風を催ほしたりと云は

んかなれども斯る現象は殖産發達の徴候にして更に一步を進めて生活に餘裕を見るときは多少の貯蓄をも心掛くるにも至ることならんとて我輩の寧ろ喜ぶ所のものなるに農民輩が纔に饑寒の域を免かれて人間らしき生活を爲すに至れば之を贅澤なりとして勤儉貯蓄を云々するとは何事ぞや或は人民生活の進歩は棉花、砂糖等の輸入を促してますく貿易の不平均を來し輸入超過の勢を助くるものなれば彼等の勤儉を勸むるは目下の經濟上に必要なりとの考もあらんかなれども抑も今の輸入超過は自から原因あり其原因とは即ち政府財政の方針にして目下の變態は財政の方針上必然の結果として現はれたるものにこそあれば之を醫するには方針の本を正すの外に道ある可らず然るに自から責めずして恰も其過を他に歸し生活に缺く可らざる衣食の物さへも減ぜしめて輸入の勢を防がんとするが如き到底實際には行はれざることなれども我輩は其餘りに蟲の好きに驚かざるを得ざるなり蓋し其輩は本來の性質に於ては決して非難す可き人物に非ず否な政治上の運動掛引に至りては相應の腕前もあらんなれども文明の經濟法に就ては全く素人たるを免かれず從來とても生兵法の失策少なからざれども漫に一身を高くして局外の人に交はること少なきが故に見聞甚だ狭くして自から失策を悟らず天下の事、意の如くならざるものなしと自負する其上に近年は年漸く老して世間を悲觀し只管懷舊の念に切なる折柄、民間に奢侈の風流行する由を耳にして自身の經歷に引較べ斯くては國家の前途も如何あらんなど遽に杞憂を催ほし扱は勤儉云々の説を唱ふるに至りしことならん全く老婆心より出でたる親切にして一點の惡意なきは明白なりと雖も只是れ餘計のお世話と云ふ可きのみ奢侈贅澤の如き如何に之を獎勵するも今の老人の地位は昔しの大名と異にして其風に化するものは何十人もしくは何百人の數にして實際に甚だしき弊害を見るに至らざる其反對に老人輩が眞面目と爲りて熱心に勤儉論を唱ふるときは或は地方の官吏などの中には只管その意を迎へんと

て殊更に聲を大にして人民を説得するなど之が爲めに迷惑するものは少なからざる可し其輩にして果して昨非を悟らんに自から其獨りを慎みて沈黙す可きのみ其親切は決して仇には思はざれども勤儉を無理強ひさるゝが如き人民の迷惑に堪へざる所なればなり（明治三十三年四月二十三日）

勤儉貯蓄の人民

所謂勤儉貯蓄の説に就ては昨日の紙上に述べたる所あれども更に數言を費さんに抑も勤儉貯蓄とは即ち儉約一方只金を溜むるの意味にして若しも國中の人民が悉く其教を奉じて働いては儲け儲けては溜め多々ますく金を積むのみにして一錢をも費さざるの習慣を成すときは其有様は如何なる可きや銘々に就て見れば勤儉貯蓄、誠に申分なき人民なれども一國の上より云へば文明富強など思ひも寄らずして依然弱國の實を呈せざるを得ず實際に間違もなき成行にして其適例は近く隣國の支那に在り凡そ世界に人民の數少なからずと雖も支那人の如く眞實勤儉貯蓄の主義を實にするものはある可らず彼等の情態を見れば苟も錢を得る爲めとあれば如何なる苦役賤業をも辭せずして喜んで之に従事し然かも其得たる錢は一錢も費さずして細々これを蓄へ蓄へ又蓄へて窃に大金を所有するもの少なからず曾て北京の我公使館に雇ひ置きたる支那の料理人あり僅ばかりの給金にて永年間勤続し平生の衣食の如き甚だ粗末にして一見貧乏人と思ひの外家には幾萬の金を蓄へて身代を比較するときは我公使館員中之に及ぶものなしとの事實を知り得て大に驚きたりとの奇談あり勤儉貯蓄は支那人の特色にして人民中に金を蓄ふるものは甚だ多しと雖も扱その國の有様を如何と云ふに殖産興業の企は殆んど皆無にして鐵道鑛山航海等の事業の如き總て外國人の手に依て經營せらるゝに非ず

や即ち支那人の如きは恰も乞食の金持にして其金は全く用を爲さざるものなり今論者が只管勤儉貯蓄を奨励する其趣意は何れの邊に在りや解す可らずと雖も若しも國中の人民が果して論者の説に従ひ眞實勤儉貯蓄を心掛けて金を積むの外に餘念なきに至るときは其結果は支那と同様ならざるを得ず論者は果して之を以て目的を達したりと爲すや否や日本人は幸に支那人と素質を異にして自から發達進歩の氣象に乏しからず即ち今日に至るまで國力の増進を致したる所以にして假令ひ熱心に勤儉云々を奨励するも人民の素質を一變して支那人たらしむることは到底期す可らず我輩の安心する所なれども抑も勤儉云々の説は決して論者の新發明に非ず古來これを唱へ又これを行ふて其結果の明白なるものあるに拘はらず人の心は甚だ不思議なるものにして其陳腐の説をば繰返し又繰返して殆んど底止する所を知らざる中にも殊に不思議なるは其説を唱ふるものは必ず老人に多きの常にして壯年の時代には随分活潑の議論もし運動もしたるものが老年に瀕すれば多くは勤儉論の仲間入ることなり昨今の論者も亦この不思議の一例には非ざるか果して然らば論者に於ては新説ならんけれども世間にては既に聞き飽きたる所なれば今更ら事新らしく喋々するを止めし獨り自から研究して獨り自から實行せんこと希望に堪へず我輩は研究の材料として手近き一問題を提出せんに東京市民は千何百萬圓の金を支出して水道を敷設し今や其工事も落成して各戸に給水する場合と爲り一般に其便利を喜びつゝあることなれども或は説を爲して水道の工事に莫大の金を費す其上に日々の給水料を拂ふが如き愚の至りと云はざるを得ず飲水の不良は病を醸す恐ありと云ふも十人が十人災に罹る可きにも非ず他人の便不便は兎も角も自身の儉約こそ大切なれとて銘々に貯蓄のみを心掛けて一錢も支出せざるときは水道の計畫の如きは到底成る可らず是れぞ取りも直さず勤儉貯蓄の旨に協ふものにして其趣意よりすれば一點の非難もなきが如くなれども論者は果して斯る結果を期するや否や試に一考を要す可きものなり(明治三十三年四月二十四日)

一種の鎖國論

近來老輩の頻りに喋々する經濟談なりと云ふを聞くに貿易上に正金の外國に出づるを以て容易ならざる大事と認め國民の需用品は内國にて自から製造し外國よりの輸入を止めて其流出を防がんとするの趣意に外ならず殆んど一種の鎖國論にして學者の眼より見れば取合ふに足らざるの愚説なれども兎に角に其言が老功を以て重きを成せる老輩の口より出で、然かも熱心に之を唱ふるが故に一般の凡俗社會には多少の勢力を及ぼして或は之に惑ふものなきに非ずと云ふ依て聊か俗間の爲めに其惑を解かんに論者は明治初年以來貿易の不公平の爲めに差引して正金の外國に流出したるは夥しき額に上れり今後かゝる次第にては日本はますゝ困窮するの外なしとて大に心配するものゝ如し正金の流出したるは間違もなき數なれども其流出が果して國の困窮を致すものならんには日本は爾來次第に困窮して今日は大に衰ふ可き筈なれども實際の事實は全く反對なるこそ不思議なれ手近き證據は先づ論者自身の身代を見る可し蓋し論者の如き維新前は見るともなき貧士族なりしに今日は相應の身代を成したることならん否な論者の一身のみならず平生交際する知己朋友の又その知己朋友にも同様に家を起したるもの必ず多かる可し若しも日本が果して困窮に瀕しつゝあらんには一方に家を起すものと同時に一方に財産を失ふたるものゝ數は更に多からざるを得ざる次第なるに人々個々の榮枯盛衰は固より一ならざる中にも維新以來次第に貧人を生じたるの沙汰は曾て聞かざるのみか實際には寧ろ一般に家の富を増し國中を通算するときには國の身代の大に膨脹したるは統計の數字に徴するも甚だ明白にして今

日の富を致したるは畢竟外國貿易の結果に外ならざるを見る可し例へば生絲茶は申す迄もなく従前は全く廢物として拋棄したりし麥稈の如きものさへ價を生じて賣行くことゝ爲りたるは外國貿易の爲めにして現に木綿の如き鎖國の時代には其生産に自から限りありて一般の需用に應ずるを得ず亦人民に於ても之を買ふの力なかりしが故に田舎の百姓の如きは年中襤褸の古著を著たることなりしに外國より綿絲を輸入して之を織るのみならず今日は其綿絲さへも原料を買入れて自から製造し國內の需用に供したる上、更に海外に賣出すに至りし次第にして即ち國內の産物は價を生じて外に賣行くと同時に外國よりは安き物を輸入して一般の需用を充すが故に自から人民の生産力を促して物を製して輸出する其代りに鐵道なり諸器械なり又は製造の原料なますゝ必要の物を輸入してますゝ生産力を増し賣りては買ひ買うては賣り次第に貿易の繁昌を致し以て國の富を成したることなり然るに論者の説の如く國中に必要な物は自から製造して外國品の輸入を防ぐの手段を執らんには果して如何なる可きや差當り國民の衣食に就て見るも今の日本の米穀は國內の人口を養ふに足らず又木綿の如き其原料は全く外國より仰ぐものに外ならず強ひて國內にて之を造らんとすれば自から其工風なきに非ざれども如何なる高價をも厭はずして是非とも國內にて製するとありては輸入を防ぐの目的を達すると共に國の生産力を殺滅するは必然にして貿易は次第に衰へざるを得ず蓋し論者に於ては外品の輸入さへ防ぎ得れば國內に於ては如何なる高價を拂ふも其金は即ち内に留まることなれば以て正金流出の患を免かる可しとて自から得々たることならんれども是れぞ即ち間違ひの根本なれ若しも金を外に出さざるを以て經濟策の上乘なりとせんには鎖國時代の日本は恰も論者の理想を實にしたるものなれども當時の實際を見れば如何にも哀れなる有様にして國內の人民は生れては死し死しては生れ二百何十年の間、同一の生活を繰返して毫も進歩の跡を認めざり

しもの一旦外國貿易の門、開くるや論者の頻りに心配する如く爾來正金の外に流出したること夥しきにも拘はらず國の生産力は次第に發達して遂に今日の進歩を致したるは如何なる次第なるやと云ふに外國貿易の爲めに日本從來の産物は自から價を生じたるのみならず衣食の料なり又は鐵道諸器械の類なり外國の物を輸入してますゝ國內の生産力を増し生活に餘裕を生ずると共に隨て消費力をも増し多々ますゝ外品の輸入を促し之が爲めに差引して正金を支出したることも少なからざれども其金は孰れも相當の價に拂ひたるものにして決して溝の中に投じたるに非ず左れば諸會社の例に倣ひ精密なる日本國の財産目錄を造りたらば今の日本の富力は封建時代に比して非常に倍加したるの實を發見す可し數の最も明白なるものなるに論者の如きは數百年前に行はれたる經濟上の誤想をば今尙脱する能はず只管金に重きを置き其流出を云々して獨り自から煩悶すること氣の毒なれ或は又近來輸入品増加の模様を見るに例へば砂糖メリンス等の如き消費一偏のもの少なからず即ち人民が次第に贅澤を催ほしたる徴候に外ならずと頻りに憂ふる所あるが如くなれども是種の品物の輸入は人民の生活に餘裕あるを示すものにして生活に餘裕を生じたるは即ち生産力の發達したるが爲めに外ならず例へば朝鮮の如き懶惰の貧國に於ては砂糖メリンスの如き之を輸入せんとするも輸入するの力なきに反し商賣工業の發達したる西洋の文明國を見れば所謂贅澤品とも云ふ可き酒煙草等の消費も甚だ盛にして或は國を維持するの軍備費の如き實に是等の税より出づる程の次第にして國中に斯る種類の消費多きは即ち一國繁昌の徴候として寧ろ大に喜ぶ可きのみ貿易の趨勢は時に自から消長あり輸入超過し正金流出して人民の購買力減ずるときは輸入の勢は自然に止まりて輸出を促すことゝ爲り更に内國品の輸出に依り正金を吸収して購買力を増すに至れば更に又外品の輸入を見ることなり即ち輸出入の貿易は一消一長の間自から平均するものなるに財政の當局

者が漫に人爲の細工を施し此自然の作用を妨ぐるときは輸入の勢自から止む可き時節に却てます。輸入を促して貿易の不公平を致し自から苦しむの結果なきを得ず目下の經濟社會の變態は正しく此事情より來りしものにして之に處するの道は甚だ明白なるにも拘はらず老人の輩が眼前の變態に驚きます。杞憂の度を高めて大聲疾呼、更に背理の手段を以て輸入の勢を防遏せんとするが如き殆んど正氣の沙汰とは見る可らず若しも論者の如く必要の品物は外國に仰がずして自から製造し又砂糖メリンスの如き消費品の輸入をば排斥せざる可らずとして實際に其目的を達せんとするには外國貿易を謝絶して一切徳川時代の舊に復し汽車汽船郵便電信は勿論、諸工業製造の如きも全く廢止し人民は糧糶の古著、稗麥の食物に安んずるの外なきに至る可し即ち取りも直さず鎖國の實を行ふものにして思ふに論者の精神は決して斯る極端を目的とするに非ざるは無論なれども實際に其論旨を詮じ詰むるときは自から此結論に達せざるを得ず其妄漫無稽只驚くの外なきのみ以上我輩の所説は經濟學の初步にして學齡の兒童と雖も解するに難からざる所なるに然るに斯道の經驗家と稱する六十歳の老翁が此賭易きの道理を解する能はずして喋々妄漫無稽の言を爲し多少にても世間の無智輩を惑はしむるの掛念ありと云ふに至りては之を黙々に付するを得ず一篇の通俗談、聊か其惑を解くの止むを得ざる所なり（明治三十三年四月二十七日）

姑息の増税斷じて不可なり

政府は明年度に於て酒税以下二千百萬圓餘の増税計畫を立て議會に提出して協賛を求む可しと云ふ増税の必要は我輩の夙に主張したる所なれども政府の計畫に就ては大に異論なきを得ず聊か其次第を述べんに抑も政府は一時の政府

なれども國家は千百年の國家なり苟も政府の局に當り國政の責に任ずるものは百年は兎も角も少なくとも二十年三十年の計を考へて之に處するの成案なる可らず其地位に在るの久しからざる故を以て責を辭するを得ざるなり日清戰爭後の政府を見るに其更迭は相變らず頻繁にして當局者の席、暖なるに違あらざるが如しと雖も假令ひ一日たりとも其地位に在る以上は充分に責任を負うて戦後の經營を全うするの覺悟なかる可らず國民一般に望を屬したる所なるに然るに政府の計は此に出でず増税計畫は常に一時を彌縫するの姑息手段を執り僅々五六年の間に其事を三びするとは何等の失態ぞや當局者に於ては最初の計畫を以て充分なりとし今日の成行あるを前見する能はざりしか不明も亦甚だし或は之を前見するも大に斷ずるの勇氣なくして一時の彌縫策に止めたるか國事に對して不親切なり孰れにしても其責は免かる可らざるなり今度の増税計畫に付き清酒税は現率の十二圓を十五圓に増額す可しと云ふ抑も我輩が酒税増加を主張したるは多年の事にして殊に戦後の計畫に就ては他の税目は姑らく其儘にし大に酒税に取る可しとて丁寧反覆、敢て勸告したるに拘はらず憐れむ可し政府の當局者輩は今日こそ元老など稱すれども本來は舊藩出身の小身者にして何十萬石の小會計にのみ慣れたるものなれば其心も自から小にして大決斷の勇氣なく我輩の所説を以て一概に過激なる書生論と認め殆んど取合はざる其老練家の伎倆は如何と云ふに人民の負擔は公平ならざる可らず彼れに重くして此れに輕きは税法の宜しきを得たるものに非ずとて夫子自から書生の空論を實にせんとし小心翼翼の税目を搜索して所謂公平の課税を試みたる其結果は何ぞ圖らん苦情百出その煩しさに堪へざるのみならず實際の収入も案外少なくて矢張り酒税の外に好税源なきを發見し得たるこそ笑止千萬なれ事實果して然る以上は今度の増税に就ては當局者に於ても大に考ふる所なきを得ざる可し彼の砂糖税、石油税、葉煙草賣下代金の如き敢て不可なるに非ず大に收入に

利するの見込あらんには之を取るも差支なしと雖も凡そ國家には不慮の災變なきを期す可らず北清事件の如きは即ち其適例にして今後何時、如何なる事變も計る可らずとあれば是種の税目は成る可く保存して他日不時の需に應ずるの豫備と爲し一舉大に取り易きの税源に取るこそ税略の當を得たるものと云はざるを得ず今回の計畫は二千百萬圓の收入を得んとするものにして若しも此額にて充分ならんには清酒税一石に付き五圓を加ふれば優に目的を達す可し誠に易々たる談なれども政府の計畫なるものは其目的甚だ分明ならず斯る姑息の増税を以て今の財政の基礎を確立するが如き思ひも寄らざる所にして今後數年ならずして又々不足を告ぐるは明白なる成行にこそあれば當局者にして眞實國事に親切ならんには此際充分の責任を負うて完全なる計畫を立て大に國民に訴ふる所なかる可らず政府の計畫に據れば酒税の増額は現在の一石十二圓を十五圓として僅に三圓を増さんとするものなれども我輩の所見を以てすれば宜しく八圓を増して二十圓と爲す可し此増額のみにて三千萬圓の收入を得る難からず三萬圓尙ほ不足とあれば更に増加するも差支なきを信するものなり或は曰く酒税は二十九年に七圓に増し三十一年に至り更に現在の十二圓に増したるものなり十五圓の増額さへ大に掛念を免かれず況んや二十圓に於てをやとて驚くものもあらんなれども是れぞ即ち小身者の見解にして天下の大經濟を知らざるものなり本來日本の清酒は全く無税なりしものを明治の時代に至りて始めて一石二圓を課し次で四圓を課し二十九年の増税に七圓と爲り引續き三十一年には十二圓と爲り詰り無税より十二圓に至りしものなれども實際課税の爲めに何等の故障もなく其販路は年々擴張するの一方のみ若しも最初無税の時に當り十二圓の課税を主張するものもあらば當局者に於ては突飛の説なりとして大に驚きたることならんなれども實際には其説を實行して毫も差支を見ざりしに非ずや今僅々八圓の税を増したりとて之が爲めに清酒の販路を縮少して税

源を潤稿せしむるの憂なきは我輩の萬々保證する所なり飲酒の嗜好は他に代用物の出で來らざる限り決して止む可らず税源保護の目的を以て代用物の取締を嚴重にし其道を杜絶する以上は假令ひ清酒の價が二倍し三倍するも從來飲み慣れたる酒量を減ずることは到底行はる可らず現に三度の食事を二度に減ずるも何分にも酒だけは止むを得ずとの言は常に聞く所にして其嗜好は直段の騰貴の爲めに減却す可きものに非ず單に我國のみならず外國の例に徴するも甚だ明白なる所なれば其邊の掛念は全く無用として思ひ切て酒税の増額を斷行す可し若しも大に決斷する能はずして姑息の計畫を以て一時を彌縫するときは數年ならずして更に増税の必要を告ぐるは必然にして其時に至りて如何なる税目に課するやと云へば矢張り酒税に歸著するの外なきこと明白なれば納税者の爲めに謀るも屢ば増税の面倒を蒙らんよりは寧ろ一時に負擔するに若かず敢て當局者の決斷を勸告する所以なり幸にして今期の議會には政府黨多數を占めて當局者の提案は大抵通過す可き見込ありと云ふ大に奮發して財政の基礎を確立するの好機會に非ずや或は増税の問題に就ては議員中にもおの／＼利害を殊にするが故に當局者が思切たる決斷に出づるときは政府黨の一致も覺束なしとの掛念もあらんか果して議會の反對もあらんには當局者は宜しく之を解散して國民に訴ふ可きのみ苟も一世の名望を負うて政局に當りたる政治家が眼前の情實の爲めに一時を姑息して國家永遠の計を等閑にするは我輩の斷じて取らざる所なり（明治三十四年一月八日）

酒税の納期及び酒造家の注意

酒造家の近狀を聞くに昨年仕込高は本年十月より増税の實施を見越して前年に比すれば石數を増したる故に左な

きだに賣崩しの掛念ある其處に世間一般に不景氣の餘響として其賣行甚だ思はしからず資本に乏しき營業者の如きは納税に差支へて看す、損耗と知りながら安直を競うて賣出し其結果自から苦しむと同時に他の同業者を苦しめて共に倒産の悲境に瀕するもの少なからずと云ふ増税を見越して造高を増し同業者互に困難するは從來毎度の例にして自から警しむ可き所なるにも拘はらず滔々相率ひて再三再四その覆轍を履むが如き自業自得と云はるゝも致方なかる可し又不景氣の影響は單に酒造家のみならず孰れの商賣も一般に蒙る所なれども酒の賣行は最も世間の景氣に關係するものなれば殊に大打撃を受けたることならん自然の成行にして是れ又如何ともす可らずと雖も抑も清酒は國の一大税源にして現に歳入の第一位を占むるのみならず今後増税の必要を告ぐる場合には差當り此税源に依らざるを得ず最も重きを置く可きものにして一方に適當の税源として望を屬する上は一方には呉れんゝも營業保護の手段を講ぜざる可らず今營業者が現行の税法に付き苦情を訴ふる所は納税期の時を得ざるに在るが如し税期の改正は我輩に於ても從來屢ば論じたる所にして其改正は營業保護の爲めに至當の處置なる可し現行法に據れば酒税の納期を四期に分ち七月十月及び翌年の二月三月の四回に分納せしむるの規定なれども實際清酒は前年の十一月に仕込たるものを本年の七八月に至りて始めて賣出し翌年八九月頃までに悉皆賣盡くすの順序なりと云ふ左れば第一回の納期の如きは營業者に於ては未だ一錢の収入もなきに恰も税金を前納するものにして最後の納期とても尙ほ釀造酒を賣盡くして悉皆代金を收納する前に在ることなれば營業者に取りては營業資本の外に更に造石數に相應する税金を豫め用意せざる可らざるの不利を免かれず凡そ如何なる商賣にても其利益は資本運轉の巧拙に依るものにして例へば一萬圓の資本を轉々運用して何割の利益を收むると又は二萬圓三萬圓の資本にて同額の利益を收むるとは其利不利同日の談に非ず孰れも營業者の

腕前如何に由ることなれども其腕前の如何に拘はらず税金だけの金額は是非とも備へ置かざる可らずと云ふ殊に酒造家に於ては其税金額は酒の元價よりも大なることなれば之を備へ置くは甚だ容易ならず或は税金は詰り消費者の手より支拂ふものにして營業者に於ては恰も一時立換ふるまでのことなれば別に苦痛もなかる可しと云はんかなれども其立換金が悉皆營業者の許に復歸するまでには凡そ一年間を要する次第にして一方には未だ商品の代價を請取らざるに一方には税金を納めざる可らずと云ふ恰も二重の利息を負擔するものにして營業者の最も苦痛を感ずる所なり左れば税期の改正は實際に止む可らざるの必要なれども今の四期を改めて一期とするか又は二期とするか其邊の利害得失は我輩に於ては甚だ不案内なるが故に之を當局者に一任することゝして只我輩の望む所は營業者が釀造酒を賣捌き其代價を收めて悉皆勘定を結了するを期として税金を徴收す可し或は一時に全額徴收は營業者に於て困難を感ずるの事情もあらんには大部分を勘定結了期に徴收し他は一回もしくは二回に徴收することゝするも可なり本來政府の經濟よりすれば税額の収入さへ確實ならんには納税期の如き如何に變更するも差支なきことなれば此邊は篤と營業者と協議を遂げ充分に其便宜を參酌して速に改正の決斷に出づること双方の爲めに得策なれ我輩の敢て望む所なりとして更に酒造家に向て一言せんに近年來營業家の中には往々にして廢業又は倒産者の少なからざるを以て之を増税の結果に歸するものあるが如しと雖も凡そ小資本の營業が次第に大仕掛の仕組に變ずるは事業發達の順序にして酒造の營業の如きも亦この數に漏るゝを得ず凡そ村と名づく可き場所には必ず酒造家ありて其酒造家は孰れも相應の富を成したるは從來の例にして即ち一村一郷の酒造家は恰も專賣の姿にして隨て其利益も少なからざりしかども是れは運輸交通の不便なる時代の談にして汽車汽船の便利開けたる今日に一村一郷に於ける酒屋の專賣は到底行はる可らず封建の時代には

灘伊丹等の上方地方より海路にて酒を江戸に運送する其船を樽船と唱へ三艘の樽船の中、一艘無事に到着すれば非常の利益ありしと云ふ以て運輸の困難なるを知る可し然るに今日に於ては生來地酒の外に酒あるを知らざりし東北地方にても下り酒の味を解して地酒は何としても口にするを得ずなど贅澤を言ふもの多し畢竟汽車汽船の餘澤にして大勢の赴く所、如何ともす可らず近年來地方の小酒造家には廢業するものもあり倒産するものもありて營業者の數の減じたるは實際の事實なれども全國の總計に於て造石數の増減は如何と云ふに時の景氣不景氣に由りて多少の消長あるは免かれざれども之を平均して年々只増加の一方なるは是れ又實際の事實にして即ち酒造業が次第に小仕掛より大仕掛に變じ次第に大資本の在る所に集中しつゝあるの傾向を見る可し此趨勢は今後ますます進むのみにして苟めにも退くことなきは斷じて疑ふ可きに非ざれば日本の酒造業も一個の工業としていよ／＼大仕掛に移るの時期は最早や遠からずとして營業者たるものは今よりして此點に著目し大に用意する所なかる可らず又これと共に注意す可きは醸造法の改良にして學者の中には夙に其事を試みて試験上には好望の成績を得たるものあれども未だ實地に行はるゝに至らざりしに今回政府に於てもいよ／＼此點に著目して明年度より醸造試験場を設立して醸造法の改良を謀るの計畫なりと云ふ或は酒造家の中には學者の空談取るに足らずなどと重きを置かざるものもある由なれども本來酒の醸造は一切學理の範圍内に在るものにして化學の應用、細菌學の利用大に進歩したる今日に於て其成效は疑を容る可らず彼の口授秘傳など唱へ無智無學、目に一丁字もなき所謂杜氏の輩に一任し其出來不出來は恰も時の運にして然かも一年間に一回の醸造に過ぎざるのみか時としては腐敗變味等の爲めに意外の損失を招くが如きは野蠻時代の遺習を墨守するものにして改良法一たび功を奏するときは恰も弓矢槍劍を以て軍艦大砲に對すると一般、從來の酒屋は根柢より轉覆せ

ざるを得ず事の成行甚だ明白なる所なれば酒造家たるものは他の指導を待つまでもなく自から進んで改良法を謀り政府の試験場と相待て大に研究盡力せんには充分の成效を得て營業上の面目を一新するや疑ふ可らず酒造法の改良はますます大仕掛の營業を促すこと勿論にして大資本家が大型造場を設け年中隨時に酒を醸造して隨時に賣捌き然かも全く腐敗變味等の掛念なきに至れば其利益は非常のものにして區々たる増税の如き毫も意に介するに足る可らず我輩は其時期の到來決して遠からざるを信するが故に酒造家たるものは今より此點に注意して豫め用意あらんことを望むものなり（明治三十四年十月二十日）

産業貿易

地主の覺悟如何

文明事業の進歩發達に隨ひ從來我國に於ける地主と小作人との關係が舊態を維持する能はずして次第に變化を來す可きは必然の成行にして我輩の豫期したる所なるに近來其傾向の漸く事實の上に現はれんとするを見るに至れり現に和歌山附近の如き農民中の壯年輩は續々海外に出稼し又婦女子は大阪邊の紡績會社に女工として雇はるゝもの多きよりして小作人に不足を告げ地主は頗る當惑の狀ありと云ふ其他廣嶋山口兩縣下或る地方の人民も移民會社の勧誘に應じて海外に出稼するもの踵を接するに至りしかば地主等の掛念一方ならず會社の勧誘員を見ること恰も疫病神の如く尙に縣官公吏其他有力者に依頼して移民の勧誘を防禦せんと運動しつゝあるよし和歌山廣嶋山口等は海外出稼の盛

に行はるゝ場所にして自から特別の事情を存することなれども其他の地方とても外國の移住は今後次第に流行を見る可き尙ほ其上に最も注目す可きは近年來諸工業發達の大勢にして紡績織物等の工場は孰れも職工の缺乏を訴へ勞力の需用甚だ盛なりと云ふ需用の盛なると共に賃錢の騰貴は自然の結果にして然かも事業のますゝ發達するに隨て其需用はますゝ増加せざるを得ず然るに小作人たる農民の境遇を見れば終日營々星を戴いて耘り月を帶て耕し非常なる勞役して粒々辛苦の其報酬は纔に一家の口を糊するに過ぎず或は近年に米價騰貴その他の原因よりして農民に餘裕を生じたりと云ふも從來は全く肌身を掩ふに足らざる檻穽を纏ひたるものが漸く木綿の新衣に著換へ又麥飯のみを食したるものが三度に一度は米の飯に有付くことゝ爲りたる位の沙汰に過ぎず而して凶年飢饉の變は別とするも一旦暴風雨洪水等の天災に遭へば他の救助を仰ぐの外に生活の道を見出す能はずと云ふ憐れむ可きは實に小作人の境遇なり今日までは多年來の習慣自から先天の性質を成したるのみならず實際他に轉す可きの職業なかりしが故に自家の運命は斯る約束のものと觀念して其境遇に安んじたることなれども今や運輸交通の發達と共に殖産界進歩の大勢は武陵桃源の地にも侵入して彼等の懶眠を破り漸く耳を澄まして世間の様子を聞けば東隣の何某は布哇の移住先きより何百圓の金を家に送りたりと云ひ又西家の少女は紡績會社にて日給三十錢一箇年百圓以上の大金を得ると云ひ其耳に入るものは孰れも彼等を驚殺するの新聞ならざるはなし心を動かさざらんと欲するも得べからざるなり即ち和歌山等の地方にて小作人に拂底を告ぐるに至りし所以なれども我國目下の事情は前に記したる如く各工場にては孰れも職工の不足を訴へて賃錢も隨て騰貴を見る其一方に小作人の輩は漸く舊來の夢より醒めて職業を轉ずるの勢を成しつゝありと云ふ今後各事業のますゝ發達するに連れ國中の勞力が農を去り工に移るは恰も水の低きに就くと一般、到底留む可らざるは經濟上自然の大勢にして現に各地方共に次第に其傾向を現はしつゝありと云ふ今後大に注目す可き所のものなり

右の成行實際に間違ひなしとすれば日本米作の將來は果して如何なる有様を呈す可きや從來地主と小作人との關係は單に雇主と雇人との關係に止らずして恰も主従の情誼を存し多年來回滑に維持したることなれども今後は單に偏の情誼を以て小作人を引留めんとするも實際に行はる可らず或は小作料を引上げて小作人の所得をして他の一般の賃銀と平均を得せしむる手段に出でんか小作人は満足す可しと雖も斯くの如きは地主の經濟上に於て許す可らず果して然らば日本の米作は到底割に合はずとして斷然思ひ止まり國中の水田は桑畑山林もしくは牧場等に變ずるの外なきや又は從來の耕作法を改め人力を省き器械力を使用して所謂大農の仕組と爲る可きや又或は土地の情況に隨ひ米作の業を廢して更に有利の業に轉ずるものある其一方には依然米作を繼續して収益を見るものもある可きや凡そ此邊の利害得失は實際の大問題にして容易に斷言す可きに非ずと雖も早晚日本の米作上に變化を見るの時機到來するは疑ふ可らず其時機が今後幾年の内に來る可きやは固より豫言するを得ざれども今や工業の發達進歩は非常の勢にして其結果として各地方に於ても漸く小作人拂底の傾向を現はしつゝありと云ふ地主たるものは今より覺悟を定めて其曉に處するの計を爲すも決して大早計に非ざる可し(明治三十二年九月二十二日)

農業の前途

世間憐む可きもの多しと雖も我農民の現状ほど憐む可きものはなかる可し終日營々田畝の間に耕耘し夜分とても鞋を作り繩を絞ふなど寸時も手を空うせずして其得る所は以て一家を養ふに足らず檻穽を纏ひ粗食を食して僅に飢寒を

凌ぐのみなりと云ふ諸種の事業發達して人手を要すること多き今日に於て斯る境遇に甘んずるものあるは一見不思議に似たれども抑も封建の時代には士農工商の分界甚だ嚴重にして苟めにも犯す可らず農民が如何に出世するも士分に取立てらるゝの望なきは勿論商工等に業を轉ずるも容易ならざる其上に各藩割據して殊更に交通を不便にし人民の妄に領土外に出づるを禁じたるほどの次第なれば農民の如き終生他境の状態を知るに由なく恰も耳目の自由を奪はれたると同様にして見聞を廣むるの機會を得ず終身農業に従事するを以て前世の因果、天然の約束と心得たるも決して偶然に非ず然るに今や時勢一變、職業は各自の好む所に隨て勝手に選擇するを得ると共に教育も漸次に普及し書籍新聞の刊行は日に盛にして僅少の費用を以て居ながら世間の事情を知ることを得べく郵便電信はますます發達して通信の便を與へ社會の發達を促すに最も有力なる鐵道は年と共に延長して既に三千哩以上に達したり人事の運動自由自在にして恰も羽翼を生じたるに異ならざれば農民の思想も次第に變化するは自然の勢にして例へば近來孰れの地方にても下女下男の拂底を感じるは紡績會社その他の工場に雇はるゝ方百姓仕事よりは遙に利益多きが故に農家の子女輩は自から其一方に轉ずるが爲めに外ならず聞く所に據れば或る地方にては小作人が漸く小作を厭ひ従來は喜んで引受けたる田畑も收益の少なき場所は或は返附を申出で又は小作料の減額を求むるなど工業の發達に連れて農民が漸く其境遇に安んぜざるの情を見る可し今日既に然りとすれば今後交通のますゝ便利なるに隨ひ従來郷里の外に出でたることなきものも或は都會見物もしくは神社佛閣の參詣など兎角世間に出づること多き其間には種々の事物を見聞して井蛙の見を聞くと共に自他生活の模様を比較して世間には勞働少なくして報酬多く飽食暖衣、尙ほ且つ毎月若干の餘裕を生ずるものあるを發見し次第に農業を厭ふに至るは必然にして農界の變化は到底免かる可らず生涯地主に奉公して饑

餓の境に出入するよりは寧ろ都會に出で、車夫と爲り職工と爲り若しくは土方人足と爲りて割合に安樂の生活を營むに如かずとて追ひ々小作地を返還し地主は小作料を減じて小作を頼むも應ずるもの少なく爲めに田地を持て餘すに至るは遠きに非ざる可し現に英國の如き工業の發達に伴ひ田畑に働きたる農民が次第に都會に集りて農業の衰退を來したるは實際の事實なり日本の農業も結局同じ運命に陥る可きは知れ切たることなれば地主に於ては今より其覺悟肝要なる可しとて敢て注意を促すものなり(明治三十二年十一月二十七日)

商賣人失望す可らず

今度の清國事變は當初に於ては何人も左程の大事と認めず何れ烏合の匪徒百姓一揆の類なれば間もなく鎮定することとならんとて格別意にも留めざりしに豈に圖らんや一炬の火何時しか燎原の大火と爲り炎焰天に漲るの慘狀を呈し世界の大事變を惹起すに至りしこそ意外にして今日の處、事の終局は容易に見る可らざるが如し隨て近火の大騒動の爲め對岸なる我國の迷惑は實に一方ならぬ次第にして消防出兵の勞費は姑く別とするも騒動以來清國との商賣貿易は停止の姿にして紡績會社の如き左なきだに不景氣を啣ちつゝありし折柄北清地方への輸出全く杜絶したることなれば中には殆んど維持の困難を感じるものもあらん其他海産物の如き燐寸の如き清國向きの商賣は孰れも同様にして當業者の損害は非常のものなる可し實際止むを得ざるの成行とは云ひながら其苦境は氣の毒に堪へざる所なれども凡そ人事には絶對の不幸なし禍の裏に福あり苦中亦自から樂なきに非ず決して失望す可らざるのみか此騒動の最中こそ日本の商人が大に利す可きの機會なりと云ふ其次第は今を距る四十年前彼の英佛の同盟軍が清國と戦うて北京に侵入したる

とき聯合軍が我國に軍馬を陸揚したるは夥しき數にして其飼料として日本の糠又は大麥を非常に買入れたりしが當時の商人は利を見るに敏ならず一時に糠の賣行くに乘じ其中に赤土を混じ目方を重くして不正の利を貪らんとしたるものあり又大麥の注文に就ては時の政府に於ては外國との條約に米麥を輸出禁制品と認めたる箇條に基き其輸出を禁ぜんとしたりしに外國公使は之に抗議して交渉往復の末、條約の正文たる和蘭文に照らし麥とは單に小麥の意味にして大麥を含有せざること判明し漸く大麥の賣込を許したるの奇觀さへあり又外國の軍隊にては日本の食品中にて薤の漬物を要したるものと見え之を買入れたるに是れ又商人の不正手段にて形の似寄りたる雜草の根を漬物にして賣付けたりと云ふ當時の商人が眼前の小利に迷ひ不正品を賣込みて外人を欺きたる不都合は申す迄もなく政府に於ても成る可く商品の輸出を禁じて外人を苦しめんとしたるが如き今日より見れば笑止の沙汰にして若しも官民共に永久の利益に著目して外人に便利を與へたらんには當時に於ても大に益したることならん然るに今度の聯合軍は當時の英佛同盟軍と同日の比に非ず眞實世界列國の聯合軍にして現に今日と雖も北清の海陸に集りたる列國の軍艦陸兵は少なからざる數なるに今後次第に本國より到着するときは其總員は十萬以上に達することならん而して此多勢の軍隊に要する食料必需品は何れの地より求む可きやと云ふに其多分は是非とも我國の供給を待たざるを得ずと云ふ恰も不意に日本品の需用者を生じたるものと云ふ可し況んや日本は當時の日本に非ず既に文明の一國として聯合の運動を共にしつゝある其上に多年來の改進黨々歩、國力非常に發達して國中の商品は充分に外國人の需用を充すに足るものあれば此機會を利用して食料必需品の賣込みより運送船人夫の雇入に至るまで一切これを我國に引受けんには其利益は非常のものにして或は貿易中止の損害を償ふの結果もある可し單に目前の利益のみならず我國人が此際大に注意して外國人の便利を謀

り或は負傷者を收容し或は避難者を好遇する等親切丁寧を旨として之を優待するときはます／＼外國の關係を親密ならしめて後日の商賣上に利する所少なからざる可し我國の商人は奮發勉強して此利益を收むるの覺悟こそ肝要なれ我輩の敢て勸告する所なり且つ又支那貿易の中止は我國に取りて一大打撃たるに相違なけれども實際の數に徴するに我外國貿易の總額は四億三千八百九十九萬七千餘圓にして其内支那の貿易額は六千八百九十四萬四千餘圓なり即ち全體の上より見れば僅々一割六分に過ぎざれば其聲の大なる割合に實際の損失は左程に非ざることを知る可し然かのみならず更に一步を進めて前途を望めば元來支那は國土廣く人口夥しき其上に國中の富源は殆んど量る可らずして若しも早くより文明の新智識を輸入し文明の利器を應用して其人民を誘導し其富源を開發せんには疾くに世界の最大市場たる可きに惜いかな政治の仕組宜しきを得ずして生命財産の安固を缺き民間に産業の發達を望む可らざるは申すまでもなく外人に於ても安心して資本を投じ事業を營むを得ず何とかして革新の工風なかる可らずとは内外人共に希望したる所なりしに今度の騒亂は偶然にも積年の痼疾に對し思切て外科の大手術を施したると一般、後の處分は孰れにするも兎に角に文明の光を四百餘州に及ぼし内地開放の運に至る可きは斷じて疑を容れず此點より見れば五十年六十年を要す可き支那革新の大事業を僅々五六年の間に成就するの動機を爲したるものと云ふも可なり即ち其結果は貿易の關係ある列國の中にも特に我國の如きは最も利益を被むること必然なれば日本の商人たるものは目前の事情に失望せず遙に前途の多望を眺めて大に安心す可きものなり（明治三十三年八月三日）

教育學術

女大學の流毒

女大學の著者は封建鎖國時代の古人物にして其説く所の主義も亦決して著者の新發明に非ず支那流の古主義即ち所謂聖人の教を演繹敷衍したるものにして蓋し著者は漢文の經書の一般に解し易からざるを以て之を解釋して平易の文字に認め以て世間の婦女子に讀ましむるの便に供したることならん其時代に於て其説あるは固より怪しむに足らず我輩に於ては敢て其人を咎めざるのみならず古學者流の一人として確に之を認むるものなれども著者が古主義を敷衍し其文を平易にして一般の通讀に便ならしめたるの效能果して空しからず其書の流行と共にます／＼其主義を傳播せしめて永く儒教の毒を流したるは女大學の著述、與て大に力あり之を度外に付する能はざる所以なり或は今日の男女輩には其書を見ざるものさへなきに非ずや今更ら之を云々するの必要はなかる可しなど云ふものもあらんかなれども斯くの如きは自から毒中に沈没して其毒の深淺を知らざるものなり試に日本社會の實際を見れば男子の放縱、女子の慘狀は今尙ほ昔に變らざるのみか寧ろ甚だしきを加へたるの觀なきに非ず即ち女大學の主義は現に其害毒を逞うしつゝあるものと云ふ可し往昔鎖國の時代ならんには尙ほ忍ぶ可しと雖も今や全國を開放し外國人を内地に雜居せしむる場合に斯る有様を其儘にして國の恥辱を世界に暴露せしむるは斷じて忍ぶ可らず苟も文明士人たるものゝ默視すること能はざる所なる可し抑も名譽、生命、財産は人權の重んず可きものなる中にも名譽は最も大切にして其得喪は生命

財産にも換ふ可らざるの場合多し文明世界一般に認むる所にして人性に男女の別はあれども其名譽に輕重の差はある可らず然るに日本社會に於ては婦人の名譽は恰も男子の爲めに蹂躪せられながら世間に之を怪しむものなしと云ふ古來の習慣とは申しながら其習慣を養成したるものは女大學の主義、與て力ありとすれば其流毒の甚だしきを見る可し即ち夫婦の約束は殆んど一生涯の運命を決するものにして若しも正當の理由なきに離婚さるときは終身の名譽を損ぜざるを得ず然るに日本の習慣に離縁は男子の勝手にして女子に於ては如何なる無法の處置に遭ふも之を争ふを許さず世間の婦人中には男子の爲めに名譽を害されて終身浮ぶ可らざるの淵に沈めらるゝもの甚だ多し女大學に七去の簡條は恰も男子を教唆して婦人の名譽を蹂躪せしむるの口實を與へたるものと云ふ可し然かのみならず男子が結婚して婦人と偕老同穴を約束しながら素性の知れぬ怪しき女など引入れて之を妾と名づけ恰も一夫多妻の實を演ずるは取りも直さず正妻たる婦人を辱かしむるものにして名譽を害する之より甚だしきものはある可らず而して女大學は管に之を咎めざるのみならず寧ろ一夫多妻の必要なる場合を云々して公然その事實を認めたるに非ずや一世の寶典と認められたる女大學の所説にして婦人の名譽を無視すること斯くの如しとあればます／＼男子をして放縱ならしむるは自然の結果にして其流毒の甚だしき自から知る可きのみ日本婦人の境界は實に慘澹たるものにして男子の爲めに名譽を蹂躪せられて生涯浮む瀾なく殆んど精神上に虐殺せられたると同様の悲境に陥るもの多きは無論、甚だしきは男子が破倫醜行の餘、自から感受したる一種の病毒を清淨無垢なる細君に傳染し生れも付かぬ淺ましき容體を呈せしめたるの例も少なからず斯くの如きは自から手を下して之を殺傷したるよりも更に幾層の殘虐を極むるものにして斯る點より見れば日本の婦人は或る意味に於ては生命の安全を缺くものと云ふも可なり況んや財産に於てをや之を要するに男子